

官報号外

平成十二年十一月三十日

○第一百五十九回 参議院会議録第十五号

平成十二年十一月三十日(木曜日)

午後三時十六分開議

○議事日程 第十五号

平成十二年十一月三十日

午後三時 本会議

第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。
日程第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長朝日俊弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票総数

二百三十九
二百四
三十五

賛成

反対

〔投票終了〕
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

一、ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、マンションの管理の適正化の推進に関する法律案(衆議院提出)

平成十二年十一月三十日(木曜日)
午後三時 本会議

一、日本放送協会平成十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
一、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案(衆議院提出)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
日程第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

〔投票開始〕
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

本法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るために、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るために、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長増田敏男君より趣旨説明を聴取した後、地方分権の精神と本法律案との整合性、基礎的地方公共団体制度のあり方の見直し等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して富樫三理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔市川一朗君登壇、拍手〕

○市川一朗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るために、文教・科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教・科学委員長市川一朗君。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君） 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百四十一
一百四十九

賛成

反対

投票の結果を報告いたしました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（井上裕君） この際、日程に追加して、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案（内閣提出 衆議院送付）を議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上裕君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長服部三男雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

（服部三男雄君登壇、拍手）

○服部三男雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他必要な事項について定めるものであります。

船舶検査活動は、国連安全保障理事会の決議に基づいて、または旗国の同意を得て、我が国領海または我が国周辺の公海において実施することと、船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施し、その態様は、船舶の航行状況の監視、船舶の名称等の照会、船長等の承諾を得ての乗船検査・確認、航路の変更の要請等とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、日米安全保障体制を堅持する上で船舶検査活動の重要性、船舶検査活動の実施要件である国連安全保障理事会決議の性格、実施要件に旗国の同意を加えた理由、同意の手続き及び同意が得られなかった場合の対応、船舶検査活動を実施する我が国周辺の公海の範囲、乗船検査の際の武器使用の基準、警告射撃を行わない理由、船舶検査活動と自衛隊法に基づく海上警備行動との関係、我が国の船舶検査活動に対する近隣諸国との反応等についての質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党的小泉理事、自由党的田村委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（井上裕君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたしました。（投票終了）

（投票開始）

○議長（井上裕君） 間もなく投票を終了いたしました。（投票終了）

○議長（井上裕君） 投票の結果を報告いたしました。（拍手）

投票総数

三百三十九
一百九十二

賛成

反対

投票の結果を報告いたしました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よって、本案は可決されました。（拍手）

○議長（井上裕君） この際、日程に追加して、健康保険法等の一部を改正する法律案

（いすれも内閣提出 衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上裕君） 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。国民福祉委員長中島真人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

案につきまして、国民福祉委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費における自己負担限度額及び健康保険の保険料率の上限について見直しを行い、老人に係る一部負担金について、薬剤の一部負担金を廃止するとともに、定額の上限を設けた上で、定率一割負担制を導入する等の措置を講じようとするものであります。

次に、医療法等の一部を改正する法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るために、病床の種別の見直しを行い、医業等に関して広告できる事項を追加するとともに、医師については二年以上、歯科医師については一年以上の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案の審査を一括して行い、老人に係る一部負担金について定率制を導入することの是非、入院医療の提供体制のあり方、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化することに伴う問題点、高齢者医療制度等についての医療保険制度の抜本改革の進捗状況と政府の決意等の諸問題について質疑を行ったとともに、参考人からの意見の聴取を行いました。また、森内閣総理大臣に出席を求めて、質疑を行なうなど慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上委員より両案に反対する旨

の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 両案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。小宮山洋子君。

○小宮山洋子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題になりました健康保険法等の一部改正案及び医療法等の一部改正案について、反対の立場から討論を行います。

まず、医療法、健康保険法の抜本改革の約束を再三送りし、國民にツケだけを回す政府のやり方に多くの國民が怒りを持っていることを申し上げないわけにはいきません。特に、一九九七年の改正のときに、抜本改革を今年度、二〇〇〇年度に行なうことを法律の附則に明記してあり、これは国会の意思であり、政府の公約であったわけであります。にもかかわらず、またもや改革なき負担増を行おうとすることは到底容認できません。借金を重ねた大切な財源をばらまき、本当に國民が願っている医療などの充実による暮らしのセーフティーネットをつくり直していくことは先送りをしている自民党を中心とする森政権のやり方に國民が愛想を尽かしています。支持率が一〇〇%台の森総理には早くやめていただいて、國民の願う政治に変えていくべきであることを冒頭申し上げ、この法案に対する反対の理由を述べます。

政府・与党は政府提出のこの法案を抜本改革の一歩であるとしていますが、再三約束した抜本改革の目指すもの、方向も示されていないのに、どうして正しい方向への第一歩だと言うことがで

きるのでしょうか。改革の理念のないつじつま合わせにすぎないことは、医療保険福祉審議会の答申で、急速な高齢化の進展に伴う医療費の高騰に対する有効な対応がなされておらず、当面の財政対策に終わっていると指摘されていることからも明らかです。これが基本的な反対の理由です。

健康保険法の改正案に反対する第一の理由は、二年前に導入し、政府も薬剤の量が減るなど効果があつたとしている七十歳以上の高齢者の薬剤一部負担を廃止し、定率一割負担を導入するという一貫性のない負担の求め方になつていています。

高齢者の薬剤一部負担の廃止は、日本医師会の意向を受けて自民党が打ち出したものです。このための財源や、同じくことし四月に政治決着した診療報酬の引き上げによつて必要になった財源を患者負担、國民負担によって賄おうという改革の理念のないつじつま合わせにすぎず、抜本改革の第一歩とはとても言えないものです。

そして、今回の改正は、定率一割の導入に加えて、医療機関が二百床未満か二百床以上かで異なる上限額、診療所の定率、定額の選択、院内処方か院外処方かによって、同じ医療費でも自己負担額が十四通りもあるという大変複雑なものになつてきます。高齢者はどのようにして判断すればよいのでしょうか。政府は、市役所の窓口でわかるようにするなどと言っていますが、病気の高齢者にわざわざ市役所まで行けというのでしょうか。

老人保健制度にかわる新たな高齢者医療制度の創設に全力を挙げることが必要なのです。

反対の第一の理由は、高額療養費制度の見直しで、重病にかかる患者の負担をふやそうとしている点です。

この改正案には、年収九百万円以上を上位所得者として負担の限度額を大幅に引き上げること、また限度額を超えた医療費の一%を上乗せすることが盛り込まれています。この見直しは、自己負担を軽減するために導入された高額療養費制度の根幹にかかる変更と言えます。高額の医療費がかかる病気になった人に、その分負担は多くても仕方ないというのでは二重の苦しみになってしまいます。保険料は所得に応じて、給付は公平にとする医療保険の基本理念を搖るがるもので、認め

るわけにはいきません。

このほかにも、患者は、保険外負担として、おむつ、テレビ、理髪などの日常生活に必要なサービスの費用、差額ベッド代、中には入院協力費などのあいまいな言い方で保険運用外の料金の負担を強いるますが、その実態も明らかでないのが現状です。

反対の第三の理由は、保険料率の設定の上限の見直しで、介護保険料を別建てにしてことによって実質的な保険料の引き上げになつてている点です。

改めようとしています。このような場当たりの改正を繰り返し、医療保険制度に対する信頼を失わせている政府の責任は免れません。

日本での医療提供体制は諸外国に比べて質が劣っていると言わざるを得ません。多い病床数、長い

入院期間は良質の医療が提供されていないからにほかなりません。医療の質の向上が改正のねらいであつたはずです。ところが、考えられていたのに法案に盛り込まれていません。多い病床数、長い

第一に、看護基準の見直しですが、現在の患者四人に看護職員一人から、三人に一人に引き上げられることになつていますが、当初の二・五人に一人にする案に日本医師会が強く反対して、三人に一人になりました。現在の基準は五十年以上も前の一九四八年に定められたものです。二人に一人か、少なくとも二・五人に一人に引き上げられるべきだと考えます。また、病床の面積も、既設のものについては野戦病院の基準のままの「病床当たり四・三平方メートル以上」という狭さが残さることになつています。

第二に、当初の案では、患者の状態にふさわしい医療を適切な療養環境のもとで効率的に提供する体制を確保するために、現在の一般病床を急性期病床と慢性期病床に区分することを基本的な考え方にしていました。ところが法案では、急性期病床、慢性期病床という名称を、一般病床、療養病床に変更し、それぞれの定義も不明確になつてしまっている点も納得できません。

第三に、カルテ開示の法制化はなぜ見送りになつたのでしょうか。多発する医療事故によつたのでしょうか。多発する医療事故によつたので

て、国民の医療に対する不安と不信が高まっています。患者の知る権利の観点からも、カルテ開示の法制化は早く実現する必要があります。

第四に、広告規制は緩和されなければなりません。患者の権利を定めるのではなく、虚偽広告、誇大広告などを除き、原則自由にすべきです。また、広告でくる事項として、中立的な医療機能評価機関が行う医療機能評価の結果とされているのは問題です。

最後に、抜本改革の必要性と緊急性は今回の法案審議の中で厚生大臣も再三述べられました。参考人から、このままでは保険制度そのものが崩壊してしまうという意見が述べられ、社会保障制度審議会、医療保険福祉審議会などからも、再三、緊急的な措置ではなく抜本改革がなければ国民の理解は得られないという答申が出されています。

厚生大臣は、委員会審議の中で、来年度の国会に改革案を提出することを約束されました。しかし、二〇〇二年の抜本改革を今度こそ広く国民の声も聞きながら実現するために、来年の通常国会には改革案を提出するよう政府が責任を持って取り組むことを強く要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) 鶴谷博昭君。

(亀谷博昭君登壇 拍手)

○鶴谷博昭君 私は、自由民主党・保守党及び公明党を代表して、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

御承知のように、我が国の医療制度は世界に誇

るべきものであります。平均寿命はもとより、寝たきりにならないで生活できる健康寿命も世界でトップクラスとなっております。先般、WHOが発表した世界各国の保健医療制度に関する報告書においても、我が国は世界第一位の評価を受けたところであります。

これらは、国民皆保険という基本理念に基づき、国民だれもが無理のない負担で良質な医療を受けられる体制を整備してきた成果であります。

こうした誇るべき成果を二十一世紀においても維持し発展させていくことが政治に課せられた重要な使命であると考えます。

特に、世界に例を見ないスピードで進行する少子高齢化を考えますと、医療保険制度、医療提供体制の両面にわたる抜本的な改革が必要であります。ですが、今回、政府から提案された二法案は、こうした医療制度の抜本改革の第一歩として位置づけられるものであります。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案であります。高齢者の一部負担について定率一割負担制を導入することとしております。これは長年議論のあった課題でありますが、今日の高齢者の経済状況を踏まえると、医療費に対するコスト意識を喚起し、定率負担となつてある若年者の負担との均衡を図ることは、今後の高齢者医療にとって極めて重要であり、ぜひとも実現しておく必要があると考えております。

また、高額療養費につきましては、所得の高い方にも応分の負担をお願いするとともに、実際にか

かった医療費に応じた負担をお願いすることとしておりますが、この見直しは、家計の負担能力に配慮しつつ、医療を受ける方とこれを支える方との公平を図るためにも、適切な措置であると考えております。

次に、医療法等の一部を改正する法律案についてであります。

〔小池晃君登壇、拍手〕

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法と医療法の一部改正案に対し、反対の討論を行います。

そもそも、今回の健康保険法改正案は、これまで定額負担だった高齢者医療に初めて定率負担を導入するもので、医療法改正案も医療提供体制の構組みの重大な変更です。国民の関心も高く、今国会にも短期間で二百十万人を超える反対署名が寄せられました。

日本は、医療保障制度にとっても医療提供体制に特徴的に、診療に従事しようとするすべての医師、歯科医師が患者とよりよい信頼関係を築ける十分な診療能力を身につけることを制度的に担保しようとするとする臨床研修の必修化は、医療機関における優秀なスタッフの確保、さらには国民に対する質の高い保健医療サービスの提供につながる大きな意義のある改正であると考えます。

このように、今回の二法案は、将来にわたり医療制度を持続可能で安定的なものとするための抜本的な改革の第一歩を踏み出すものであり、私どもいたしましては自信を持って賛意を表するものであります。

もとより、改革は今回にとどまるものではありません。連立与党は、政府とともに、広く国民の

御意見を承りながら、引き続き平成十四年度に向けておりますが、この見直しは、家計の負担能力に配慮しつつ、医療を受ける方とこれを支える方との公平を図るためにも、適切な措置であることを申し上げ、私の賛成討論を終わりります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(井上裕君) 小池晃君。

〔小池晃君登壇、拍手〕

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法と医療法の一部改正案に対し、反対の討論を行います。

そもそも、今回の健康保険法改正案は、これまで定額負担だった高齢者医療に初めて定率負担を導入するもので、医療法改正案も医療提供体制の構組みの重大な変更です。国民の関心も高く、今国会にも短期間で二百十万人を超える反対署名が寄せられました。

日本は、医療保障制度にとっても医療提供体制に特徴的に、診療に従事しようとするすべての医師、歯科医師が患者とよりよい信頼関係を築ける十分な診療能力を身につけることを制度的に担保しようとするとする臨床研修の必修化は、医療機関における優秀なスタッフの確保、さらには国民に対する質の高い保健医療サービスの提供につながる大きな意義のある改正であると考えます。

このように、今回の二法案は、将来にわたり医療制度を持続可能で安定的なものとするための抜本的な改革の第一歩を踏み出すものであり、私どもいたしましては自信を持って賛意を表するものであります。

もとより、改革は今回にとどまるものではありません。連立与党は、政府とともに、広く国民の

御意見を承りながら、引き続き平成十四年度に向けておりますが、この見直しは、家計の負担能力に配慮しつつ、医療を受ける方とこれを支える方との公平を図るためにも、適切な措置であることを申し上げ、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。(拍手)

増となります。これは、委員会審議で厚生大臣みずからそのとおりと答えたことあります。

政府は、定率負担になつても受診が抑制されることはないとも説明してきました。しかし、厚生省自身が、定率負担により受診抑制が起つり、その額を九百九十億円と算定していたことも明らかになりました。

以上のように、当初の政府の説明の根拠は完全に崩れており、これだけでも本法案は廃案にすべきであります。

定率負担の導入による患者負担増は千四百六十億円、医療を受ける人も受けない人も合わせて一人当たり年間二万円の負担増となります。しかも、これはあくまでも平均であり、外来通院中の高血圧、糖尿病の患者さんで自己負担が五百三十円から五千円へと九・四倍になる例もあります。

また、自内障の手術で入院した患者さんは三・九倍。上限があつてもこれだけの負担増になります。これを無理のない負担などとどうして言えるのでしょうか。

一割の定率負担がどれほど過酷なのかを実証しているのが介護保険です。介護保険が始まつてから、以前よりも介護サービスを低下させた人は一七・七%にも上ることが厚生省の調査でも明らかになっています。参考人質疑では、介護保険の利用率の低さは一割の利用料負担が原因であり、医療保険にも一割負担を導入すれば、医療を受ける権利も奪うとの声が上がりました。介護保険の一割負担による利用抑制の実態をとともに検討しないで、さらに医療にも拡大することなど、決して許されるものではありません。

社会保障の負担増は医療だけではありません。高齢者だけでも介護保険の保険料が来年度は七千

七百億円、利用料は六千億円の負担になります。さらに、年金改悪で一兆円を超える給付の削減が行われました。さらなる医療の負担増が高齢者の生活を直撃するだけでなく、現役世代の将来不安を強め、それが景気の回復を妨げることは明白であります。

反対する第一の理由は、高額療養費制度の改悪で、現役世代にも過酷な負担増を強いるものとなっているからであります。

そもそも、公的医療保険における患者自己負担の比率は、ドイツ六%、イギリス一・四%に対し日本は一五・五%です。さらに、欧米諸国では医療費に含まれている分娩費用や予防費用、差額ベッドなどの保険外負担を含めると、日本の患者負担は実に二%、国民皆保険制度のないアメリカの患者負担三〇・二%を上回るのです。

こうした世界でもとりわけ高い患者負担に加えて、がんや心臓病、脳卒中などの重病になつたときの医療費の負担の上限をなくして青天井にするのが今回の高額療養費制度の改悪です。政府はコスト意識を喚起するためと言いますが、参考人質疑で連合代表が表明した、心ならずも重病になつた患者にコスト意識を持つて治療を中断しろというの怒りは当然であります。

次に、医療法等の一部を改正する法律案についてです。

反対の第一の理由は、一般病床と療養病床を区分して、基準病床数の算定式によって地域の急性期医療を支える一般病床の機械的な削減が進んでいくことです。入院率が全国平均よりも上回る地域は、地域の実情にかかわりなく急激なベッド削減が進むことになり、急性期の治療や手術ができる

病院がなくなる危険があります。

第二の理由は、一般病床の看護基準の患者三人に対して看護婦一人という配置基準が極めて不十分な上、療養病床は患者六人に対して看護婦一人という世界に例を見ない劣悪な基準が法定化されることです。これでは、患者の重症化と医療の高度化にあえぐ看護現場の矛盾は深まるばかりではあります。

反対の第三の理由は、医師の卒後臨床研修の必修化に際して、財源もその規模も教育内容改善のめども示されておらず、このままでは批判の強かったかつてのインターネット制度の再現になりかねないことです。

さらに、今回の改悪は医療抜本改革の第一歩とされています。政府の言う医療抜本改革なるものは、介護保険と同様に、扶養されている高齢者一人一人にまで医療保険料の負担を求めるだけでなく、九七年の厚生省案によれば、現役世代の自己負担は三割に、大病院の外来は五割負担にするなど、歯どめなき負担増をもたらすのです。決して、このような道の第一歩を踏み出すわけにはいきません。

政府は、今回の改悪を、負担をみんなで分かち合うためと説明してきました。しかし、製薬企業大手十五社の連結経常利益は九九年度約九千億円、国民医療費の三%に相当する巨額の利益を上げています。こうしたところにメスを入れずに、高齢者や多くの国民に負担を押しつけるのは本末転倒です。

○清水澄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となつております健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

まず、医療制度の抜本改革については、一九九七年の自民、社民、新党さきがけによる連立政権のときには、当時の与党間で、抜本改革なければ負担増なしという合意がなされましたことを思い起こす必要があります。森総理大臣は当時、自民党的総務会長としてその責任者のお一人ありました。

ところが、今回、森内閣が提案してきた健康保

官 報 (号)

険法等の改正案は、二〇〇〇年に実施すると約束してきた抜本改革を先送りしたばかりでなく、高齢者の定率一割負担の導入や、高額療養費に係る自己負担限度額を超える医療費について、一%とはいっても、定率の自己負担を上乗せするといった国民の負担増を行おうとするものであります。

森内閣が抜本改革を怠り、国民に負担増を押しつけるような法案を提案してくるのは、抜本改革なれば負担増なしという公党間の約束を踏みにじるものであり、断じて許せません。私は、まず最初にこのことを申し上げざるを得ません。

続いて、私が今回の二法案に反対する理由を順次申し述べます。

私どもが反対する第一の理由は、我が国の医療制度のあるべき全体像が明らかにされていないことです。

医療制度の抜本改革には、薬価基準の見直し、

診療報酬体系の見直しなどとともに、現行の老人保健制度をどうするのかといった問題がありますが、特に高齢者の医療をどうするのかについて、

政府は、直接の利害関係者による談合的決着を待つのみであり、本当の当事者である国民に対し何ら説明責任を果たそうとはしておりません。私は、本日午前中に、国民福祉委員会で行われた総理質疑で森総理大臣に政府の基本的な考え方を質問いたしましたが、森総理の空虚で説得力のない答弁には憤りを超えてむなしさすら感じております。

今後も高齢化が一層進展する我が国において、

高齢者の医療制度をどうするのかといった問題について、国民的合意の形成がないままに、これまでの政策との整合性もなく、理論的根拠や政策的効果もはつきりしないような小手先だけの負担増

してきましたが、このままにしておくことは、国民の将来不安が払拭できないのは当然であります。高齢者の定率一割負担の導入や、高額療養費に係る自己負担限度額を超える医療費について、一%とはいっても、定率の自己負担を上乗せするといった国民の負担増を行おうとするものであります。

森内閣が抜本改革を怠り、国民に負担増を押しつけるような法案を提案してくるのは、抜本改革なれば負担増なしという公党間の約束を踏みにじるものであり、断じて許せません。私は、まず最初にこのことを申し上げざるを得ません。

続いて、私が今回の二法案に反対する理由を順次申し述べます。

医療制度の抜本改革には、薬価基準の見直し、

診療報酬体系の見直しなどとともに、現行の老人保健制度をどうするのかといった問題がありますが、特に高齢者の医療をどうするのかについて、

政府は、直接の利害関係者による談合的決着を待つのみであり、本当の当事者である国民に対し何ら説明責任を果たそうとはしておりません。私は、本日午前中に、国民福祉委員会で行われた総理質疑で森総理大臣に政府の基本的な考え方を質

問いたしましたが、森総理の空虚で説得力のない答弁には憤りを超えてむなしさすら感じております。

今後も高齢化が一層進展する我が国において、

高齢者の医療制度をどうするのかといった問題について、国民的合意の形成がないままに、これまでの政策との整合性もなく、理論的根拠や政策的効果もはつきりしないような小手先だけの負担増

が先行するのは言語道斷であります。これでは国民の将来不安が払拭できないのは当然であります。

国民の社会保障に対する不安にこたえるために

なければ負担増なしという公党間の約束を踏みにじるものであり、断じて許せません。私は、まず最初にこのことを申し上げざるを得ません。

続いて、私が今回の二法案に反対する理由を順

次申し述べます。

医療制度の抜本改革には、薬価基準の見直し、

診療報酬体系の見直しなどとともに、現行の老人保健制度をどうするのかといった問題がありますが、特に高齢者の医療をどうするのかについて、

政府は、直接の利害関係者による談合的決着を待つのみであり、本当の当事者である国民に対し何ら説明責任を果たそうとはしておりません。私は、本日午前中に、国民福祉委員会で行われた総理質疑で森総理大臣に政府の基本的な考え方を質

問いたしましたが、森総理の空虚で説得力のない答弁には憤りを超えてむなしさすら感じております。

今後も高齢化が一層進展する我が国において、

高齢者の医療制度をどうするのかといった問題について、国民的合意の形成がないままに、これまでの政策との整合性もなく、理論的根拠や政策的効果もはつきりしないような小手先だけの負担増

す。

医療保険制度の赤字を生み出す構造的な欠陥を

そのままにして、膨張し続ける医療費を被保険者

の保険料の引き上げと患者の自己負担増で埋め合

わせるという悪循環をいつまで繰り返すのです

か。抜本改革を先送りにし、利用者の負担増など

その場しのぎの対応を繰り返し、小出し、先送

り、約束違反に終始する政府の姿勢を厳しく批判

したいと思います。

反対する第二の理由は、高額療養費に係る自己

負担限度額を超える医療費について、一%とはい

え定率の自己負担を上乗せするといった国民に負

担増を強いること

です。

反対する第三の理由は、高額療養費に係る自己

負担限度額を超える医療費について、一%とはい

え定率の自己負担を上乗せするといった国民に負

担増を強いること

です。

反対する第四の理由は、医療サービスの提供の

あり方についてであります。

看護職員の配置基準については、患者対看護職

員の比率を三対一とするとのことであります。

この比率がいかに人員不足であるか。多くの医療

現場では、既に新たな看護基準の比率を達成して

いるにもかかわらず、非常に過酷な労働を強いら

れています。

したがつ

て、今回の改正案は全く不十分な対応と言わざる

を得ません。

我が国の医療制度は、最近の医療ミスの続発を

見てもわかるように、瀕死の状態と言つてもよい

ような重大な問題を解決できないような中途半端な

内容では、医療制度改革の第一歩とは到底言える

ものではありません。

さらに、今般の医療法改正案の至らぬ点とし

て、いわゆるカルテなどの医療情報の開示問題が

あります。この問題は、「二十一世紀の我が国医療

のあり方を決する極めて大切な事項でありなが

ら、単なる規制緩和の広告項目の一部として挙げ

られていますにすぎません。広告規制の緩和は、医

療機関の都合のよいことだけが宣伝されるわけ

であります。カルテを初めとする医療情報の開示こ

そ、あるべき医療法改正案の核心部分であると思

います。

以上、主な反対の理由を述べてまいりました。

私は、医療現場において、患者の人権が尊重さ

れ、患者が最善の医療を受けられるようにするこ

とこそ、医療改革の目標すべき道であり、目的で

あると考えます。我が国の医療制度改革の中心に

は患者の権利の保障がなくてはなりません。

私たち社会民主党は、患者の人権を医療制度改

革問題の中心に据え、患者本位の医療の実現を目

指すものです。このような医療制度の抜本改革を

一日も早く実現する立場から私は、今回の再び

負担増だけを先行させる法案には反対であること

を表明して、討論を終わります。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
す。

贊成 投票總數
一百三十九

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) いの際、日程に追加して、
　　マンションの管理の適正化の推進に関する法律
案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ござ
　　ませんか。

○議長（井上裕君）御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長溝手顯正君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○溝手顯正君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものであります
て、多数の区分所有者が居住するマンションの重

議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたしま
投票総数 一四百三十一

二百四十一

投票総數	二百四十
賛成	一百二十
反対	二十
よって、本案は委員長報告のとおり修正議決され	

れました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

卷之三

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、
日本放送協会平成十一年度財産目録、貸借対照表

及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

信委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔今泉昭君登壇、拍手〕

○今泉昭君　ただいま議題となりました案件につ

きまして、交通・情報通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十年度決算書類でございまして、放送法の定めるところにより、会

計検査院の検査を経て内閣から提出されたもので
あります。

あります

における資産総額六千三百三十九億円に対し、負債総額は二千五百六十七億円、資本総額は三千七

議事日程追加の件
目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

○議長(井上裕君) まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長 加藤紀文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○加藤紀文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力発電施設等立地地域における振興計画に基づいて、地域住民の安全確保のため緊急に必要な施設の整備に係る補助率をかさ上げする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、原子力安全・防災体制の整備、電源立地交付金制度のあり方、原子力エネルギーの位置づけ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。質疑を終わり、本法律案に対し、自由党の渡辺す。

委員より、法律の目的について「原子力による発電の推進等に資するため」の文言を削るとともに、地域の防災に配慮しつつ特別措置を講じることとする等の修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党的山下理事、社会民主党中央護憲連合の福島委員より、原案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
百四十五
八十七

賛成
反対
よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	井上 裕君
高橋 令則君	菅野 久光君	高橋 紀世子君	
荒木 清寛君	山下 英利君	田浦 直君	
岩本 庄太君	岩本 荘太君	長谷川道郎君	
加藤 修一君	大森 礼子君	阿部 正俊君	
平野 貞夫君	田村 秀昭君	佐藤 泰三君	
海野 義孝君	魚住裕一郎君	河本 英典君	
市川 一朗君	大森 良三君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 秀央君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	高野 博師君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	岩瀬 良三君	河内 勝重君	
荒木 清寛君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
岩瀬 良三君	松岡満壽男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	松岡満壽男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	松岡満壽男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君	
田村 秀昭君	渡辺 孝男君	山崎 正昭君	
魚住裕一郎君	渡辺 孝男君	成瀬 守重君	
大森 礼子君	渡辺 孝男君	河内 勝重君	
市川 一朗君	渡辺 孝男君	鈴木 政二君</td	

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五号 議長の報告事項

平成十二年十一月三十日

文教・科学委員会 市川 一朗

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近のクローン技術等の水準が人クローン個体若しくは交雑個体又はこれらに類する個体の生成を可能としていることからがんがみ、人クローン個体及び交雑個体の生成を防止し並びにこれらに類する個体の人為による生成を規制することにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るため、クローン技術及び特定融合・集合技術により作成される胚の人又は動物の胎内の移植を禁止するとともに、クローン技術等により作成された胚の適正な取扱いを確保するための措置を定めようとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に際し、次の事項に関する特配慮すべきである。

一、法第四条第一項の規定に基づき、本法施行後早急に指針を策定することとし、その指針には以下の要件が盛り込まれること。

ア、法第三条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に人の尊厳の保持等に与える影響が人クローン個体若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそ

れがあるかぎり、人又は動物の胎内への移植を行わないこと。

イ、特定胚を取り扱うことができる場合として用いた研究が実施されており、かつ、特定胚を用いる必要性・妥当性が認められる研究

に限ること。

ウ、特定胚の材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の提供者の同意は、研究目的と利用方法等についての十分な説明を受けた上で理解に基づく自由な意思決定によるものでなければならぬこと。特に卵子提供について

は、女性の身体的・心理的負担に配慮し、提供者に不安を生じさせないよう十分に措置を講ずること。

エ、特定胚及びその材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の授受は冒償で行うこと。

二、指針の策定、変更に当たっては、国民の意見を十分聴取すること。

三、ヒト受精胚は人の生命の萌芽であって、その取扱いについては、人の尊厳を冒すことのないよう特に誠実かつ慎重に行わなければならないこと。

四、ヒト胚性幹細胞については、ヒト受精胚から樹立されるものであることにかんがみ、その樹立に用いるヒト受精胚は余剰胚に限定するとともに、その樹立及び使用も必要性・妥当性が認められるものに限ること。

五、クローン技術が、比較的容易に実施し得る可能性がありかつ、今後、急速な進展が予測されることから、本法施行後も、より実効性のある規制の在り方について引き続き検討を行うこと。

六、生命科学分野における研究は、医療等においては高い有用性が認められるものの、人間の尊厳の保持及び社会秩序の維持等に重大な影響を与える危険性も併せ持つことからがんがみ、その研究が、倫理的に、また、慎重に行われるよう十分な措置を講ずること。

七、本法及び指針で規制される内容、並びにクローン技術等の周辺技術である生殖医療、ヒト胚性幹細胞等による再生医療にかかるガイドライン等で規制される内容が、全体的に十分理解されよう努めること。

右決議する。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月十六日

衆議院議長 編貫 民輔
(小字及び
は衆議院修正)
参議院議長 井上 裕殿

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、胚 一の細胞(生殖細胞を除く。)又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

二、生殖細胞 精子(精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下同じ。)及び未受精卵をいう。

三、未受精卵 未受精の卵細胞及び卵母細胞(その染色体の数が卵細胞の染色体の数に等しいものに限る。)をいう。

第一条 この法律は、ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術のうちクローン技術ばかり一定の技術(以下「クローン技術等」という。)が、その用いられ方のいかんによつては特定の人と同一の遺伝子構造を有する人(以下「人クローン

胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚若しくは動物性融合胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(当該胚と動物の体細胞又は動物胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)

二 イからハまでに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚二十一 融合 受精以外の方法により複数の細胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む。

二十二 除核 細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。

二十三 ヒト除核卵 ヒトの未受精卵又は一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚であって、除核されたものをいう。

二十四 動物除核卵 動物の未受精卵又は一の細胞である動物胚であって、除核されたものをいう。

次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる胚又は細胞は、当該規定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

第三条 何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない。

(遵守義務)
第五条 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならない。
(特定胚の作成、譲受又は輸入の届出)

		上欄	中欄	下欄
十四	前項第二十四号	ヒト動物性融合胚、ヒト性融合胚又は人クローニング胚	ヒト胚分割胚	ヒト受精胚
十三	前項第二十三号	ヒト胚核移植胚又は人クローニング胚	ヒト胚核移植胚	ヒトの体細胞
十二	前項第二十号ハ	動物性集合胚の胚性細胞	ヒト集合胚の胚性細胞	人クローニング胚の胚性細胞
十一	前項第十九号口	動物胚	ヒト性融合胚	人クローニング胚
十	前項第十九号イ	動物性融合胚	ヒト性融合胚	イに掲げる胚
九	前項第十八号ハ及びニ	動物胚	ヒト性融合胚	イに掲げる胚
八	前項第十八号口	動物胚	ヒト性融合胚	人クローニング胚
七	前項第十四号口	動物胚	ヒト性融合胚	イに掲げる胚
六	前項第十四号イ	動物胚	ヒト性融合胚	人クローニング胚
五	前項第十三号口	動物胚	ヒト動物交雑胚	ヒトの体細胞
四	前項第十二号イ及びロ	動物胚	ヒト集合胚の胚性細胞	ヒト受精胚
三	前項第十号	動物胚	ヒト胚核移植胚	ヒト受精胚
二	前項第九号	動物胚	ヒト胚核移植胚	ヒト受精胚
一	前項第八号	動物胚	ヒト胚分割胚	ヒト受精胚

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、許容される特定胚の取扱いの要件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱いに関する配慮すべき手続その他の事項

文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。

4 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

四 作成、譲受又は輸入の予定日
五 作成 譲受又は輸入後の取扱いの方法
六 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令

第七条 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

ことができる。この場合において、文部科学大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

(実施の制限)

第八条 第六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日(前条第二項後段の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定胚を作成し、譲り受け、若しくは輸入し、又はその届出に係る事項を変更してはならない。

(偶然の事由による特定胚の生成の届出)

第九条 第六条第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由によりその届出に係る特定胚から別の特定胚が生じたときは、文部科学省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

ただし、当該生じた特定胚を直ちに廃棄する場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生じた胚の種類

三 生成の期日

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(記録)

第十一条 第六条第一項又は前条の規定による届出をした者は、文部科学省令で定めるところにより、その届出に係る特定胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 作成し、譲り受け、又は輸入した胚の種類
二 作成、譲受又は輸入の期日
三 作成、譲受又は輸入後の取扱いの経過

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 前項の記録は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(特定胚の譲渡等の届出)

第十一條 第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

(報告徵収)

第十四条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、その届出に係る特定胚の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十五条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

二 講ずるよう努めなければならない。

(報告の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ことができる」ととなるものを含む。)をいう。

以下この条において同じ。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四 第十二条の規定による命令に違反した者

第五十条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三 第七条第一項の規定による命令に違反した者

四 第十二条の規定による命令に違反した者

五 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

二 第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十一条第二項の規定に違反した者

四 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第十六条第三条の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千円以下以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 第十七条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第十八条第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報

一 (個人情報の保護)

二 (個人に関する情報)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する)。

三 (個人情報を保護するための措置)

四 (個人情報を保護するための措置)

五 (個人情報を保護するための措置)

六 (個人情報を保護するための措置)

七 (個人情報を保護するための措置)

八 (個人情報を保護するための措置)

九 (個人情報を保護するための措置)

十 (個人情報を保護するための措置)

十一 (個人情報を保護するための措置)

十二 (個人情報を保護するための措置)

十三 (個人情報を保護するための措置)

十四 (個人情報を保護するための措置)

は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者

三 第七条第一項の規定による命令に違反した者

四 第十二条の規定による命令に違反した者

五 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽

の届出をした者

二 第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十一条第二項の規定に違反した者

四 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第十六条第三条の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千円以下以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

八 第十七条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 第十八条第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報

一 (個人情報を保護するための措置)

二 (個人に関する情報)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別する)。

三 (個人情報を保護するための措置)

四 (個人情報を保護するための措置)

五 (個人情報を保護するための措置)

六 (個人情報を保護するための措置)

七 (個人情報を保護するための措置)

八 (個人情報を保護するための措置)

九 (個人情報を保護するための措置)

十 (個人情報を保護するための措置)

十一 (個人情報を保護するための措置)

十二 (個人情報を保護するための措置)

十三 (個人情報を保護するための措置)

十四 (個人情報を保護するための措置)

十五 (個人情報を保護するための措置)

十六 (個人情報を保護するための措置)

十七 (個人情報を保護するための措置)

十八 (個人情報を保護するための措置)

十九 (個人情報を保護するための措置)

二十 (個人情報を保護するための措置)

二十一 (個人情報を保護するための措置)

二十二 (個人情報を保護するための措置)

二十三 (個人情報を保護するための措置)

二十四 (個人情報を保護するための措置)

二十五 (個人情報を保護するための措置)

二十六 (個人情報を保護するための措置)

二十七 (個人情報を保護するための措置)

二十八 (個人情報を保護するための措置)

二十九 (個人情報を保護するための措置)

三十 (個人情報を保護するための措置)

三十一 (個人情報を保護するための措置)

三十二 (個人情報を保護するための措置)

三十三 (個人情報を保護するための措置)

三十四 (個人情報を保護するための措置)

三十五 (個人情報を保護するための措置)

三十六 (個人情報を保護するための措置)

三十七 (個人情報を保護するための措置)

三十八 (個人情報を保護するための措置)

三十九 (個人情報を保護するための措置)

四十 (個人情報を保護するための措置)

四十一 (個人情報を保護するための措置)

四十二 (個人情報を保護するための措置)

四十三 (個人情報を保護するための措置)

四十四 (個人情報を保護するための措置)

四十五 (個人情報を保護するための措置)

四十六 (個人情報を保護するための措置)

四十七 (個人情報を保護するための措置)

四十八 (個人情報を保護するための措置)

四十九 (個人情報を保護するための措置)

五十 (個人情報を保護するための措置)

五十一 (個人情報を保護するための措置)

五十二 (個人情報を保護するための措置)

五十三 (個人情報を保護するための措置)

五十四 (個人情報を保護するための措置)

五十五 (個人情報を保護するための措置)

五十六 (個人情報を保護するための措置)

五十七 (個人情報を保護するための措置)

五十八 (個人情報を保護するための措置)

五十九 (個人情報を保護するための措置)

六十 (個人情報を保護するための措置)

六十一 (個人情報を保護するための措置)

六十二 (個人情報を保護するための措置)

六十三 (個人情報を保護するための措置)

六十四 (個人情報を保護するための措置)

六十五 (個人情報を保護するための措置)

六十六 (個人情報を保護するための措置)

六十七 (個人情報を保護するための措置)

六十八 (個人情報を保護するための措置)

六十九 (個人情報を保護するための措置)

七十 (個人情報を保護するための措置)

七十一 (個人情報を保護するための措置)

七十二 (個人情報を保護するための措置)

七十三 (個人情報を保護するための措置)

七十四 (個人情報を保護するための措置)

七十五 (個人情報を保護するための措置)

七十六 (個人情報を保護するための措置)

七十七 (個人情報を保護するための措置)

七十八 (個人情報を保護するための措置)

七十九 (個人情報を保護するための措置)

八十 (個人情報を保護するための措置)

八十一 (個人情報を保護するための措置)

八十二 (個人情報を保護するための措置)

八十三 (個人情報を保護するための措置)

八十四 (個人情報を保護するための措置)

八十五 (個人情報を保護するための措置)

八十六 (個人情報を保護するための措置)

八十七 (個人情報を保護するための措置)

八十八 (個人情報を保護するための措置)

八十九 (個人情報を保護するための措置)

九十 (個人情報を保護するための措置)

九十一 (個人情報を保護するための措置)

九十二 (個人情報を保護するための措置)

九十三 (個人情報を保護するための措置)

九十四 (個人情報を保護するための措置)

九十五 (個人情報を保護するための措置)

九十六 (個人情報を保護するための措置)

九十七 (個人情報を保護するための措置)

九十八 (個人情報を保護するための措置)

九十九 (個人情報を保護するための措置)

一百 (個人情報を保護するための措置)

一百一 (個人情報を保護するための措置)

一百二 (個人情報を保護するための措置)

一百三 (個人情報を保護するための措置)

一百四 (個人情報を保護するための措置)

一百五 (個人情報を保護するための措置)

一百六 (個人情報を保護するための措置)

一百七 (個人情報を保護するための措置)

一百八 (個人情報を保護するための措置)

一百九 (個人情報を保護するための措置)

一百十 (個人情報を保護するための措置)

一百十一 (個人情報を保護するための措置)

一百十二 (個人情報を保護するための措置)

一百十三 (個人情報を保護するための措置)

一百十四 (個人情報を保護するための措置)

一百十五 (個人情報を保護するための措置)

一百十六 (個人情報を保護するための措置)

一百十七 (個人情報を保護するための措置)

一百十八 (個人情報を保護するための措置)

一百十九 (個人情報を保護するための措置)

一百二十 (個人情報を保護するための措置)

一百二十一 (個人情報を保護するための措置)

一百二十二 (個人情報を保護するための措置)

一百二十三 (個人情報を保護するための措置)

一百二十四 (個人情報を保護するための措置)

一百二十五 (個人情報を保護するための措置)

一百二十六 (個人情報を保護するための措置)

一百二十七 (個人情報を保護するための措置)

一百二十八 (個人情報を保護するための措置)

一百二十九 (個人情報を保護するための措置)

一百三十 (個人情報を保護するための措置)

一百三十一 (個人情報を保護するための措置)

一百三十二 (個人情報を保護するための措置)

一百三十三 (個人情報を保護するための措置)

一百三十四 (個人情報を保護するための措置)

一百三十五 (個人情報を保護するための措置)

一百三十六 (個人情報を保護するための措置)

一百三十七 (個人情報を保護するための措置)

一百三十八 (個人情報を保護するための措置)

一百三十九 (個人情報を保護するための措置)

一百四十 (個人情報を保護するための措置)

一百四十一 (個人情報を保護するための措置)

一百四十二 (個人情報を保護するための措置)

一百四十三 (個人情報を保護するための措置)

一百四十四 (個人情報を保護するための措置)

一百四十五 (個人情報を保護するための措置)

一百四十六 (個人情報を保護するための措置)

一百四十七 (個人情報を保護するための措置)

一百四十八 (個人情報を保護するための措置)

一百四十九 (個人情報を保護するための措置)

一百五十 (個人情報を保護するための措置)

一百五十一 (個人情報を保護するための措置)

一百五十二 (個人情報を保護するための措置)

一百五十三 (個人情報を保護するための措置)

一百五十四 (個人情報を保護するための措置)

一 第四条第三項及び附則第三条の規定 公布

の日

二 第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、
 ○ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての扱いの在り方に関する法律の施行の状況、クローリング技術等を取り組み科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の規定により巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 (経過措置)

第三条 第四条第三項の規定の適用については、公布の日から内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)の前日までの間は、同項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総合科学技術会議」とあるのは「科学技術会議」とする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一一部改正)
 第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
 別表に次の一号を加える。

六十 ヒトに関するクローリング技術等の規制に関する法律(平成十一年法律第一号)

衆議院議長 縊貴 民輔

参議院議長 井上 裕殿

胎内への移植の罪

審査報告書

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
 よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日

外交 防衛委員長 服部三男雄
 参議院議長 井上 裕殿

外務 防衛委員長 服部三男雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関し、その実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態に際して我が国が平和及び安全を確保するための措置に関する法律と相まって、日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月十七日

衆議院議長 縊貴 民輔

参議院議長 井上 裕殿

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案

(目的)
 関する法律

第一条 この法律は、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)。以下「周辺事態安全確保法」という。)第一條に規定する周辺事態に対応して我が国が実施する船舶検査活動に関する実施の態様、手続その他の必要な事項を定め、周辺事態安全確保法と相まって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって我が国が参加するものの厳格な実施を確保する目的で、当該厳格な実施を確保するために必要な措置を執ることを要請する国際連合安全保障理事会の決議に基づいて、又は旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。)の同意を得て、船舶(軍艦及び各國政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。)を除く。)の積荷及び目的地を検査し、確認する活動並びに必要に応じ当該船舶の航路又は

四、規定する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の規模及び構成

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要な事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重

(船舶検査活動の実施)

第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行なう自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援(周辺事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する後方地域支援をいう。以下同じ。)として行なう自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。

(船舶検査活動の実施)

(船舶検査活動の実施の態様等)

第五条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ぜるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 船舶検査活動の実施の態様は、別表に掲げるものとする。
4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中斷について準用する。5 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。
6 周辺事態安全確保法第六条の規定は、船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援について準用する。

(武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

3 (政令への委任)
第七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(自衛隊法の一一部改正)

2 自衛隊法の一部を次のよう改正する。

3 第百条の十第一項中「平成十一年法律第六十号」の下に「又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第二号)」を加え、同条第二項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」の下に「又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を、「後方地域捜索救助活動」の下に「又は船舶検査活動」を加える。

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一一部改正)

3 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一一部を次のように改正する。

4 第二条第一項中「後方地域捜索救助活動」の下に、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第六十号。以下「船舶検査活動法」という。)に規定する船舶

査活動」を加える。

第四条第一項に次の一号を加える。

四 船舶検査活動法第二条に規定する船舶検査活動(以下「船舶検査活動」という。)

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「前二号」を第二号から前号までに改め、同号を同項第六号と

し、同項第四号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 船舶検査活動法第四条に規定する事項

第五条中「又は後方地域捜索救助活動」に「後方地域捜索救助活動又は船舶検査活動」に改める。

別表(第五条関係)

番号	区分	実施の態様
一	航行状況の監視	船舶の航行状況を監視すること。
二	自己の存在の顯示	航行する船舶に対し、必要に応じて、呼びかけ、信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段(実弾の使用を除く。)により自己の存在を示すこと。
三	船舶の名称等の照会	無線その他の通信手段を用いて、船舶の名称、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷その他の必要な事項を照会すること。
四	乗船しての検査、確認	船舶(軍艦等を除く。以下同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の停止を求め、船長等の承諾を得て、停止した当該船舶に乗船して書類及び積荷を検査し、確認すること。
五	航路等の変更の要請	船舶(軍艦等を除く。以下同じ。)の船長又は船長に代わって船舶を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該船舶の船長等に対しその航路又は目的港若しくは目的地の変更を要請すること。
六	船長等に対する説得	四の項の求め又は五の項の変更の要請に応じない船舶の船長等に対し、これに応じるよう説得を行うこと。
七	接近日、追尾	六の項の説得を行ったため必要な限度において、当該船舶に対し、接近、追尾、伴走及び進路前方における待機を行うこと。

官 報 (号)

審査報告書
健康保険法等の一部を改正する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日

国民福祉委員長 中島 真人
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療保険制度及び老人保健制度の安定的運営を図るため、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し等を行うとともに、老人に係る一部負担金における定率制の導入及び薬剤一部負担金の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴い、平成十二年度において約十三億円の支出減が見込まれる。

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、抜本改革の重要な柱である老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成十四年度に必ず実施すること。その際、制度の効率化に努めるとともに、年金制度、介護保険制度など関連する制度との整合性や連携等を図りつつ、患者や国民の負担等を考慮して、低所得者対策を充実するな

どの検討を総合的に進める。また、生涯を通じた健康づくり、特に女性の生涯にわたる健康に関する政策の推進と老人医学・予防医学の研究を進め、健康寿命の延伸をめざすこと。

二、老人の上限付き定率一割負担制導入に当たっては、制度の運用及び定着状況等を把握し、平成十四年度の抜本改革の際に再検討すること。

三、高額療養費制度への上乗せ定率「一パーセント」負担制については、今後の家計に与える影響、医療費の動向、医療保険財政の推移等を見て、平成十四年度の抜本改革の際に再検討すること。

四、診療報酬体系、薬価基準制度及び医療提供体制については、引き続き検討を進め、平成十四年度までに所要の措置を講ずること。特に、老人医療及び慢性期医療については、包括・定額化を更に進めること。

五、医薬分業の推進のため、今後も所要の措置をとること。

六、医療保険制度運営の安定化と保険者機能の強化を図るため、保険集団の規模を適正化すること。また、レセプト点検の強化と体制整備、被保険者への情報提供の充実、健康づくりなどを進めるとともに、被保険者の立場に立った機能強化の在り方について検討すること。

七、医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るために、年金制度、介護保険制度など関連する制度の対策を強化すること。また、医療費の不正請求や指導監査に係る情報については、情報公開に基づき国民に開示すること。

八、新たな病床区分に当たっては、その具体的な目的や効果を明確にするとともに、看護婦等の配置基準及び構造設備基準については、今回の措置の実施状況を踏まえ、今後更なる改善を検討し、医療の質の確保・向上に努めること。同時に、平均在院日数の短縮を実現するなど、社会的入院の解消に努めること。

九、精神病院の職員配置基準及び構造設備基準を可能な限り一般病床並みに引き上げるとともに、国際人権規約及び国連原則等の規定に従い、当事者の意見を聴いて処遇を改善すること。その際、診療報酬においても必要な措置を講すること。

十、精神保健福祉施策を充実するために、障害保健福祉圏域や二次医療圏を入れて医療計画を策定するとともに、新たな障害者プランの策定に取り組むなどの必要な措置を講ずること。その際、社会的入院に関する実態把握に努めつつ、適正な精神病床数への是正に取り組むとともに、各医療機関の情報公開や政策決定プロセスにおける当事者の参画の下、ノーマライゼーションの理念に基づき、今後の精神保健福祉施策を推進すること。

十一、地域における小児医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を強化すること。

十二、カルテの開示については、環境整備の状況を見て法制化を検討するとともに、十分な医療情報の開示を行い、インフォームドコンセントの実が上がるよう努めること。なお、カルテに基づき国民に開示すること。

十三、医療の質を確保し、患者の立場を尊重するために、各医療機関の情報公開を更に進めにくとともに、医療機関等の第三者評価の内容等及び苦情解決機関の設置等について充実を図ること。

十四、医師及び歯科医師の臨床研修については、インフォームドコンセントなどの取組や人権教育を通じて医療倫理の確立を図るとともに、精神障害や感染症への理解を進め、更にプライマリーケアやべき地医療への理解を深めることなど全般的、総合的な制度へと充実すること。その際、臨床研修を効果的に進めるために指導体制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めること。

十五、医療制度の抜本改革を論議し、その推進を図る際に、国民がこの論議に参加できるよう、看護婦等の医療従事者の労働実態、病院経営に要する経費及び特定療養費等に係る患者負担の実態などの医療・保健の実態を示すデータ、高齢者とりわけ高齢女性を始めとする国民の所得、生活実態等負担能力を判断するために必要なデータなどについて、情報の収集及び公開を進めること。

十六、健康保険法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月二日

参議院議長 井上 裕殿
衆議院議長 綿貫 民輔

官 報 (号 外)

平成十二年十一月二十日 参議院会議録第十五号 健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案

(健康保険法の一部改正)

（健康保険法の一部改正）

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準		報酬		報酬月額
	月額	日額	月額	日額	
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満	一〇一、〇〇〇円未満	
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇七、〇〇〇円未満	一〇七、〇〇〇円未満	
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇四、〇〇〇円未満	一〇四、〇〇〇円未満	
第四級	一二八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円未満	一一四、〇〇〇円未満	
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二三、〇〇〇円未満	一二三、〇〇〇円未満	
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三八、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	
第七級	一五四、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満	
第八級	一四一、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円未満	一三四、〇〇〇円未満	
第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五六、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	
第一一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	
第一二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	
第一四級	二一〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇五、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円未満	
第一五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	

第一六級	一六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	一五〇、〇〇〇円以上
第一七級	一八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	一九〇、〇〇〇円以上
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第一九級	三一〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三一〇、〇〇〇円以上
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	一二、三三〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第二二級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九〇、〇〇〇円以上
第二四級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四一〇、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四二〇、〇〇〇円以上
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四五〇、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	四八〇、〇〇〇円以上
第二八級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	四五〇、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	四五〇、〇〇〇円以上
第三〇級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	五六〇、〇〇〇円未満
第三一級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六六〇、〇〇〇円以上
第三二級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円未満
第三三級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上

第三条第一項中「八月一日」を「七月一日」に、
「十月一日」を「九月一日」に、「九月三十日」を
「八月三十一日」に改め、同条第三項中「九月三
十日」を「八月三十日」に、「七月一日」を「六
月一日」に改め、同条第五項中「九月三十日」を「八
月三十一日」に、「八月」を「七月」に改め、同条
第六項中「七月一日ヨリ八月一日」を「六月一日
ヨリ七月一日」に、「八月ヨリ十月」を「七月ヨリ
九月」に改め、同条第十項ただし書中「十月三十
一日」を「九月三十日」に改める。
第三条ノ二第一項中「十月一日」を「九月一日」
に改める。
第三十八条の次に次の二条を加える。
第三十八条ノ二 健康保険事業ノ収支ノ均衡セ
ザル健康保険組合ニシテ政令ヲ以テ定ムル要
件ニ該当スルモノトシテ厚生大臣ノ指定ヲ受
ケタルモノ(以下指定健康保険組合ト称ス)ハ
政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ財政ノ健全化ニ関
スル計画(以下健全化計画ト称ス)ヲ定メ厚生
大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ変更セントスルト
キ亦同ジ
前項ノ承認ヲ受ケタル指定健康保険組合ハ當
該承認ニ係ル健全化計画ニ從ヒ其ノ事業ヲ行
フベシ
厚生大臣ハ第一項ノ承認ヲ受ケタル指定健康
保険組合ノ事業及財産ノ状況ニ依リ其ノ健全
化計画ヲ変更スル必要アリト認ムルトキハ當
該指定健康保険組合ニ対シ期限ヲ定メテ當該
健全化計画ノ変更ヲ求ムルコトヲ得
第三十九条中「組合ノ事業」を「前条第二項ノ
規定ニ違反シタル指定健康保険組合、同条第三
項ノ求メニ応ゼザル指定健康保険組合其ノ他政
令ヲ以テ定ムル指定健康保険組合ノ事業」に改
める。
第五十八条に次の二条を加える。
傷病手当金ノ支給ヲ受クベキ者(第二十条ノ
規定ニ依ル被保険者又ハ第五十五条ノ二第一
項ノ規定ニ依リ受クベキ者ニシテ政令ヲ以テ

定ムル要件二該當スルモノニ限ル)ガ国民年金法、厚生年金保險法、國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立學校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業團体職員共済組合法(昭和三十年法律第九十九号)ニ基ク老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齡又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齡退職年金給付ト称ス)ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ傷病手当金ハ之ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ老齡退職年金給付ノ額當該老齡退職年金給付(以上アルトキハ當該ノ以上ノ老齡退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ガ傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

保険者ハ前三項ノ規定ニ依り傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齡退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(以下年金保險者ト称ス)ニ対シ第三項ノ障害厚生年金若ハ障害基礎年金、第三項ノ障害手当金又ハ前項ノ老齡退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

年金保險者(社會保險府長官ヲ除ク)ハ前項ノ規定ニ依ル資料ノ提供ノ事務ヲ社會保險府長官ノ同意ヲ得テ社會保險府長官ニ委託シテ行ハシムルコトヲ得

第五十九条ノ四ノ二第二項中「影響」の下に「及療養ニ要シタル費用ノ額」を加える。

第六十九条の六第二項中「十月一日」を「九月一日」に改める。

第六十九条の三十一の表第五十四条第一項及び「を第五十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに」に改める。

第七十一条ノ三中「第七十五条ノ二及第七十条」を「次条及第七十五条」に改め、同条の次

に次の二条を加える。

第七十一条ノ三ノ二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ其ノ使用セラル事業所ニ於テ為シタル被保険者ニ付当該事業所ノ事業主ガ厚生省令ノ定ムル所ニ依リ保険者ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後當該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間當該被保險者ニ関スル保険料ヲ徵収セズ

第七十一条ノ四第六項中「一般保険料率ト介護保険料率トヲ合算シタル率(以下保険料率ト称ス)ガ」を削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テ」に改め、同条第八項中「其ノ保険料率ガ」を削り、「ニアルヨウ」を「ニ於テ」に改める。

第七十四条を削り、第七十五条を第七十四条とし、第七十五条ノ二中「保険料額」を「一般保険料額」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とし、第七十九条を第七十八条とし、第七十九条ノ二を第七十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十九条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

第七十九条ノ三第一項第一号中「被保険者ノ保険料率」を「被保険者ノ一般保険料率(第七十一条ノ四第六項ノ規定ニ依リ其ノ一般保険料率が変更セラレタル場合ニ於テハ其ノ変更後ノ一般保険料率トス本号ニ於テ之ニ同ジ)ト介護保険料率トヲ合算シタル率」に改め、「(第七十一

を第七十八条第一項、第七十九条に改める。

附則第十二条中「(昭和)二十八年法律第二百四十五号」を削る。

附則第十三条第一項中「六十五歳未満」を削り、同条第二項中「トシ前項ノ規定ニ依リ特定

被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ニ対スル第七十一条ノ四十項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「介護保険第二号被保険者タル被保険者」トアルハ「介護保険第二号被保険者タル被保険者及附則第十三条第一項ノ規定ニ依リ其ノ保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル同項ニ規定スル特定被保険者」を削り、同条に次の二項を加える。

第一項ノ規定ニ依リ特定被保険者ニ関スル保険料額ヲ一般保険料額ト介護保険料額トノ合算額ト為シタル健康保険組合ノ第七十一条ノ四十項ニ規定スル特定被保険者ニ關スル保険料率ノ算定ノ特例二関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第十四条第四項中「承認健康保険組合二対スル第七十七条ノ四第八項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「一般保険料率ハ其ノ保険料率ガ」トアルハ「一般保険料率ハ」ト「アルヨウ」トアルハ「トシ」を削り、「第七十五条」を第七十四条に改める。

官報(号外)

(老人保健法の一部改正)

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 削除」を削り、「第五節」を「第四節」に、「第六節」を「第五節」に、「第七節」を「第六節」に、「第八節」を「第七節」に改める。

研究開発の推進(第四十六条の八)を「第七節」

高額医療費の支給(第四十六条の八・第四十六条の十九)に改め、第三章の二 削除」を削り、「第三章の三」を「第三章の二」に改める。

第十二条中第五号の四を削り、第五号の五と第五号の四とし、第五号の六を第五号の五と

し、同号の次に次の二号を加える。

五六 六 高額医療費の支給

第十七条の四を削り、第十七条の五を第十七条の四とし、第十七条の六を第十七条の五と

し、同条の次に次の二条を加える。

第十七条の六 高額医療費は、第四十六条の八

の規定により支給する給付とする。

第二十条中「及び移送費の支給」を「移送費の支給」

第二十八条第一項中「(薬局を除く。以下この

項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。」を削り、「次の各号の区分に従い、当該各号に規定する」を「当該医療につき第三十条第一項の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の百分の十に相当する」に改め、各号を削る。

第二十八条第二項から第五項までを次のように改める。

2 医療を受ける者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った前項の一部負担金の額(選定期療養(食事療養を除く。)に係る第三十一條の三第二項第一号に規定する特定療養費算定額から当該選定期療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額を含む。)の合計額が政令で定める額に達するに至ったときは、前項の規定にかかるわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

三 入院給付を受けた場合に支払う一部負担金

5 第二十五条第三項第一号の診療所であつて厚生省令で定めるところにより都道府県知事に届け出たもの(以下「届出保険医療機関」という。)について外来給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、届出保険医療機関ごとに一日につき八百円(第二十八条の三第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後当該一部負担金の額)とする。

四 関等について受けたものとみなす。

第二項の政令で定める額は、次に掲げる一

部負担金の区分に応じて定めるものとする。

一 保険医療機関等(次号の病院を除く。)に

ついて第十七条第一項第一号から第四号ま

でに掲げる給付(同項第五号に掲げる給付に伴うもの)を除く。以下「外来給付」とい

う。)を受けた場合に支払う一部負担金

二 政令で定める数以上の病床を有する病院について外来給付を受けた場合に支払う一部負担金

三 入院給付を受けた場合に支払う一部負担金

5 第二十五条第三項第一号の診療所であつて厚生省令で定めるところにより都道府県知事に届け出たもの(以下「届出保険医療機関」という。)について外来給付を受ける際に支払う一部負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、届出保険医療機関ごとに一日につき八百円(第二十八条の三第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後当該一部負担金の額)とする。

第二十八条第六項中「第十七条第一項第五号に掲げる給付」を「入院給付」に改め、「除く」の号を「前項」に、「同号を「同項」に、「おいて医療」を「おいて外来給付」に改める。

六 延期等について受けたものとみなす。

第二十八条第七項を次のように改める。

7 医療を受ける者が届出保険医療機関の保険医療機関等について第十七条第一項第五号に掲げる給付(当該給付に伴う同項第一号

から第三号まで及び第六号に掲げる給付を含む。以下この条において「入院給付」という。)の規定にかかるわらず、同項の一部負担金は、支払うことを要しない。

及びそれ以外の給付を受けた場合は、前項の規定の適用については、当該入院給付及びそ

れ以外の給付は、それぞれ別個の保険医療機

機関等について受けたものとみなす。

「第一項第一号」を「第五項」に、「同号」を「同項」に、「当該給付」を「当該外来給付」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 届出保険医療機関は、医療を受ける者(入院給付を受ける者を除く。)から支払を受けたものについて、第一項の一部負担金に係る算定方法によることとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第二十八条第十一項中「第一項第一号、第六項及び前項」を「第二項、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第二十八条第五項の一部負担金に改め、同条第五項に改め、同項を「第一項第一号」を「第二十八条第五項の一部負担金に改め、同条第五項」とし、「第二項」を「第五項」に改め、「平成十一年度」を「平成十三年度」に、「五百円」を「八百円」に、「第二十七条第一項から第四号までに掲げる給付(当該給付に伴う同項第六号に掲げる給付を含み、同項第五号に掲げる給付に伴うものを除く)を「外来給付

(機関等)を「届出保険医療機関」に、「第一項第一号」を「前項」に、「同号を「同項」に、「おいて医療」を「おいて外来給付」に改める。

第二十八条第七項を次のように改める。

7 医療を受ける者が届出保険医療機関の保険医療機関等について薬剤の支給を受けたものについて他の政令で定める場合には、第一項の規定にかかるわらず、同項の一部負担金は、支払うことを要しない。

第二十八条第六項を次のように改める。

第二十八条の二 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとす

る。

2 前項の規定は、前条第十二項の規定により

十項中「保険医療機関等」を「届出保険医療機関

官 報 (号 外)

4 前三項に規定するもののほか、保険医療機関等の医療に関する費用の請求に関して必要な事項は、政令で定める。
第三十一条の二第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。
第三十一条の三第二項第一号中「とする。ただし、」を「(届出保険医療機関について)に、「第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる給付」を「外来給付」に、「に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。」を「について特定療養費算定額」と改め、同条第九項及び第十項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。
11 第二十八条の二の規定は、第四項の場合において当該療養につき第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
第三章第四節の節名を削る。
第四十六条の五の二第四項中「第二十八条第一項第一号の一部負担金の額」を「第二十八条の二の規定による一部負担金の算定方法」に、「定める額」を「定める算定方法により算定した額」に改め、同条第十一項中「ほか」の下に「第四項の厚生大臣が定める算定方法の適用及び」を加え、「厚生省令」を「政令」に改める。
第三章中第五節を第四節とし、第六節を第五節とする。

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第一級	標						
										月	準					
額		報		酬		額		額		日	額					
日		額		報		酬		月		報	酬					
額		額		報		酬		月		報	酬					
一七〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一三六、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一〇四、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満	○○一、〇〇〇円未満					
五、六七〇円	五、三三〇円	五、〇〇〇円	四、七三〇円	四、四七〇円	四、二〇〇円	三、九三〇円	三、六七〇円	三、四七〇円	三、二七〇円	一〇七、〇〇〇円未満	○○七、〇〇〇円未満					
一六五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一五六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円未満	一四、〇〇〇円以上	○○四、〇〇〇円以上					

五、六七〇円	五、三三〇円	四、七三〇円	四、四七〇円	四、二〇〇円	三、九三〇円	三、六七〇円	三、二七〇円	酬額
一六五、○○○円以上	一六五、○○○円未満上	一四五、○○○円以上	一四五、○○○円未満上	一三八、○○○円以上	一三八、○○○円未満上	一〇七、○○○円以上	一〇一、○○○円未満	報酬月額
七五、○○○円以上	七五、○○○円未満上	一四五、○○○円以上	一四五、○○○円未満上	一三八、○○○円以上	一三八、○○○円未満上	一〇四、○○○円以上	一〇一、○○○円未満	報酬月額
五、六七〇円	五、三三〇円	四、七三〇円	四、四七〇円	四、二〇〇円	三、九三〇円	三、六七〇円	三、二七〇円	酬額

官報(号外)

第一二級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一四級	二一〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二〇五、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二二五、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二三五、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二四七、〇〇〇円以上
第一九級	三一〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	二九〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上
第二二級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九〇、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四一五、〇〇〇円未満
第二五級	四五〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円未満
第二六級	五六〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上
第二七級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上
第二九級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五四五、〇〇〇円未満
六〇五、〇〇〇円未満	五七五、〇〇〇円未満	五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満

第四条第六項ただし書中「十月三十一日」を「九月三十日」に改める。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「(昭和三十三年法律第百二十八号)」を、「地方公務員等共済組合法」の下に「(昭和三十七年法律第百五十号)」を加える。

第二十九条第一項各号中「次項」を「第四項」に改める。

第三十条ノ二に次の二項を加える。

職務外ノ事由ニ依ル傷病手当金(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者及被保険者タリノガ受クルモノニ限ル)ハ国民年金法、厚生年金保険法、國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)又ハ農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)ニ基ク老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付其ノ他ノ老齢又ハ退職ヲ支給事由トスル年金タル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下老齢退職年金給付ト称ス)支給セラルルトキハ之ヲ支給セズ但シ当該老齢退職年金給付ノ額(当該老齢退職年金給付ニ以上アルトキハ当該ニ以上ノ老齢退職年金給付ノ額ノ合算額)ニ付厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額が当該傷病手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス
社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依リ傷病手当金ノ支給ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ老齢退職年金給付ノ支払ヲ為ス者(社会保険

府長官ヲ除ク)ニ対シ同項ノ老齢退職年金給付ノ支給状況ニ付必要ナル資料ノ提供ヲ求ムルコトヲ得

第五十九条第九項中「疾病調整率(千分ノ二十九分ノ二十九)」に改める。

第五十九条ノ四 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ニ付船舶所有者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十一条ノ二を削る。

第六十二条の次に次の二条を加える。

第六十二条の二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出し及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確実ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徵収上有利ト認メラルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

官報(号外)

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項「影響」の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第五十九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第七十条第三項第一号口中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改める。

第一百三十三条の次に次の二条を加える。

(資料の提供等)

第一百三十二条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるとときは、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができ

る。

第一百六十六条の二の見出し中「介護保険施設等に入所又は入院」を「病院等に入院又は入所」に改め、同条第一項を次のように改める。

病院、診療所若しくは介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設に入院若しくは入所をしたことにより、又は次の各号に掲げる施設に入所(当該各号に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該各号に定める措置がとられた場合に限る。以下この項において「措置入所」という。)をしたことにより、当該病院、診療所若しくは介護保険施設又は当該各号に掲げる施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院若しくは入所又は措置入所(以下この条において「入院等」という。)をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していた

と認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、一以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号第七条に規定する児童福祉施設 同法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条规定による入所措置

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設 同法第十八条第四項第三号の規定による入所措置

三 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第五条に規定する知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の規定による入所措置

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第三号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム 同法第十二条第一項第一号又は同項第二号の規定による入所措置

第五条 第二項の規定による入所措置

第六条 介護保険法(平成九年法律第百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二百一一条第一項、第二百三十三条及び第二百四十四条の一部を次のように改正する。

四条第三項中「世帯主」の下に「その他その世帯に属する者」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法第五十八条に三項を加

ぞれに入所又は措置入所等」を「病院等のそれぞれに入院等」に、「それぞれの介護保険施設等」を「それぞれの病院等」に、「介護保険施設等のうち最初の介護保険施設等に入所又は措置入所等」を「病院等のうち最初の病院等に入院等」に、「介護保険施設等」を「現入院病院等」に改め、同項第二号中「継続して入所又は措置入所等」を「病院等に、介護保険施設等のうち

の介護保険施設等」を「病院等のうちの一の病院等」に、「介護保険施設等に入所又は措置入所等」を「病院等に、「介護保険施設等」を「現入院病院等」に改め、同項第三号中「継続して入所又は措置入所等」を「病院等に、「介護保険施設等」を「現入院病院等」に改め、同項第三号ノ一第一項の改正規定並びに同法第七十六条第二項の改正規定並びに同法第六十六条の改正規定及び同法第七十七条第二項の改正規定、附則第二十一条中地方公務員等共済組合法第六十八条の改正規定及び同法第七十六条第二項の改正規定並びに同法第六十六条の改正規定及び同法第七十七条第二項の改正規定、附則第二十三条中私立学校教職員共済法第二十九条の六第二項の改正規定並びに同法附則第五条の改正規定 平成十三年四月一日

二 第一条中健康保険法第三条第二項、第三項、第五項、第六項及び第十項の改正規定、同法第三条ノ一第一項の改正規定、同法第六十九条の六第二項の改正規定並びに同法附則第五条の改正規定 平成十五年四月一日

三 第九条第四項の改正規定(十月三十日)を「九月三十日」に改める部分に限る)、第四条中船員保険法第四条第六項の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十五年四月一日

四 第二条 健康保険法第四十三条ノ八第二項に規定する一部負担金、船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する一部負担金及び国民健康保険法第四十二条第二項に規定する一部負担金(以下「薬剤一部負担金」という。)については、平成十四年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するためには必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止するものとする。

(薬剤一部負担金の廃止)

第二条 健康保険法第四十三条ノ八第二項に規定する一部負担金、船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する一部負担金及び国民健康保険法第四十二条第二項に規定する一部負担金(以下「薬剤一部負担金」という。)については、平成十四年度までに、この法律の施行後における薬剤費を含む医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、薬剤一部負担金を廃止するためには必要な財源措置に関し検討を行い、その結果に基づいて廃止するものとする。

(医療保険制度等の抜本改革)

第三条 医療保険制度等について、平成十二年度に講ぜられる措置に引き続き、この法律の施行における医療費の動向、医療保険の財政状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成十三年一月一日前に健康保険の被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者、同法附則第九条第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額が九万三千円あるものの標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法(以下「新健保法」という。)第三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十三年一月一日から同年九月三十日までの標準報酬とする。

第五条 平成十五年四月一日前に第一条の規定による改正前の健康保険法(以下「旧健保法」という。)第三条第二項から第四項までの規定により決定され、又は改定された同年三月三十一日ににおける標準報酬は、同年八月三十一日までの標準報酬とする。

第六条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に

係る健康保険法の規定による高額療養費の支給

については、なお従前の例による。

第七条 平成十三年一月一日前に、旧健保法第七

十六条の規定に基づく申出をした者であって、

同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平

成三年法律第七十六号)その他政令で定める法

令に基づく育児休業が終了したものについて

は、同月一日に、新健保法第七十一条ノ三ノ二

(新健保法附則第八条第七項において準用する

場合を含む。)の規定に基づく申出があつたもの

とみなして、同月以後の期間のその者に係る保

険料、新健保法附則第三条第一項に規定する特別保険料及び新健保法附則第八条第三項に規定する調整保険料について、新健保法第七十二条(新健保法附則第八条第七項において準用する場合を含む。)及び附則第三条第二項の

規定を適用する。

第八条 健康保険の保険者は、健康保険法第七一条ノ四第十項及び附則第十四条第二項の規定にかかるわらす、政令で定めるところにより、平成十二年度から平成十四年度までの各年度における当該保険者の介護保険料額の総額又は特別保険料額と該保険者が介護保険法の規定により納付すべき納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(政府の管掌する健康保険においては、その額から健康保険法第七十条ノ三第二項の規定による国庫補助額を控除した額)の合計額とが等しくなるよう介護保険料額又は特別介護保険料額の算定方法を定めることができる。

(老人保健法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 施行日前に行われた診療、薬剤の支給又

は手当に係る老人保健法の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成十三年一月一日前に船員保険の被保

険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保

険者の資格を有する者(船員保険法第十九条ノ

三の規定による被保険者の資格を有する者を除

く。)のうち、平成十二年十二月の標準報酬月額

が九万三千円である者については、平成十三年

一月からその標準報酬を改定する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に行われた療養に係る国民健

康保険法第五十九条の規定の適用については、

なお従前の例による。

(船員保険法の規定による高額療養費の支給につ

いては、なお従前の例による。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前に行われた療養に係る国民健

康保険法第五十九条の規定の適用については、

なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第五条の規定による改正後の国民健康

保険法第一百六十六条の二第一項及び第二項の規定

は、病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)に入院したため施行日以後に同一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止)

第十七条 老人医療受給対象者に対する臨時老人

薬剤費特別給付金の支給に関する法律(平成十

二年法律第一百五十五号)は、廃止する。

に基づく申出をした者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行つう労働者の福祉に関する法律その他政令で定めた法令に基づく育児休業が終了したものについては、同月一日に、第四条の規定による改正後の船員保険法第五十九条ノ四の規定に基づく申出があつたものとみなして、同月以後の期間のその者に係る船員保険の保険料について、同条の規定を適用する。

(老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十八条 施行日前に行われた薬剤の支給に係る前条の規定による廃止前の老人医療受給対象者に対する臨時老人薬剤費特別給付金の支給に関する法律第一項の規定による臨時老人薬剤費特別給付金の支給については、なお従前の例によ

(国家公務員共済組合法の一一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のよう改定する。

第六十六条の中第七項を第十項として、第六項を第九項とし、第五項の次に次の三項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、私立学校教職員共済法(農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保険法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該「以上の退職老齢年金給付の額を合算した額を基準として財務省令で定めることにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができる」ときは、当該「以上の退職老齢年金給付の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該財務省令で定めるところにより算定

官 報 (号外)

した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に關し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者(次項において「年金保險者」という。)に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

8 年金保險者(社会保険庁長官を除く。)は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供の事務を社会保険庁長官に委託することができる。

第七十四条第一項中〔昭和三十七年法律第百五十二号〕を削る。

第二百一条第一項中〔長期給付に係るものに限る。〕を削る。

附則第十四条の二第一項中〔六十五歳未満であり、かつ。〕を削り、同条第一項中〔六十五歳未満の〕を削る。

(国家公務員共済組合法の一改正に伴う経過措置)

第二十条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前と同様に支給される。

第二十一条 施行日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百一条の規定は、平成十三年一月以後の月分の国又は職員団体の負担すべき金額について適用し、同月前の月分の国又は職員団体の負担すべき金額については、なお従前の例によることとする。

(地方公務員等共済組合法の一改正)

第二十二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の二第二項中〔影響〕の下に「及び療養に要した費用の額」を加える。

第六十八条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第三項の傷病手当金(政令で定める要件に該当する者に支給するものに限る。)は、この法律、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百三十八号)、私立学校教職員共済法、農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)、厚生年金保險法又は国民年金法による退職又は老齢を給付事由とする年金である給付その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項及び次項において「退職老齢年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、支給しない。ただし、その支給を受けることができる退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額を合算した額)を基準として総務省令で定めるところにより算定した額が、当該退職老齢年金給付の支給を受けることができないとしたならば支給されることとなる傷病手当金の額より少ないときは、当該傷病手当金の額から当該総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を支給する。

7 組合は、前三項の規定による傷病手当金に関する処分に關し必要があると認めるときは、第四項の障害共済年金若しくは障害基礎年金、第五項の障害一時金又は前項の退職老齢年金給付の支給状況につき、退職老齢年金給付の支払をする者に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第七十六条第一項中〔昭和三十三年法律第百二十八号〕を削る。

第二十五条の表第六十六条第七項の項中〔第六十六条第七項を〔第六十六条第十項〕に改め、同表第七十四条第一項の項及び第七十九条第四項の項中〔昭和三十七年法律第百五十二号〕を削る。〕

第二十八条第三項中〔長期給付に係るものに限る。〕を削る。

第三十四条の二第五項中〔「もの(長期給付に係るものに限る。)とあるのは「もの」と〕を削る。

附則第三十四項中〔六十五歳未満であり、かつ。〕を削る。

第七十七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項第一号中〔第十八条第七項から第九項まで、第十一項及び第十三項〕を〔第二十八条第一項及び第十二項〕に、「第二項、第四項及び第五項〕を〔及び第二項〕に、「及び第四十六条の七〕を〔第四十六条の七及び第四十六条の九〕に改め、「第四十六条の六〕の下に、「第四十六条の八第一項〕を加え、同表老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の項第二号中〔第二十七条第一項及び第二項〕の下に、「第二十八条第五項及び第九項〕を〔第四十六条の七〕の下に、「及び第四十六条の九〕を加える。

第二十四条 平成十三年一月一日前に私立学校教職員共済法第二十八条第二項の規定に基づく申出をした加入者であつて、同月末日以後に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する育児休業が終了するものを使用する学校法人等(私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する)の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第二項中〔影響〕の下に「及び第六十六条第一項中〔六十五歳未満の〕を削る。〕

附則第三十一条の二第二項中〔六十五歳未満の〕を削る。

第二十六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第三号中「第七十八条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十七条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のよう改正する。

第一百八十六条のうち健康保険法第七十一条ノ四第一項を削る改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一百八十六条のうち健康保険法第七十一条ノ四第一項を削る改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第八条第九項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律等の効力)

第二十八条 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

一 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一百十一号)附則第四十条の規定 第五条の規定による改正後の国民健康保険法の規定

二 資金運用部資金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十九号)附則第二十二条の規定 附則第十九条の規定による改正後の

国家公務員共済組合法の規定

三 資金運用部資金法等の一部を改正する法律附則第二十五条の規定 附則第二十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の規定

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日
審査報告書
医療法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

では、制度の運用及び定着状況等を把握し、平成十四年度の抜本改革の際に再検討すること。
さらに、支払いが困難な低所得者層の実態を把握し、十分な対策を講ずること。

二、老人の上限付き定率一割負担制導入に当たっては、制度の運用及び定着状況等を把握し、平成十四年度の抜本改革の際に再検討すること。

三、高額療養費制度への上乗せ定率「一パーセント」負担制については、今後の家計に与える影響についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関する広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

四、診療報酬体系、薬価基準制度及び医療提供体制については、引き続き検討を進め、平成十四年度までに所要の措置を講ずること。特に、老人医療及び慢性期医療については、包括・定額化を更に進めること。

五、医薬分業の推進のため、今後も所要の措置をとること。

六、医療保険制度運営の安定化と保険者機能の強化を図るため、保険集團の規模を適正化すること。また、レセプト点検の強化と体制整備、被保険者への情報提供の充実、健康づくりなどを進めるとともに、被保険者の立場に立った機能強化の在り方について検討すること。

七、医療費の不正請求を防止するため、審査及び指導監査の充実等医療費の適正化を図るために、年金制度、介護保険制度など関連する制度との整合性や連携等を図りつつ、患者や国民の

負担等を考慮して、低所得者対策を充実するなどの検討を総合的に進めること。また、生涯を通じた健康づくり、特に女性の生涯にわたる健康に関する政策の推進と老人医学・予防医学の研究を進め、健康寿命の延伸をめざすこと。

国民福祉委員長 中島 真人

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢化に伴う疾病構造の変化、医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等

に関する広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、抜本改革の重要な柱である老人保健制度に代わる新たな高齢者医療制度等の創設について早急に検討し、平成十四年度に必ず実施すること。その際、制度の効率化に努めるとともに、年金制度、介護保険制度など関連する制度との整合性や連携等を図りつつ、患者や国民の

情報の開示を行い、インフォームドコンセントの実が上がるよう努めること。なお、カルテ

については、遺族の申請による開示も検討すること。

十三、医療の質を確保し、患者の立場を尊重する

ために、各医療機関の情報公開を更に進めないとともに、医療機関等の第三者評価の内容等

及び苦情解決機関の設置等について充実を図ること。

十四、医師及び歯科医師の臨床研修については、インフォームドコンセントなどの取組や人権教育を通じて医療倫理の確立を図るとともに、精神障害や感染症への理解を進め、更にプライマリーケアやべき地医療への理解を深めることなど全般的、総合的な制度へと充実すること。その際、臨床研修を効果的に進めるために指導体制の充実、研修医の身分の安定及び労働条件の向上に努めること。

十五、医療制度の抜本改革を論議し、その推進を図る際に、国民がこの論議に参加できるよう、看護婦等の医療従事者の労働実態、病院経営に要する経費及び特定疗養費等に係る患者負担の実態などの医療・保健の実態を示すデータ、高齢者とりわけ高齢女性を始めとする国民の所得、生活実態等負担能力を判断するために必要なデータなどについて、情報の収集及び公開を進めること。

右決議する。

医療法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月一日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

医療法等の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項中「患者二十人以上の収容施設」を「二十人以上の患者を入院させるための施設」に改め、同条第二項中「患者の収容施設」を「患者を入院させるための施設」に、「患者十九人以下の収容施設」を「十九人以下の患者を入れさせるための施設」に改め、同条第三項を削る。

第二条第二項中「じょく婦」を「じょく婦」に、「収容施設」を「入所施設」に改める。

第四条第一項第四号中の「収容施設」を「入院させるための施設」に改め、同項第五号中の「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第四条の二第一項第五号中の「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改め、同項第七号中の「から第十三号まで及び第十五号から第十七号まで」を「から第八号まで及び第十号から第十二号まで」に改める。

第五条第一項中「その他の帳簿書類を提出せざる」を、「帳簿書類その他の物件の提出を命ずる」に改める。

第七条第一項中「、第九条」を「から第九条まで」に改める。

で「に改め、同条第二項中「療養型病床群を設けようとするとき、若しくは病床数、療養型病床群に係る病床数、病床の種別(病院の病床についての精神病床、感染症病床、結核病床及びその他病床の区別をいう。以下同じ。)」を「病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)に改め、同項に次の各号を加える。精神病床(病院の病床のうち、精神疾患有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)」

二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号))第六条第一項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症及び同条第七項に規定する新感染症の患者を入れさせるためのもの)をいう。以下同じ。)

三 結核病床(病院の病床のうち、結核の患者を入れさせるためのものをいう。以下同じ。)

四 療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前二号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入れさせるためのものをいう。以下同じ。)

五 一般病床(病院の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。以下同じ。)

第七条第三項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床」に改める。第七条の二第一項中「、当該申請に係る病床の種別に応じ」を削り、「前条第二項に規定する他の病床のみ」を「療養病床又は一般病床(以下この項において「療養病床等」という。)」に、「前条第二項に規定するその他の病床以外の病床」を「精神病床、感染症病床又は結核病床(以下この項において「精神病床等」という。)」に、「同項に規定するその他の病床及び当該その他の病床以外の病床」を「療養病床等及び精神病床等」に、「場合は第三十条の三第二項第一号」を「場合は同号」に、「前条第二項に規定するその他の病床である」を「療養病床等である」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に、「の数が、第三十条の三第四項」を「の当該申請に係る病床の種別に応じた数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第四項に「必要病床数」を「当該申請に係る病床の種別に応じた基準病床数(当該申請に係る病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数)が、同条第四項に「必要病床数」を「当該申請に係る病床(診療所の病床)の数」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る病床数」を「療養病床の病床数」に、「前条第二項に規定するその他の病床(診療所の病床)の病床数」に、「必要病床数」に改め、同条第二項中「療養型病床群に係る病床を含む。」を「療養病床及び一般病床」に、「必要病床数」を「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」に改め、同条第四項中「収容定員数」を「入所定員数」に、「前条第二項に規定するその他の病床に係る既存」を「既存の療養病床」に改め、同条第六項中「療養型病床群」を「療養病床」に、「療養型病床群に係る」を「療養病床」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 病院、診療所又は助産所の開設者は、正当の理由がないのに、その病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。ただし、前条の規定による届出をして開設した診療所又は助産所の開設者については、この限りでない。

2 病院、診療所又は助産所の開設者が、その十日以内に、都道府県知事に届け出なければならぬ。休止した病院、診療所又は助産所を再開したときも、同様とする。

第十一条第一項中「休止し、又は」を削り、後段を削る。

第十三条中「収容しない」を「入院させることのない」に改め、同条ただし書中「療養型病床群に収容されている」を「療養病床に入院している」に改める。

第十四条中「じよく婦を収容して「を「じよく婦を入れさせて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容すべき」を「入院させ、又は入所させるべき」に、「収容する」を「入所させる」に改める。

第十五条の二中「収容」を「入院若しくは入所」に改める。

第十七条中「収容」を「入院又は入所」に改める。

第二十一条第一項ただし書を削り、同項第一号中「療養型病床群を有しない病院にあつては」を「当該病院の有する病床の種別に応じ」に改め、同項中第一号の二及び第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを削

り、「当該職員」に、「清潔保持」を「有する人員若しくは清潔保持」に、「その他の帳簿書類」を「帳簿書類その他の物件」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 厚生労働大臣は、特定機能病院の業務が法令若しくは法令に基づく処方に違反している疑いがある、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該特定機能病院の開設者又は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

第二十二条の二中「第一号の二及び第十四号」を「及び第九号」に改める。

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項(第一号に係る部分に限る)又は第二項(第一号に係る部分に限る)の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者は管理者に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、病院、診療所若しくは助産所の業務が法令若しくは法令に基づく処分に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院、診療所又は助産所の開設者は、当該病院、診療所又は助産所の開設者は、当該職員に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第七条第二項又は第三項の規定による許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができる。

第二十九条の二中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第三十条中「行わないで」の下に「第一十三条の二」を加え、「若しくは第二項」を「若しくは第三項」に改める。

第二十四条第一項中「前条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第二十五条第四項中「及び第一項」を「から第四項まで」に改め、「立入検査の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に、「当該官吏又は吏員」を「当該職員に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「当該官吏」を

施設を有する」に改める。

第二十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 病院、診療所(第八条の届出をして開設したもの)を除く。又は助産所(同条の届出をして開設したもの)を除く。(が、休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。

第三十条の三第二項第一号中「及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床」を「並びに精神病床、感染症病床及び結核病床」に改め、同項第一号中「第七条第二項に規定するその他病床」を「療養病床又は一般病床」に改め、同項第三号を次のように改める。

第三十条の三第二項第一号中「及び第七条第二項に規定するその他の病床」を「並びに精神病床、感染症病床及び結核病床」に改め、同項第一号中「第七条第二項に規定するその他病床」を「療養病床又は一般病床」に改め、同項第三号を次のように改める。

官報（号外）

三 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

第三十条の三第二項第四号中「、療養型病床群に係る病床の整備の目標」を削り、同条第四項中「設定、」を「設定並びに」に、「必要病床数並びに同項第四号に規定する療養型病床群に係る病床の整備の目標に関する標準」を「基準病床数に関する標準（療養病床及び一般病床に係る病床の整備の目標に関する標準）」を基にした標準に規定する標準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした標準）に改め、同条第五項から第七項までの規定中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

第三十条の七中「療養型病床群の」及び「療養型病床群に係る」を「療養病床の」に改める。

第六十三条第一項中「当該史員を『当該職員』に改め、同条第二項中「第二十五条第三項及び第四項」を「第二十五条第五項及び第六項」に改める。

第六十八条の二第一項中「、当該史員」とあるのは「当該官吏若しくは史員」とを削る。

第六十九条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨

第六十九条第一項中「前項第十号及び第十一号」を「前項第九号から第十一号まで」に改める。

第七十一条第一項第五号中「収容施設」を「入所施設」に改め、同項中第七号を第八号とし、

三 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 助産録に係る情報を提供することができること」旨

第七十一条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第七十二条の三第一項中「第五条第二項」の下に「、第二十三条の二」を加え、「及び第二十五条第一項を」並びに「第二十五条第一項及び第二項」に改める。

第七十二条 第五条第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第四条第一項から第二項まで」に、「又は同条第一項若しくは第三項」に、「当該官吏若しくは史員を『当該職員』に改める。

第七十六条第一項若しくは第三項若しくは第三項」に改める。

第七十二条 第五条第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項」に改める。

二号中「若しくは第二十五条第一項若しくは第三項」を「若しくは第二十五条第一項から第四項まで」に、「又は第二十五条第一項若しくは第二項」を「又は同条第一項若しくは第三項」に、「当該官吏若しくは史員を『当該職員』に改める。

第七十六条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七十二条 第五条第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項」に改める。

（医師法の一部改正）

第四条 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項を次のように改める。

診療に従事しようとするとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三を次のように改める。

上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の二第一項を次のように改める。

診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行わないものを除く。)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三を次のように改める。

第十六条の三 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第十六条の四中「並びに前条第一項及び第二項の報告」を、「第十六条の四第一項の歯科医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修了登録証の交付、書換交付及び再交付」に改め、第三章の二中同条を第十六条の六とし、第十六条の三の次に次の二条を加える。

第十六条の四 厚生労働大臣は、第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

2 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、臨床研修了登録証を交付する。

第十六条の五 前条第一項の登録を受けようとする者及び臨床研修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

官報(号外)

附 則 (施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二条、第四条並びに附則第八条から第十三条まで及び第十三條の規定 平成十六年四月一日
二 第三条、第五条並びに附則第十二条から第十三条まで及び第二十四条の規定 平成十八年四月一日
(病床の種別の変更に係る経過措置)
第一条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者(同条第二項に規定するその他の病床(以下「旧その他の病床」という。)を有する病院を開設している者に限る。)は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床(以下「新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床」として新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床に規定する結核病床)新医療法第七条第一項第二号に規定する感染症病床に規定する結核病床

一 旧医療法第七条第二項に規定する精神病床 新医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床
二 旧医療法第七条第二項に規定する感染症病床 感染症病床
三 旧医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床 新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床
四 旧その他の病床 経過的旧その他の病床 結核病床
五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過的旧療養型病床群

一 旧医療法第七条第二項に規定する精神病床 新医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床
二 旧医療法第七条第二項に規定する感染症病床 愄染症病床
三 旧医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床 新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床
四 旧その他の病床 経過的旧その他の病床 結核病床
五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過的旧療養型病床群
六 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。)が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかったときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許可は取り消されたものとみなす。
七 第一項に規定する者(旧その他の病床のみを有する病院を開設している者を除く。)が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかったときは、当該者が開設する病院の病床のうち、経過的旧その他の病床以外の病床について、新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。
八 第一項の許可を受けた病院を開設している者(旧その他の病床を有する者を除く。)は、当該者が開設する病院の病床であつて同条第二項に規定する精神病床、感染症病床又は結核病床であるものについて、それぞれ新医療法第七条第一号から第三号までに規定する精神病床、感染症病床又は結核病床として同条第二項の許可を受けたものとみなす。
九 第四条 この法律の施行の際現に旧医療法第七条第三項の許可を受けた診療所に旧医療法第七条の五第三項に規定する療養型病床群を設けてい

る者は、当該療養型病床群に係る病床について、新医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床として同条第三項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第七条の二第一項中「療養病床及び一般病床の数」とあるのは、医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)。以下この条において「改正法」という。附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床(以下この条において「経過的旧他の病床」という。)、療養病床及び一般病床の数」と、「同条第四項の厚生労働省令」とあらわすのは、改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される第三十条の三第四項の厚生労働省令」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」と、同条第二項中「療養病床及び一般病床の数が」とあるのは、経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床の数が、改正法附則第七条第一項により読み替えて適用される」と、「療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とあるのは、経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床に係る基準病床数」とする。

(医療計画に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前に旧医療法第三十条の規定により定められ、又は変更された医療計画は、新医療法第三十条の二の規定により定められ、又は変更されるまでの間は、同条の規定により定められ、又は変更された医療計画とみなす。

第七条 この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間は、新医療法第三十条の三第四項中「それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)附則第一条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床、療養病床及び一般病床の総数に関する」とする。

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行った者は、

規定期による改正後の医療法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受ける。

(臨床研修修了歯科医師の登録に係る経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けた者は、

規定期による改正後の医療法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受ける。

(指定病院に係る経過措置)

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けた者は、

規定期による改正後の医療法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受ける。

(診療所の開設に係る経過措置)

第十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所は、第五条の規定による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院又は診療所とみなす。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に第三条の規定による改正前の医療法第八条の規定による届出をした歯科医師は、第三条の規定による改正後の医療法第八条の規定による届出をしたものとみなす。

(罰則に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(診療所の開設の届出に係る経過措置)

第十五条 附則第一条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康保険法の一部改正)

第十六条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のよう改訂する。

第四十三条第四項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十七条 第二項第四号に、「療養型病床群(本項ニ於テ単ニ療養型病床群ト称ス)」を「療養病床に「同法第七条第二項」を「同項」に改め、「診療所ニ設置スル療養型病床群ニ係ル病床ニ付テハ同項ニ規定スル其ノ他ノ病床ト看做ス」を削り、同項第二号中「必要病床数」を「基準病床数」に改める。

(船員保険法等の一部改正)

第十八条 第二項第七項

二　国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百五十九号)第五十四条第三項

三　国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十一号)第三十六条第四項

四　地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第五十六条第三項

五　老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十五条第六項

(租税特別措置法の一部改正)

第十八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第

二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「第一条の五第三項」を「第七条第一項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

第四十五条の二第三項第一号中「療養型病床群等」を「療養病床等(同項の療養病床以外の病院の病床に係る部分に限る。)」に、「収容された」を「入院する」に改め、同項第三号中「第一条の五第三項」を「第七条第二項第四号」に、「療養型病床群に収容された」を「療養病床に入院する」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項の規定は、個人又は法人(法人税法昭和四十一年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が新医療法の施行の日以後に取得又は建設をするこれらの規定に規定する特定医療用建物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は建設をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条の三第一項又は第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一部改正)

第二十条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「又は第一号の二」を削る。(介護保険法の一部改正)

第二十一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十十号)の一部を次のように改正する。

二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十三項中「療養型病床群等」を「療養病床等」に、「第一条の五第三項に規定する療養型病床群(その全部又は一部について専ら要介護者を入れさせるものに限る。)又は同法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院の他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるもの」を「第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院」に改め、

「当該療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入れさせるものにあっては、当該専ら要介護者を入れさせる部分に限る。以下同じ。」を削る。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一項及び)を加える。

第一百五条中「医療法」の下に「第八条の二第二条第一項並びに第八条の二第二条第一項中「療養型病床等」を「療養病床等」に改める。

第二百九条第三号中「医療法」の下に「第八条の二第二项及び」を加える。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行の日から二年六月を経過するまでの間は、介護保険法第七条第二十号第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの」とあるのは「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの若

しくは医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二号)附則第二条第三項第五号

に規定する経過的旧療養型病床群その全部又は一部について専ら要介護者を入れさせるものは一部に限り、「当該療養病床等」とあるのは「当該療養病床等(当該経過的旧療養型病床群のうちその一部について専ら要介護者を入れさせるものにあっては、当該専ら要介護者を入れさせる部分に限る。以下同じ。)」とする。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第一百五条第一項及び第七十二条第一項中「医師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、

第五十五条第一項及び第七十二条第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、「中」医師法昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了医師」という。)及び

第一百七条第一項、第二项及び第四项、第一百八

条第一項並びに第一百八条第二項第一号中「療養型病床等」を「療養病床等」に改める。

第二百九条第三号中「医療法」の下に「第八条の二第二项及び」を加える。

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 この法律の施行の日から二年六月を経過するまでの間は、介護保険法第七条第二十号第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの」とあるのは「療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの若

審査報告書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日

参議院議長 井上 裕殿

国土・環境委員長 溝手 顯正

附則に次の一条を加える。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンションに

科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者(以下「臨床研修修了歯科医師」という。)に、「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修修了医師、臨床研修修了歯科医師」に改める。

第一百三条第三項中「歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」に改める。

第一百条第六項中「歯科医師」を「臨床研修修了歯科医師」に改める。

第二十四条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百条第六項中「」及び歯科医師」を「及び歯科医師」に改める。

<p>における良好な居住環境の確保を図るため、国土交通大臣がマンション管理適正化指針を定めることとともに、マンション管理士制度を創設し、マンション管理業者の登録制度を実施する等、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認めるが、政府は、本法の施行後三年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の条文を追加する修正を行つた。</p>	
一、費用	二、費用を要しない。
本法施行のため、特に費用を要しない。	右の本院提出案をここに送付する。
平成十二年十一月二十八日	衆議院議長 綿貫 民輔 参議院議長 井上 裕殿
<p>右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>マニショーンの管理の適正化の推進に関する法律案</p> <p>右の本院提出案をここに送付する。</p>	
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることから、マンション管理士の資格を定め、マンション管理業者の登録制度を実施する等マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 マンション 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 一以上の区分所有者(建物の区分所有者等)に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号。以下同項に規定する区分所有者をいう。以下同</p>	
<p>第三節 業務(第七十条—第八十条)</p> <p>第四節 監督(第八十一条—第八十六条)</p> <p>第五節 雜則(第八十七条—第九十条)</p> <p>第五章 マンション管理業者の団体(第九十五条)</p> <p>第六章 雜則(第一百三十二条—第一百五十五条)</p> <p>第七章 罰則(第一百六条—第一百三十三条)</p> <p>附則</p>	
<p>（第一章 総則）</p> <p>二 マンションの区分所有者等 前号イに掲げる建物の区分所有者並びに同号ロに掲げる土地及び附属施設の同号ロの所有者をいう。</p> <p>三 管理組合 マンションの管理を行う区分所有者第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。</p> <p>四 管理者等 区分所有法第二十五条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は区分所有法第四十九条第一項(区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事をいう。</p> <p>五 マンション管理士 第三十条第一項の登録を受け、マンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもつて、管理組合の運営その他のマンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されているものを除く。)とする者をい</p>	
<p>（第二章 総則(第一条—第五条)）</p> <p>（第三章 マンション管理業）</p> <p>（第四節 義務等(第四十条—第四十三条)）</p> <p>（第五章 登録(第四十四条—第五十五条)）</p> <p>（第六節 管理業務主任者(第五十六条—第六</p>	

ションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講するよう努めなければならない。

第二章 マンション管理士

第一節 資格

第六条 マンション管理士試験(以下この章において「試験」という。)に合格した者は、マンション管理士となる資格を有する。

第二節 試験

(試験)

第七条 試験は、マンション管理士として必要な知識について行う。

2 国土交通省令で定める資格を有する者に対しても、国土交通省令で定めるところにより、試験の一部を免除することができる。

(試験の実施)

第八条 試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。(試験の無効等)

第九条 國土交通大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十二条 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下この節において「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下この節において「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、國土交通省令で定めるとところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行つ。

3 國土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

4 國土交通大臣は、第一項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四条の規定により設立された法人以外の者であること。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第十五条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(試験委員)

第十六条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、マンション管理士として必要な知識を有するかどうかの判定に関する事務について

は、マンション管理士試験委員(以下この節において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、國土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、國土交通省令で定めるところにより、國土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

と。

四 第二十四条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

五 その役員のうちに、次のいづれかに該当する者があること。

イ 第三号に該当する者
ロ 第十三第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、國土交通大臣に提出しなければならない。

第十五条 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この節において「試験事務規程」という。)を定め、國土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(試験事務規程)

2 試験事務規程で定めるべき事項は、國土交通省令で定める。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 試験事務を行つたときも、同様とする。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 第十三条第一項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合に

における第九条第一項及び第十条第一項の規定の

適用については、第九条第一項中「国土交通大臣」とあり、及び第十条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第十条

第一項の規定により指定試験機関に納付された受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十八条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十九条 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十条 國土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十一条 國土交通大臣は、試験事務の適正な

実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十二条 國土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第十五条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 次条第一項の条件に違反したとき。

6 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

7 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の規定による指定を受けたとき。

(指定等の条件)

第二十三条 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

(指定の取消し等)

第二十四条 國土交通大臣は、指定試験機関が第十二条第四項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定

を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第十一条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第十三条第二項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)、第十五条第三項又は第二十条の規定による命令に違反したとき。

3 第十四条、第十六条第一項から第三項まで、第十九条又は前条第一項の規定に違反したとき。

4 第十五条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 次条第一項の条件に違反したとき。

6 試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその試験事務に従事する試験委員若しくは役員が試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

7 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の規定による指定を受けたとき。

(公示)

第二十五条 第十一条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十三条第一項の規定による指定、認可又は許可是、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第十二条の規定による届出があつたとき。

4 第二十三条第一項の規定による許可をしたとき。

5 第二十四条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

6 第二十三条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部

処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(国土交通大臣による試験事務の実施等)

第二十七条 國土交通大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 國土交通大臣は、指定試験機関が第二十三条第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十四条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行つものとされた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行つものとされる。

3 第二十八条 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第十一条第一項の規定による指定をしたとき。

2 第十二条の規定による届出があつたとき。

3 第二十三条第一項の規定による許可をしたとき。

4 第二十四条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

5 第二十三条第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部

を行わないこととするとき。

(国土交通省令への委任)

第二十九条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三節 登録

(登録)

第三十条 マンション管理士となる資格を有する者は、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

三 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

四 第三十三条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

五 第六十五条第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該することにより第五十九条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

六 第八十三条第二号又は第三号に該当することによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

七 國土交通大臣は、マンション管理士が第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期限を定めてマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜなければならない。

取締役又はこれらに準ずる者をいう。第三章において同じ)であつた者で当該取消しの日から二年を経過しないもの)

2 前項の登録は、国土交通大臣が、マンション管理士登録簿に、氏名、生年月日その他国土交通省令で定める事項を登載してするものとする。

(登録免許税及び手数料)

(マンション管理士登録証)

第三十一条 国土交通大臣は、マンション管理士の登録をしたときは、申請者に前条第二項に規定する事項を記載したマンション管理士登録証(以下「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

(マンション管理士は、第三十条第二項に規定する事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録証の再交付又は訂正を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十二条 マンション管理士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出しなし、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十三条 国土交通大臣は、マンション管理士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 國土交通大臣は、マンション管理士が第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期限を定めてマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜなければならない。

止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十四条 国土交通大臣は、マンション管理士の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

(登録免許税及び手数料)

(マンション管理士登録証)

第三十五条 マンション管理士の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十六条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、マンション管理士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

(指定登録機関の指定)

2 指定登録機関の指定は、国土交通省令で定めることにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

(国土交通省令への委任)

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行ふ場合における第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(講習)

第三十九条 この節に定めるもののほか、マンション管理士の登録、指定登録機関その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(第四節 義務等)

(信用失墜行為の禁止)

第四十条 マンション管理士は、マンション管理士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(講習)

(第四十一節 義務等)

第四十一条 マンション管理士は、国土交通省令で定める期間ごとに、国土交通大臣又はその指定する者が国土交通省令で定めるところにより

行う講習を受けなければならない。

官報 (号外)

2

前項の講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第四十二条 マンション管理士は、正当な理由がない、その業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十三条 マンション管理士でない者は、マンション管理士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第三章 マンション管理業

第一節 登録

(登録)

第四十四条 マンション管理業を営もうとする者は、国土交通省に備えるマンション管理業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 マンション管理業者の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続きマンション管理業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならぬ。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものと

する。

(登録の申請)

第四十五条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」といふ。)は、国土交通大臣に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 事務所(本店、支店その他の国土交通省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の名称及び所在地並びに当該事務所があるかどうかの別

五十六条第一項ただし書に規定する事務所であるかどうかの別

三 法人である場合においては、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 第五十六条第一項の規定により第二号の事務所ごとに置かれる成年者である専任の管理業務主任者(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。)の氏名

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第四十七条各号のいずれにも該当しない者であることと誓約する書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の登録の実施

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

七 マンション管理業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者があるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第四十七条 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第八十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 マンション管理業者で法人であるものが第八十三条の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にそのマンション管理業者の役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないもの

四 第八十二条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

六 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

七 マンション管理業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

九 事務所について第五十六条に規定する要件を欠く者

十 マンション管理業を遂行するために必要とする財産的基礎を有しない者

(登録事項の変更の届出)

第四十八条 マンション管理業者は、第四十五条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第七号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(マンション管理業者登録簿等の閲覧)

第四十九条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、マンション管理業者登録簿その他国土交通省令で定める書類を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第五十一条 マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合においては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届出なければならない。

5 第五十二条 マンション管理業者登録簿に登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項をマンション管理業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三七

		三 破産した場合 その破産管財人	第二節 管理業務主任者
四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人		2 マンション管理業を廃止した場合 マンション管理業者であった個人又はマンション管理業者であつた法人を代表する役員	(管理業務主任者の設置)
第五十五条 この節に定めるもののほか、マンション管理業者の登録は、その効力を失う。		3 第五十五条第一項第一号に規定するに至ったときは、マンション管理業者の登録は、その効力を失う。	第五十六条 マンション管理業者は、その事務所ごとに、事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者を置かなければならない。ただし、人の居住の用に供する独立部分(区分所有法第一条に規定する建物の部分をいう。以下同じ。)が国土交通省令で定める数以上である第二条第一号イに掲げる建物の区分所有者を構成員に含む管理組合から委託を受けて行う管理事務を、その業務としない事務所については、この限りでない。
(登録の消除)		4 第五十五条第一項及び第四項並びに第十二条から第二十八条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第十二条第三項中「前項」とあり、及び同条第四項各号に該当する部分中「第一項」とあるのは「第五十八条第二項」と、第六条第一項中「マンション管理士として」とあるのは「管理業務主任者として」と、「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第二十四条第二項第七号、第二十五条第一項及び第二十八条第二項第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。	第五十七条 管理業務主任者試験(以下この節において「試験」という。)は、管理業務主任者として必要な知識について行う。
(登録免許税及び手数料)		5 第五十五条第一項第一号に規定するに至ったときは、その効力を失う。	第六十条 前条第一項の登録を受けている者は、国土交通大臣に対し、氏名、生年月日その他の国土交通省令で定める事項を記載した管理業務主任者証の交付を申請することができる。
(号外)		6 第五十五条第一項第一号又は第三号に該当することにより、登録を取消された者が法人であるとによりマンション管理業者の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者	第六十一条 管理業務主任者証の交付等
第五十二条 第四十四条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、それぞれ国に納付しなければならない。		7 第五十九条 試験に合格した者は、管理事務に関する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。	第六十二条 前条第一項の登録を受ける者は、国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認められたものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。
(名義貸しの禁止)		8 第六十一条 第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、試験について準用する。(指定試験機関の指定等)	第六十三条 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者は、国土交通大臣又はその指定する者が国土交通省令で定めるところにより行う講習で交付の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならぬ。ただし、試験に合格した日から一年以内に管理業務主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
(国土交通省令への委任)		9 第五十五条 この節に定めるもののほか、マンション管理業者の登録に関必要な事項は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下この	第六十四条 管理業務主任者証の有効期間は、五年とする。

4 管理業務主任者は、前条第一項の登録が消除されたとき、又は管理業務主任者証がその効力を失ったときは、速やかに、管理業務主任者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5 管理業務主任者は、第六十四条第一項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、管理業務主任者証を国土交通大臣に提出しなければならない。

6 国土交通大臣は、前項の禁止の期間が満了した場合において、同項の規定により管理業務主任者証を提出した者から返還の請求があったときは、直ちに、当該管理業務主任者証を返還しなければならない。

(管理業務主任者証の有効期間の更新)

第六十一条 管理業務主任者証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は管理業務主任者証の有効期間の更新をする者について、同条第三項の規定は更新後の管理業務主任者証の有効期間について準用する。

(登録事項の変更の届出等)

第六十二条 第五十九条第一項の登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 管理業務主任者は、前項の規定による届出をする場合において、管理業務主任者証の記載事項に変更があったときは、当該届出に管理業務主任者証を添えて提出し、その訂正を受けなければならぬ。

(管理業務主任者証の提示)

第六十三条 管理業務主任者は、その事務を行つて、マソニヨンの区分所有者等その他の関

係者から請求があつたときは、管理業務主任者証を提示しなければならない。

第六十四条 国土交通大臣は、管理業務主任者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該管理業務主任者に対する指示及び事務の禁止

次に各号のいずれかに該当するときは、当該管理業務主任者に対し、必要な指示をすることができる。

一 マソニヨン管理業者に自己が専任の管理業務主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の管理業務主任者である旨の表示をすることを許し、当該マソニヨン管理業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して管理業務主任者である旨の表示をしたとき。

三 管理業務主任者としてすべき事務を行つた又は著しく不当な行為をしたとき。

2 国土交通大臣は、管理業務主任者が前項各号のいずれかに該当するとき、又は同項の規定による指示に従わないときは、当該管理業務主任者に対し、一年以内の期間を定めて、管理業務主任者としてすべき事務を行つた場合を除く)であつて、情状が特に重いとき。

一 第五十九条第一項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたときは、その登録を取り消さなければならない。

四 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条第二項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

(国土交通省令への委任)

第六十九条 この節に定めるもののほか、試験、指定試験機関、管理業務主任者の登録その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、国土交

通省令で定める。

第三節 業務

(業務処理の原則)

第七十条 マソニヨン管理業者は、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(標識の掲示)

第七十一条 マソニヨン管理業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

(重要事項の説明等)

第七十二条 マソニヨン管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約(新たに建設されたマソニヨンの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するもの)を除く。以下「管理委託契約」という。)を締結しようとするとき(次項に規定するときを除く。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマソニヨンの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であつて国土交通省令で定めるもの(以下「重要事項」という。)について説明をさせなければならない。この場合において、マソニヨン管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管

理組合を構成するマソニヨンの区分所有者等及

実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

第六十八条 第五十九条第一項の登録を受けようとする者、管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者及び第六十条第二項本文(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者は、当該管

び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。

2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれているときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

4 管理業務主任者は、第一項又は前項の説明をするときは、説明の相手方に對し、管理業務主任者証を提示しなければならない。

5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

(契約の成立時の書面の交付)

第七十三条 マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、当該管理組合の管理者等(当該マンション管理業者が当該管理組合の管理者等である場合又は当該管理組合に管理者等が置かれていない場合にあっては、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員)に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 管理事務の対象となるマンションの部分
- 二 管理事務の内容及び実施方法(第七十六条)

外報(号)

官報

む。)

三 管理事務に要する費用並びにその支払の時期及び方法

期及び方法

四 管理事務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容

五 契約期間に関する事項

六 契約の更新に関する定めがあるときは、その内容

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 その他国土交通省令で定める事項

2 マンション管理業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。

(再委託の制限)

第七十四条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務のうち基幹事務については、これを一括して他人に委託してはならない。

(帳簿の作成等)

第七十五条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けた管理事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(財産の分別管理)

第七十六条 マンション管理業者は、管理組合から委託を受けて管理する修繕積立金その他国土交通省令で定めるところにより、当該マンション管理業者の業務及び財産の状況を記載した書類をその事務所ごとに備え置き、その業務に係る関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならぬ。

(秘密保持義務)

第七十七条 マンション管理業者は、管理事務の委託を受けた管理組合に管理者等が置かれていないときは、国土交通省令で定めるところにより、当該マンション管理業者に対して不適当であると認められるとき。

第七十八条 マンション管理業者は、第五十六条第一項ただし書に規定する管理事務以外の管理事務については、管理業務主任者に代えて、当該事務所を代表する者又はこれに準ずる地位にある者をして、管理事務主任者としてすべき事務を行わせることができる。

(書類の閲覧)

第七十九条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該マンション管理業者の業務及び財産の状況を記載した書類をその事務所ごとに備え置き、その業務に係る関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(業務停止命令)

第八十二条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該マンション管理業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第三号又は第四号に該当するとき。
- 二 第四十八条第一項 第五十四条、第五十六条第三項、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで若しくは第五項、第七十三条か

り、定期に、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、当該管理事務に関する報告をさせなければならない。

(指示)

第八十三条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの法律の規定に違反したときは、当該マンション管理業者に対し、必要な指示をすることができる。

一 業務に関し、管理組合又はマンションの区分所有者等に損害を与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき。

二 業務に関し、その公正を害する行為をしたとき、又はその公正を害するおそれが大であるとき。

三 業務に関し他の法令に違反し、マンション管理業者として不適当であると認められるとき。

四 管理業務主任者が第六十四条又は第六十五条第一項の規定による処分を受けた場合において、マンション管理業者の責めに帰すべき理由があるとき。

なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理業者でなくなつた後においても、同様とする。

第四節 監督

ら第七十六条まで、第七十七条第一項若しくは第二項、第七十九条、第八十条又は第八十一条第一項の規定による指示に従わないと。三 前条の規定による指示に従わないと。四 この法律の規定に基づく国土交通大臣の处分に違反したとき。

五 マンション管理業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が業務の停止をしようとするとき以前一年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、役員のうちに業務の停止をしようとするとき以前二年以内にマンション管理業に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。

(登録の取消し)

第八十三条 國土交通大臣は、マンション管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第四十七条第一号、第三号又は第五号から第八号までのいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

三 前条各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(監督処分の公表)

第八十四条 國土交通大臣は、前二条の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(報告)

第八十五条 國土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、その必要な限度で、マンション管理業を営む者に対し、報告をさせることができると。

第十八條 國土交通大臣は、マンション管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、その必要な限度で、その職員に、マンション管理業を営む者の事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第二前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(登録の失効に伴う業務の結了)

第八十六条 國土交通大臣は、マンション管理業の力を失った場合には、当該マンション管理業者であった者又はその一般承継人は、当該マンション管理業者の管理組合からの委託に係る管理事務を終了する目的の範囲内においては、なおマンション管理業者とみなす。

(適用の除外)

第八十九条 マンション管理業者の登録がその効力を失った場合には、当該マンション管理業者であった者又はその一般承継人は、当該マンション管理業者の管理組合からの委託に係る管理事務を終了する目的の範囲内においては、なおマンション管理業者とみなす。

(指定)

第九十条 この章の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

第四章 マンション管理適正化推進センター

第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第五節 雜則)

第八十七条 マンション管理業者の使用者は、正当な理由がなく、マンションの管理に関する事務を行なったことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理業者の使用者その他の従業者でなくなった後にあっても、同様とする。

(証明書の携帯等)

第八十八条 マンション管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、使用者その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事さ

せてはならない。

(業務)

第九十二条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 マンションの管理に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを管理組合の管理者等その他の関係者に対し提供すること。

二 マンションの管理の適正化に関し、管理組合の管理者等その他の関係者に対し技術的な支援を行うこと。

三 マンションの管理の適正化に関し、管理組合の管理者等その他の関係者に対し講習を行うこと。

四 マンションの管理に関する苦情の処理のために必要な指導及び助言を行うこと。

五 マンションの管理に関する調査及び研究を行うこと。

六 マンションの管理の適正化の推進に資する啓発活動及び広報活動を行うこと。

七 前各号に掲げるものほか、マンションの管理の適正化の推進に資する業務を行なうこと。

(センターへの情報提供等)

第九十三条 國土交通大臣は、センターに対し、管理適正化業務の実施に關し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(準用)

第九十四条 第十一條から第十五条まで、第十八条第一項、第十九条から第二十二条まで、第二十四条第二項、第二十五条、第二十八条(第五号を除く)及び第二十九条の規定は、センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「管理適正化業

務」と、「試験事務規程」とあるのは「管理適正化業務規程」と、第十二条中「名称又は主たる事務所」とあるのは「名称若しくは住所又は管理適正化業務を行う事務所」と、第十三条第二項中「指定試験機関の役員」とあるのは「管理適正化業務に従事するセンターの役員」と、第十四条第一項中「事業計画」とあるのは「管理適正化業務に係る事業計画」と、同条第二項中「事業報告書」とあるのは「管理適正化業務に係る事業報告書」と、第二十四条第二項第一号中「第十一條第三項各号」とあるのは「第九十一条各号」と、同項第七号及び第二十五条第一項中「第十一條第一項」とあるのは「第九十一条」と、第二十八条中「その旨」とあるのは「その旨(第一号の場合にあっては、管理適正化業務を行う事務所の所在地を含む。)」と、同条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第九十一条」と読み替えるものとする。

第五章 マンション管理業者の団体 (指定)

第九十五条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
二 社員の営む業務に関する管理組合等からの

業務に従事するセンターや役員」と、第十四条第一項中「事業計画」とあるのは「管理適正化業務に係る事業計画」と、同条第二項中「事業報告書」とあるのは「管理適正化業務に係る事業報告書」と、第二十四条第二項第一号中「第十一條第三項各号」とあるのは「第九十一条各号」と、同項第七号及び第二十五条第一項中「第十一條第一項」とあるのは「第九十一条」と、第二十八条中「その旨」とあるのは「その旨(第一号の場合にあっては、管理適正化業務を行う事務所の所在地を含む。)」と、同条第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第九十一条」と読み替えるものとする。

苦情の解決を行うこと。

三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対する業務を行ふこと。
四 マンション管理業の健全な発達を図るために必要な調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

3 指定法人は、前項の業務のほか、国土交通省令で定めるところにより、社員であるマンション管理業者との契約により、当該マンション管理業者が管理組合又はマンションの区分所有者等から受領した管理費、修繕積立金等の返還債務を負うこととなつた場合においてその返還債務を保証する業務(以下「保証業務」という。)を行ふことができる。

(苦情の解決)
第九十六条 指定法人は、管理組合等から社員の営む業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該社員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 指定法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該社員に對し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 社員は、指定法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
4 指定法人は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について、社員に周知させなければならない。

(保証業務の承認等)

第九十七条 指定法人は、保証業務を行う場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けた指定法人は、保証業務を廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(保証業務に係る契約の締結の制限)
第九十八条 前条第一項の承認を受けた指定法人は、その保証業務として社員であるマンション管理業者との間ににおいて締結する契約に係る保証債務の額の合計額が、国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、当該契約を締結してはならない。

(保証業務に係る事業計画書等)
第九十九条 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、毎事業年度、保証業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に(承認を受けた日の属する事業年度にあつては、その承認を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第九十七条第一項の承認を受けた指定法人は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の保証業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(改善命令)

第一百条 国土交通大臣は、指定法人の第九十五条第二項又は第三項の業務の運営に改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対して、その改善に必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第一百一条 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)
第六章 雜則

第一百二条 第二十二条及び第二十三条の規定は、これらの規定中「試験事務の適正な実施」とあるのは、「第九十五条第二項及び第三項の業務の適正な運営」と読み替えるものとする。

(設計図書の交付等)

第一百三条 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十八号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる者を含む。以下同じ。)は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物(新たに建設された建物で人の居住の用に供したことのないものに限る。以下同じ。)を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、宅地建物取引業者は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物を分譲する場合においては、当該建物の管理が管理組合に円滑に引き継がれるよう努めなければならない。

(権限の委任)
第一百四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、そ

の一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(経過措置)

第一百五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項又は第三項の登録を受けた者

二 第五十三条の規定に違反して、マンション管理業を営んだ者

三 第五十四条の規定に違反して、他人にマンション管理業を営ませた者

四 第八十二条の規定による業務の停止の命令に違反して、マンション管理業を営んだ者

五 第五十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十六条第三項の規定に違反した者

七 第五十九条の規定に違反して契約を締結した者

八 第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

十 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付した者

十一 第八十一条又は第八十七条の規定に違反した者

十二 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第八十八条第一項の規定に違反した者

十四 第九十九条第一項の規定による事業計画書の提出による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決

項に規定する試験事務をいう。第一百十条において同じ。)、登録事務又は管理適正化業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした

指定試験機関(第十一条第一項に規定する指定試験機関及び第五十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。第一百十条において同じ。)、指

定登録機関又はセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定によりマンション管理士の名称の使用の停止を命ぜられた者

二 第四十三条の規定に違反した者

三 第四十八条第一項の規定による届出をせしめた者

四 第五十六条第三項の規定に違反した者

五 第五十九条の規定に違反して契約を締結した者

六 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべくした者

七 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

八 第六十七条又は第七十七条第三項の規定に違反した者

九 第七十七条の規定による標識を掲げない者

十 第七十三条第一項の規定による届出を怠った者

十一 第六十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第四項又は第七十七条第三項の規定に違反した者

十二 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

十三 第七十七条の規定による標識を掲げない者

十四 第八十一条又は第八十七条の規定に違反した者

十五 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十六 第八十八条第一項の規定に違反した者

十七 第九十九条第一項の規定による事業計画書の提出による事業報告書若しくは収支決算書の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決

算書を提出した者

2 前項第四号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第一百十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第一百六条、第一百九条第三号から第五号まで又は前条第一項(第四号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第五十条第一項の規定による届出を怠った者

二 第六十一条第四項若しくは第五項、第七十二条第四項又は第七十七条第三項の規定に違反した者

三 第七十七条の規定による標識を掲げない者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三 第七十七条の規定による標識を掲げない者

四 第八十一条又は第八十七条の規定に違反した者

五 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六 第八十八条第一項の規定に違反した者

七 第九十九条第一項の規定による事業計画書の提出による事業報告書若しくは収支決算書の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決

十八条第三項及び第九十四条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務(第十一条第一項に規定する試験事務及び第五十八条第一

の委託を受けることを内容とする契約でこの法律の施行前に締結されたものについては、適用しない。

3 第七十七条の規定は、管理組合から管理事務

の委託を受けることを内容とする契約でこの法律の施行前に締結されたものに基づき行う管理事務については、その契約期間が満了するまでの間は、適用しない。

4 第百三十三条第一項の規定は、この法律の施行前に建設工事が完了した建物の分譲については、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にマンション管理業を営んでいる者は、この法律の施行の日から九月間(当該期間内に第四十七条の規定に基づく登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)は、第四十四条第一項の登録を受けないでも、引き続きマンション管理業を営むことができる。その者がその期間内に第四十五条第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続きマンション管理業を営むことができる場合においては、その者を第四十四条第一項の登録を受けたマンション管理業者と、その事務所(第四十五条第一項第二号に規定する事務所をいう。)を代表する者、これに準ずる地位にある者その他国土交通省令で定める者を管理業務主任者とみなして、第五十六条(第一項ただし書を除く。)、第七十条、第七十二条第一項から第二項まで及び第五項、第

七十三条规定から第七十六条规定まで、第七十七条第一項及び第二項、第七十九条、第八十条、第八十一条(第四号を除く。)、第八十二条、第八十三条

条(第二号を除く。)並びに第八十五条から第八十九条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに前条第一項から第三項までの規定を適用する。この場合において、第五十六条第

一項中「事務所の規模を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の管理業務主任者」とあるのは「成年者である専任の管理業務主任者」と、同条第三項中「既存の事務所が同項の規定に抵触するに至ったときは」とあるのは「この法律の施行の際事務所が同項の規定に抵触するときは」この法律の施行の日から九月間(当該期間内に第四十七条の規定に基づく登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命ぜられた日までの間)は、第四十四条第一項の登録を受けないでも、引き続きマンション管理業を営むことができる。その者がその期間内に第四十五条第一項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第五条 國土交通省令で定めるところによりマンションの管理に関し知識及び実務の経験を有すると認められる者でこの法律の施行の日から九月を経過する日までに国土交通大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、第五十九条第二号から」と、第八十二条第一号中「前条第三号又は第四号」とあるのは「前条第三号」と、同条第二号中「第四十八条第一項、第五十四条、第五十六条第三項、第七十一条」とあるのは「第五十六条第三項」と、第八十三条中「その登録を取り消さなければならない」とあるのは「マンション管理業の廃止を命ずることができる」と、第八十九条中「マンション管理業者の登録がその効力を失った場合には」とあるのは「第五十条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によりマンション管理業の廃止を命ぜられた場合には」と、第一百六十六条第四号中「第八十二条の規定による業務の停止の命令又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によるマンション管理業の廃止の命令に違反して」とあるのは「第八十二条の規定による業務の停止の命令又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される第八十三条の規定によるマンション管理業の廃止の命令に違反して」とする。

第六十条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「試験に合格した日」とあるのは、「附則第五条に規定する国土交通大臣が指定する講習会の課程を修了した日」とする。
(日本労働者住宅協会法の一部改正)
第六条 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
(登録免許税法の一部改正)

第四十条中「及び不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)」を「不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百三十三号)」に改める。

第七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。
(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一二十三号中「(十七)を(十八)とし、(十六)の次に次のように加える。

(十七) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百三十三号)第三十条第一項(登録) のマンション管理士の登録

別表第一第四十五号の二の次に次のように加える。

四十五の三 マンション管理業者の登録

登録件数
一件につき九千円

四十五条の三 マンション管理業者の登録

登録件数
一件につき九万円

審査報告書

日本放送協会平成十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書右は全会一致をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十二年十一月三十日

交通・情報通信委員長 今泉 昭

参議院議長 井上 裕殿

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日 参議院会議録第十五号

日本放送協会平成十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

四五

(別表第1) 平成10年度末における資産及び負債の状況

一般勘定

科	目	金額
資 産	総 額	百万円 633,971
負 債	総 額	256,738
資 本	総 額	377,232

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成十年度決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成十年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

受託業務等勘定

科	目	金額
資 産	総 額	百万円 7
負 債	総 額	7

(別表第2) 平成10年度中の損益の状況

一般勘定

(△は欠損)

科	目	金額
経 常 事 業	収 入	百万円 633,711
経 常 事 業	支 出	607,975
経 常 事 業	収 支 差 金	25,736
経 常 事 業 外	収 入	5,851
経 常 事 業 外	支 出	16,513
経 常 事 業 外	収 支 差 金	△ 10,662
経 常 収 支 差 金		15,074
特 別 収 入		3,557
特 別 支 出		1,878
当 期 事 業 収 支 差 金		16,753

(注) 当期事業収支差金167億5,368万円のうち、90億5,400万円は債務償還に使用し、76億9,968万円は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定

(△は欠損)

科	目	金額
経 常 事 業	収 入	百万円 470
経 常 事 業	支 出	377
経 常 事 業	収 支 差 金	93
経 常 事 業 外	支 出	21
経 常 事 業 外	収 支 差 金	△ 21
当 期 事 業 収 支 差 金		71

(注) 当期事業収支差金は、一般勘定の経常事業収入に繰り入れている。

右
平成十二年二月十八日
国会に提出する。

日本放送協会平成十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

内閣総理大臣 小渕 恵三

日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
内閣総理大臣 小淵 恵三殿

11 檢 第 460 号

平成11年11月19日

会計検査院長職務代行

検査官 杉浦 力國

日本放送協会平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書等の検査を了したのでこれを回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 平成10年度財産目録

財産目録

平成11年3月31日現在

(一般勘定)

科 目	内 記			合 計
	捕	要	金 額	
(資産の部)			千円	千円
流動資産				
現金及び預金	現 金	定期預金ほか	56,585,767	56,585,767
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金	△ 19,417,561	2,248,561	19,417,561
有価証券	国債、金融債ほか 放送記念品	△ 17,169,000	97,202,068	42,283
貯蔵品				5,247,855
前払費用	翌年度繰り戻 費		4,571,349	

未 収 金	その他の前払費	賃借料ほか 有価証券利息ほか	676,505
その他の流動資産	差入保証金	事務室賃借保証金ほか 諸立替払金	1,898,897
固定資産	仮 払 金	2,969,637	4,328,335
有形固定資産	建 物	放送会館、放送所ほか	440,734,477
建物	減価償却累計額	194,436,199	354,726,028
構築物	空中綫設備ほか	△ 66,732,027	127,704,171
機械及び装置	構築物 減価償却累計額	108,746,197	37,627,673
機械及び装置	機械及び装置 減価償却累計額	△ 71,118,524	133,530,392
放送衛星	放送設備ほか	525,099,577	△ 391,569,184
放送衛星	放送衛星BSAT-1aほか	19,685,227	13,381,054
放送衛星	放送衛星BSAT-1aほか 減価償却累計額	△ 6,304,172	2,184,762
車両及び運搬具	車両及び運搬具 減価償却累計額	8,122,292	2,184,762
車両及び運搬具	中継車ほか	△ 5,937,529	657,109
器具	器具 楽器、事務用器 具ほか	2,137,165	

(外) 報

土 地	減価償却累計額	△ 1,480,055	未 払 金	契約収納事務費 放送債券利息 納付消費税	4,134,651 233,700	60,132,621
その他の建設仮勘定	放送会館・放送所敷地ほか 大阪放送会館整備ほか	30,383,216				
無形固定資産		9,257,645			3,383,268	
無形固定資産		6,545,647			52,381,000	
施設利用権	国際放送信設備利用権ほか	6,545,647			104,383,825	
出資その他の資産	その他の無形固定資産	6,505,732	前 受 収 益 預 金	技術協力料ほか 事務室賃貸敷金 ほか 源泉徴収所得税 ほか	1,983,345	
長期保有有価証券	国債、金融債ほか	39,914				
出 資	通信・放送機構に対する出資	1,127,542	固 定 負 債 券 放 送 債 券 長 期 借 入 金	66,858 35,924		
長期前払費用	関連事業に対する出資 放送所敷地賃借料未経過分ほか	8,099,194	退職手当引当金	80,804,878		
特 定 資 産	その他の長期前払費用	600,235	そ の 他 の 固 定 負 債 負 債 合 計	29,680,000 20,914,000 20,973,878 9,237,000 <u>256,738,671</u>		
放送債券償還積立資産	放送債券償還資金積立金 放送会館等の建設資金積立金	22,640,952	(受託業務等勘定)			
建設積立資産		14,429,000	科 目	内 容	記 説	合 計
資 产 合 計		8,211,952			千円	
(負 債 の 部)		<u>633,971,493</u>	(資 产 の 部)			
流動負債		<u>175,933,792</u>	流動資產			
一年以内に返済する長期借入金		5,514,000	現金及び預金			
一年以内に償還する放送債券		3,920,000	預 金	7,861		86
			未 収 金			<u>7,947</u>
			資 产 合 計			

(文) 号(註)

(負債の部)			
流動負債			
未払金	7,947	7,947	
負債合計	7,947	7,947	

2 平成10年度貸借対照表

貸借対照表

平成11年3月31日現在

(一)般勘定)

科 目	内 訳	金 領	構 成 比
(資産の部)	千円	千円	%
流动現金及び預金	56,658,424		
受信料未収	19,417,561		
未収受信料欠損引当金	△ 17,169,000	2,248,561	
有価証券	97,202,068		
貯蔵費	42,283		
前払収取	5,247,855		
その他の流动資産	4,328,335		
その他	— 4,868,534		
流动資産合計	170,596,064	26.9	
固定資産			
有形固定資産	194,436,199		
建物減価償却累計額	△ 66,732,027	127,704,171	
構築減価償却累計額	108,746,197		
固定資産合計	△ 71,118,524	37,637,673	

機械及び装置	525,099,577	
減価償却累計額	△ 391,569,184	133,530,392
放送衛星	19,685,227	
減価償却累計額	△ 6,304,172	13,381,054
車両及び運搬機器	8,122,292	
減価償却累計額	△ 5,937,529	2,184,762
土地		
その他の建設仮勘定		
有形固定資産合計		30,383,216
無形固定資産		9,257,645
無形固定資産合計		354,726,028
無形固定資産合計		56.0
出資その他の資産		
長期保有有価証券		6,545,647
出資その他の資産		1.0
関係会社出資		69,635,830
その他の出資		9,226,736
長期前払費用		
出資その他の資産合計		1,843,036
固定資産合計		79,462,801
特定資産		12.5
放送債券償還積立資産		440,734,477
建設積立資産		14,429,000
特定資産合計		8,211,952
資産合計		22,640,952
		3.6
		100.0

機械及び装置	525,099,577	
減価償却累計額	△ 391,569,184	133,530,392
放送衛星	19,685,227	
減価償却累計額	△ 6,304,172	13,381,054
車両及び運搬機器	8,122,292	
減価償却累計額	△ 5,937,529	2,184,762
土地		
その他の建設仮勘定		30,383,216
有形固定資産合計		9,257,645
無形固定資産		354,726,028
無形固定資産合計		56.0
出資その他の資産		
長期保有有価証券		6,545,647
出資その他の資産		1.0
関係会社出資		69,635,830
その他の出資		9,226,736
長期前払費用		
出資その他の資産合計		1,843,036
固定資産合計		79,462,801
特定資産		12.5
放送債券償還積立資産		440,734,477
建設積立資産		14,429,000
特定資産合計		8,211,952
資産合計		22,640,952
		3.6
		100.0

()

（外）印（報）印

(負債の部)		(受託業務等勘定)			
科	目	内訳	金額	構成比	%
流動負債					
一年以内に返済する長期借入金			5,514,000		
一年以内に償還する放送債券			3,920,000		
未払受信料	前受負債		60,132,621		
その他の流動負債			104,383,825		
流動負債合計			1,983,345		
固定負債			175,933,792	27.8	
送金債券			29,680,000		
長期借入金			20,914,000		
退職手当引当負債			20,973,878		
その他の固定負債			9,237,000		
固定負債合計			80,804,878	12.7	
(資本の部)	資本合計		256,738,671	40.5	
3 平成10年度損益計算書					
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで					
(一般勘定)		損益計算書			
科	目	金額	千円	千円	
資本	承継資本	306,576,353			
固定資産	充当資本	163,375			
積立		306,412,978			
建設費	積立	53,902,788			
繰越事業収支	余差	8,211,952			
当期事業収支	合計	45,690,836			
資本		16,753,680			
負債	資本合計	377,232,822			
資本合計		633,971,493	59.5		
		100.0			

(受託業務等勘定)

科	目	金	額
		千円	千円
経常事業収支	受託業務等収入	470,464	470,464
経常事業支出	受託業務等費用	377,247	377,247
経常事業収支差金	経常事業外支出	93,216	93,216
経常事業外収入	経常事業外収支差金	21,976	21,976
財務収入	財務費用	△ 21,976	△ 21,976
経常事業外支出	経常事業外収支差金	71,240	71,240
財務費用	△ 71,240	△ 71,240	△ 71,240
経常事業外収支差金			
△ 10,662,180			

4 平成10年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、平成10年度の事業運営に当たり、景気の停滞が続く極めて厳しい経営環境の下で、「デジタル時代へのNHKビジョン」を踏まえ、経営財源の確保を図るとともに、経営全般にわたり極力効率的な業務運営を推進し、事業計画の着実な遂行に努めた。

業務の実施に当たっては、デジタル化、多チャンネル化の進展の下での公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえて、地上放送の充実刷新、衛星放送・ハイビジョン放送の充実と普及促進、委託協会国際放送業務(テレビジョン国際放送)の拡充、新しい放送技術の開発研究など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	広 調 査 研 究 費 費 与 費 費 費 費 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	3,011,198 8,076,574 146,599,325 55,465,258 13,408,245 55,332,427 17,169,000	3,011,198 8,076,574 146,599,325 55,465,258 13,408,245 55,332,427 17,169,000
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	経常事業外収支	25,736,460	25,736,460
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	経常事業外収入	5,851,106	5,851,106
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	財務収入	4,973,831	4,973,831
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	経常事業外支出	877,274	877,274
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	財務費用	16,513,287	16,513,287
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	経常事業外収支差金	16,513,287	16,513,287
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	△ 10,662,180	△ 10,662,180	△ 10,662,180
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金		15,074,279	15,074,279
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	経常収支差金	9,054,000	9,054,000
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	当期事業収支差金	6,020,279	6,020,279
業 支 給 一 般 支 未 取 受 信 料 欠 損 償 却 金	△ 3,557,848	△ 3,557,848	△ 3,557,848
特 別 收 支	特別収入	3,032,829	3,032,829
特 別 收 支	固定資産売却益	100,941	100,941
特 別 收 支	固定資産受贈益	424,076	424,076
特 別 收 支	過年度損益修正益	1,878,447	1,878,447
特 別 收 支	別支	58,905	58,905
特 別 收 支	固定資産売却損	1,819,541	1,819,541
当期事業収支差金	当期事業収支差金	9,054,000	9,054,000
資本支出	資本支出	7,699,680	7,699,680
事業収支差金	事業収支差金	7,699,680	7,699,680
資本支出	資本支出	7,699,680	7,699,680
事業収支差金	事業収支差金	7,699,680	7,699,680
資本支出	資本支出	7,699,680	7,699,680
事業収支差金	事業収支差金	7,699,680	7,699,680

億9,968万円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

「受託業務等勘定」の当年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表みると資産総額794万

7千円に対し、負債総額は794万7千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入4億7,046万4千円に対し、経常事

業外収支差金△2,197万6千円で、差し引き経常事業収支差金は9,321万6千円であり、これに経常事

業外収支差金△2,197万6千円を加えた当期事業収支差金は7,124万円であり、この当期事業収支差金

は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たっての重要な会計方針と、当年度末における資産、負債及

び資本の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項 目	会 計 方 針
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法に基づく原価法によっている。
2. たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法	先入先出法に基づく原価法によっている。
3. 固定資産の減価償却の方法	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
(1) 有形固定資産	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
(2) 無形固定資産	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。
4. 引当金の計上基準	当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見越額を経験率により計上している。
(1) 未収受信料欠損引当金	職員の退職金の支給に充てるため、職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の範囲内で計上している。
(2) 退職手当引当金	当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見越額を経験率により計上している。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
6. 消費税の会計処理	税込方式によっている。

2.2 財産目録及び貸借対照表 (比較貸借対照表)

(一 般 勘 定)

(単位 千円)

区 分	平成9年度末	平成10年度末	增 減
現 金 及 び 預 金	48,641,035	56,658,424	8,017,389
受 信 料 未 収 金	1,538,567	2,248,561	709,994
有 価 証 券	102,493,382	97,202,068	△ 5,291,314
貯 蔵 品	39,899	42,283	2,384
前 払 費 用	3,385,199	5,247,855	1,862,655
未 収 金	3,816,918	4,328,335	511,416
そ の 他 の 流 動 资 产	2,018,353	4,868,534	2,850,181
流 動 资 产 合 计	(26,3) 161,933,357	(26,9) 170,596,064	8,662,707
有 形 固 定 资 产	349,118,695	354,726,028	5,607,332
建 筑 物	124,065,876	127,704,171	3,638,295
機 械 及 び 装 置	36,670,870	37,627,673	956,802
機 械 及 び 装 置	140,264,095	133,530,392	△ 6,733,703
放 送 衛 星	8,985,340	13,381,054	4,395,714
車両 及 び 運 搬 具	2,154,016	2,184,762	30,745
器 具	676,243	657,109	△ 19,133
土 地	28,663,581	30,383,216	1,719,635
そ の 他 の 建 設 版 勘 定	7,638,670	9,257,645	1,618,975
無 形 固 定 资 产	7,780,313	6,545,647	△ 1,234,665
出 資 そ の 他 の 資 产	75,742,862	79,462,801	3,719,939
長 期 保 有 有 価 証 券	65,662,036	69,635,830	3,973,793
出 資	9,253,786	9,226,736	△ 27,050
長 期 前 払 費 用	827,039	600,235	△ 226,804
固 定 资 产 合 计	(70,3) 432,641,870	(69,5) 440,734,477	8,092,606

放送債券償還積立資産	12,349,000	14,429,000	2,080,000	
建設積立資産	8,211,952	8,211,952	0	
特定資産合計	20,560,952	(3,4)	(3,6)	2,080,000
資産合計	615,136,179	(100,0)	(100,0)	18,835,313

資本合計	360,479,141	(58,6)	377,232,822	(59,5)	16,753,680
負債資本合計	615,136,179	(100,0)	633,971,493	(100,0)	18,835,313

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の6,151億3,617万9千円に比べ188億3,531万3千円増加し、6,339億7,149万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減	
金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減
流动資産	161,933,357	26.3	170,596,064	26.9
固定資産	432,641,870	70.3	440,734,477	69.5
特定資産	20,560,952	3.4	22,640,952	3.6
合計	615,136,179	100.0	633,971,493	100.0

（六）取扱

短期借入金
一年以内に返済する長期借入金
一年以内に償還する放送未払金
受信料前受金
その他の流動負債

短期借入金
5,694,000
5,514,000
△
180,000

1,280,000
3,920,000
2,640,000

51,542,470
60,132,621
8,590,150

101,664,304
104,383,825
2,719,520

1,934,830
1,983,345
48,514

163,038,606
(26,5)
175,933,792

163,000,000
29,680,000
3,920,000

26,428,000
20,914,000
5,514,000

27,190,431
20,973,878
6,216,553

4,400,000
9,237,000
4,837,000

91,618,431
(14,9)
80,804,878

(12,7)
△
10,813,553

流动資産
当年度末の流动資産は、前年度末の1,619億3,335万7千円に比べ86億6,270万7千円増加し、1,705億9,606万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
現金及び預金	48,641,035	56,658,424	8,017,389
受信料未収金	1,538,567	2,248,561	709,994
有価証券	102,493,382	97,202,068	△ 5,291,314
貯蔵品	39,899	42,283	2,384
前払費用	3,385,199	5,247,855	1,862,655
未収金	3,816,918	4,328,335	511,416
その他流动資産	2,018,353	4,868,534	2,850,181
合計	161,933,357	170,596,064	8,662,707

固定負債合計

254,657,038

(41,4)

256,738,671

(40,5)

2,081,633

資本合計

306,576,353

306,576,353

0

資本繰上金

163,375

163,375

0

固定資産充当資本

306,412,978

306,412,978

0

建設積立金

44,550,854

53,902,788

9,351,934

建設越縁金

8,211,952

8,211,952

0

短期事業収支差金

36,338,902

45,690,836

9,351,934

16,733,680

7,401,746

9,351,934

(1) 現金及び預金						
(単位 千円)						
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減			
現金	77,405	72,656	△ 4,748			
普通預金	5,953,629	2,575,767	△ 3,377,862			
定期預金	36,610,000	17,010,000	△ 19,600,000			
譲渡性預金	6,000,000	37,000,000	31,000,000			
合計	48,641,035	56,658,424	8,017,389			

(2) 受信料未収金及び未収受信料欠損引当金						
(単位 千円)						
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減			
受信料未収金	18,604,567	19,417,561	812,994			
未収受信料欠損引当金	△ 17,066,000	△ 17,169,000	△ 103,000			
合計	1,538,567	2,248,561	709,994			

(3) 有価証券						
(単位 千円)						
区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要	要	
国債	31,269,663	31,245,981	31,245,981			
政府保証債	28,642,891	28,639,841	28,639,841	利付東京三菱銀行債券ほか、 公営企業債券ほか、 特別鉄道建設債券ほか、 東京都公債ほか、 電力債券ほか、		
非政府保証債	3,784,307	3,781,002	3,781,002			
地方事業債	2,004,600	2,003,449	2,003,449			
	2,540,000	2,520,807	2,520,807			
合計	29,037,934	29,010,986	29,010,986			
合計	97,279,395	97,202,068	97,202,068			

(文) 告報

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
放送記念品	39,899	42,283		2,384

(4) 貯蔵品

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
放送記念品	39,899	42,283		2,384

放送記念品の内容は、放送出演記念用ボールペン等である。

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
翌年度繰り越年次費	2,928,761	4,571,349	1,642,588	
長期借入金利息	19,563	0	19,563	
短期借入金利息	559	0	559	
その他の前払費用	436,315	676,505	240,190	
合計	3,385,199	5,247,855	1,862,655	

その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃料等である。

(単位 千円)

(6) 未収金

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
有価証券等利息	1,042,542	895,137	△ 147,404	
その他の未収金	2,774,376	3,433,198	658,821	
合計	3,816,918	4,328,335	511,416	

(7) その他の流動資産

(単位 千円)

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
差入保証金	1,818,053	1,898,897	20,864	
仮払金	140,320	2,969,637	2,829,316	
合計	2,018,353	4,868,534	2,850,181	

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等である。また、仮払金の内容は、諸立替払金である。

固定資産

(1) 固定資産の取得及び処分

区分	平成9年度		平成10年度		平成10年暮 末残高 (1)+(2)-(3)	減価償却額 累計 (4)-(5)	平成10年度 未帳簿額 (4)-(5)	(単位 千円)	
	平成9年 度末 残 (1)	増 加 額 (2)	減 少 額 (3)	額 (4)				額 (5)	
有形固定資産	884,886,429	67,368,842	54,387,749	897,867,522	543,141,493	354,726,028			
構築物	105,967,486	5,057,309	2,278,597	108,746,197	71,118,524	37,627,673			
機械及び装置	505,915,923	35,213,264	16,029,610	525,099,577	391,569,184	33,530,392			
放送衛星	40,383,643	6,435,000	27,133,415	19,685,227	6,304,172	13,381,054			
車両及び運搬工具	7,974,390	901,552	753,650	8,122,292	5,937,529	2,184,762			
器	2,106,373	76,926	46,135	2,137,165	1,480,055	657,109			
土	28,663,581	1,795,016	75,381	30,383,216	—	30,383,216			
その他建設仮勘定	7,638,670	7,106,285	5,487,309	9,257,645	—	9,257,645			
無形固定資産	19,458,824	25,971	46,707	19,438,089	12,892,441	6,545,647			
(有形・無形固) (定資産計)	904,345,254	67,394,813	54,434,456	917,305,611	556,033,935	361,271,675			
出資その他の資産	75,742,862	4,090,976	371,036	79,462,801	—	79,462,801			
長期保有有価証券	65,662,036	3,973,793	0	69,635,830	—	69,635,830			
出資	9,253,786	102,950	130,000	9,226,736	—	9,226,736			
長期前払費用	827,039	14,232	241,036	600,235	—	600,235			
合 計	980,088,116	71,485,790	54,805,493	996,768,412	556,033,935	440,734,477			

(注) 参照

注 1 有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として、建設計画の実施によるものであります。実施額56,272,944千円の内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(衛星放送設備の整備等)

テレビジョン、ラジオ放送網の整備

(総合放送2局、教育放送2局、中波第1放送1局の完成、放送装置の更新等)

放送会館の整備(大分放送会館の整備等)

番組設備の整備(番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等)

21,197,571千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

5,988,159千円

放送衛星増加額6,435,000千円の内容は、10年延いで取得したBSAT-1bである。

注 3 その他の建設仮勘定残高9,257,645千円の内容は、大阪放送会館整備等である。

注 4 無形固定資産残高6,545,647千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権6,505,732千円、地上権39,914千円である。

注 5 長期前払費用の年度末残高600,235千円の内容は、補完放送衛星地上管制設備管理料金550,362千円、放送所敷地賃借料未経過分等49,873千円である。

固定資産

(2) 長期保有有価証券

区分	券面額	取得価額	貸借対照表上額		摘要	要
			計	上		
国	31,687,973	31,661,224	31,661,224			
金融	5,000,000	5,000,000	5,000,000			
政府	2,000,000	1,999,800	1,999,800			
非政府	500,000	499,750	499,750			
地方	10,003,000	9,997,647	9,997,647			
事業	20,500,000	20,477,408	20,477,408			
合 計	69,690,973	69,635,830	69,635,830			

(3) 出資

(単位 千円)

関係会社出資	出資先	一株の額	平成9年度		平成10年度		未 貸借対照 表上額
			平成9年度 未貸借対照 表上額	増加額	減少額	株式數	
(株) NHK エデュケーション & テーブラライズ	(株) NHK エデュ & テーブラライズ (株) NHK ソフト ウェア	50,000円	952,000	0	0	19,040株	952,000
(株) NHK 情報 ネットワーク	(株) NHK プロ モーション アート	50,000円	67,000	0	0	1,340株	67,000
7,377,846千円	13,737,846千円	50,000円	209,500	0	0	4,190株	209,500
7,315,391千円	21,197,571千円	500円	57,000	0	0	114,000株	57,000
		500円	126,700	0	0	253,400株	126,700

その他の出資

(単位 千円)	出資先	金額	平成9年度 未貸借対照 表計上額	平成10年度	平成10年度 未 貸 借 対 照 表 計 上 額
(株)カルサニビス	50,000円	210,000	0	0	4,200株 210,000
(株)日本放送出版協会	50円	33,000	0	0	660,000株 33,000
(株)NHKきんぎ メディア	50,000円	52,000	0	0	1,040株 52,000
(株)NHK中部ブ ラン	50,000円	30,000	0	0	600株 30,000
(株)NHKちゅう ごくソフトブ ラン	50,000円	26,000	0	0	520株 26,000
(株)NHK九州メ ディス	50,000円	26,000	0	0	520株 26,000
(株)NHK東北ブ ラン	50,000円	26,000	0	0	520株 26,000
(株)NHK北海道 ビジョン	50,000円	26,000	0	0	520株 26,000
(株)NHK総合ビ ジネス	50円	40,000	0	0	80,000株 40,000
(株)NHKアイ ティック	500円	151,000	0	0	302,000株 151,000
(株)NHK文化セ ンター	500円	20,000	0	0	40,000株 20,000
(株)NHKコン ピューラー サービス	50,000円	57,000	0	0	1,140株 57,000
NHK営業サー ビス(株)	50,000円	120,000	0	0	2,400株 120,000
(株)NHKプリ ン	500円	10,000	0	0	20,000株 10,000
(株)日本文字放 送	50,000円	40,000	0	0	800株 40,000
(株)西日本文字放 送	50,000円	20,000	0	0	400株 20,000
(株)中部文字放 送	50,000円	20,000	0	0	400株 20,000
(株)放送衛星シ ス	50,000円	0	0	0	99,750株 4,987,500
(株)NHK名古屋 テレビ	50,000円	10,000	0	0	200株 10,000
小計(25社)	—	7,383,700	0	0	— 7,383,700 7,383,700

(外町)報

(単位 千円)	出資先	金額	平成9年度 未貸借対照 表計上額	増加額	減少額	出式 数	資取得額	貸借対照 表計上額
(株)通信・放送機構	—	1,127,542	0	0	—	1,127,542	1,127,542	1,127,542
(株)福岡タワー(株)	50,000円	160,000	0	0	3,200株	160,000	160,000	160,000
(株)日本ハイビ ジョン	50,000円	130,000	0	0	0株	0	0	0
(株)国際電気通信 研究所	50,000円	93,900	0	0	1,878株	93,900	93,900	93,900
(株)エイ・ティ・ アール光電波 通信研究所	50,000円	1,024	0	0	0	446株	22,300	1,024
(株)エイ・ティ・ アール複聴覚 機構研究所	50,000円	581	0	0	0	276株	13,800	581
(株)エイ・ティ・ アール通信シ ステム研究所	50,000円	665	0	0	0	230株	11,500	665
(株)エイ・ティ・ アール人間情 報通信研究所	50,000円	560	0	0	0	170株	8,500	560
(株)エイ・ティ・ アール音語翻 訳通信研究所	50,000円	32,900	5,300	0	0	764株	38,200	38,200
(株)エイ・ティ・ アール知能映 像通信研究所	50,000円	35,850	6,100	0	0	839株	41,950	41,950
(株)エイ・ティ・ アール環境適 応通信研究所	50,000円	6,850	2,300	0	0	183株	9,150	9,150
(株)技術研究所	50,000円	12,000	5,100	0	0	342株	17,100	17,100
(株)宇宙通信基礎 研究所	50,000円	3,212	0	0	0	3,385株	169,250	3,212
(株)コンデ・イン ス・テクノロ ジー研究所	50,000円	14,217	0	0	0	2,195株	109,750	14,217

(株)高東映像技術研究所	50,000円	1,383	0	0	781株	39,050	1,383
(株)次世代衛星通信システム研究所	50,000円	149,900	46,150	0	3,921株	196,050	196,050
(株)次世代デジタルテレビジョン放送システム研究所	50,000円	79,950	19,650	0	1,992株	99,600	99,600
(株)次世代情報放送研究所	50,000円	17,550	18,350	0	718株	35,900	35,900
NTTビュアル通信(株)	50,000円	2,000	0	0	40株	2,000	2,000
小計(18社)	—	1,870,086	102,950	130,000	—	2,195,542	1,843,036
合計(43社)	—	9,253,786	102,950	130,000	—	9,579,242	9,226,736

出資は、放送法第9条の2に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。
平成10年度減少額は、会社清算によるものである。

特定資産

当年度末の特定資産は、前年度末の205億6,095万2千円に比べ20億8,163万3千円増加し、226億4,095万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
放送債券償還積立資産	12,349,000	14,429,000	2,080,000
建設積立資産	8,211,952	8,211,952	0
合計	20,560,952	22,640,952	2,080,000

(1) 放送債券償還積立資産

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
放送債券償還積立資産	12,349,000	3,360,000	1,280,000
放送債券償還積立資産	12,349,000	3,360,000	1,280,000

資産である。

外取引報告

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増加額	減少額	年度末
建設積立資産	8,211,952	0	0	0	8,211,952

建設積立資産は、放送会館の建設等のための建設費に充てるために積み立てた資産である。

負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の2,546億5,703万8千円に比べ20億8,163万3千円増加し、2,567億3,867万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減		
区分	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減
流动负债	163,038,606	64.0	175,933,792	68.5	12,895,186
固定負債	91,618,431	36.0	80,804,878	31.5	△ 10,813,553
合計	254,657,038	100.0	256,738,671	100.0	2,081,633

流动負債

当年度末の流动負債は、前年度末の1,630億3,860万6千円に比べ128億9,518万6千円増加し、1,759億3,379万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減		
区分	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	増減
短期借入金	923,000	0	923,000	0	△ 923,000
一年以内に返済する長期借入金	5,694,000	5,514,000	180,000	△ 180,000	
一年以内に償還する放送債券金	1,280,000	3,920,000	2,640,000	2,640,000	
未払利息	51,542,470	60,132,621	8,590,150	8,590,150	
受信料	101,664,304	104,383,825	2,719,520	2,719,520	
前受金	1,934,830	1,983,345	48,514	48,514	
その他	0	0	0	0	
合計	163,038,606	175,933,792	12,895,186	12,895,186	

(1) 短期借入金			
区分	平成9年度末	増加額	減少額
短期借入金	923,000	0	923,000
(単位 千円)			
(2) 未払金			
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
契約取納事務費	4,208,176	4,134,651	△ 73,525
放送債券利息	243,667	233,700	△ 9,967
納付消費税	5,359,867	3,383,268	△ 1,976,599
その他未払金	41,730,758	52,381,000	10,650,242
合計	51,542,470	60,132,621	8,590,150
その他の未払金の内容は、3月分電力料等である。			
(3) 受信料前受金			
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
受信料前受金	101,664,304	104,383,825	2,719,520
(単位 千円)			
(4) その他の流動負債			
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
前受収益金	71,853	66,858	△ 4,994
預仮受金	39,989	35,924	△ 4,065
合計	1,822,987	1,880,562	57,575
	計	1,934,830	1,983,345
			48,514
前受収益の内容は技術協力料等であり、預り金は事務室賃貸敷金等である。 また、仮受金の内容は源泉徴収所得税等である。			
放送債券は、政府保証債ではない。			
固定負債 当年度末の固定負債は、前年度末の916億1,843万1千円に比べ108億1,355万3千円減少し、 808億487万8千円となり、その内容は次表のとおりである。			
(単位 千円)			
区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
放送債券引当金	33,600,000	29,680,000	△ 3,920,000
退職手当引当金	26,428,000	20,914,000	△ 5,514,000
その他の固定負債	27,190,431	20,973,878	△ 6,216,553
合計	91,618,431	80,804,878	△ 10,813,553
(1) 放送債券			
(単位 千円)			
銘柄(発行価額、利率)(発行年月日(償還期限))	発行額	償還額	未償還残高
第97回放送債券(99.60円、5.00%)	昭和63年1月1日(平成12年1月27日)	6,000,000	2,880,000
(99.60円、5.00%)	(12)		0
第98回放送債券(99.60円、4.80%)	平成1元月1日(13.1.31)	4,000,000	320,000
(99.60円、4.80%)	(13)		
第99回放送債券(99.45円、6.70%)	平成2年2月22日(14.2.22)	6,000,000	480,000
(99.45円、6.70%)	(14)		
第100回放送債券(100.95円、6.70%)	平成3年1月31日(15.1.31)	6,000,000	0
(100.95円、6.70%)	(15)		
第101回放送債券(100.30円、5.90%)	平成3年3月1日(14.3.1)	6,000,000	0
(100.30円、5.90%)	(14)		
第102回放送債券(99.90円、4.85%)	平成5年3月1日(15.2.28)	6,000,000	0
(99.90円、4.85%)	(15)		
第103回放送債券(99.80円、4.60%)	平成7年2月3日(17.2.3)	6,000,000	0
(99.80円、4.60%)	(17)		
合計	—	40,000,000	1,280,000
		6,400,000	29,680,000
			3,920,000

(2) 長期借入金

(単位 千円)

借入先	平成9年度末	増加額	減少額	平成10年度末	
				固定負債	(流動負債 (一年以内))
(株)第一勵業銀行	15,418,000	0	2,072,000	10,562,000	2,784,000
(株)富士銀行	4,016,000	0	712,000	2,614,000	690,000
(株)住友銀行	3,405,000	0	604,000	2,217,000	584,000
(株)さくら銀行	2,602,000	0	461,000	1,694,000	447,000
(株)東京三菱銀行	2,152,000	0	381,000	1,401,000	370,000
(株)三和銀行	1,702,000	0	302,000	1,108,000	292,000
(株)日本長期信用銀行	803,000	0	803,000	0	0
日本生命保険(相)	771,000	0	137,000	502,000	132,000
第一生命保険(相)	771,000	0	137,000	502,000	132,000
(株)日本興業銀行	482,000	0	85,000	314,000	83,000
合計	32,122,000	0	5,694,000	20,914,000	5,514,000

(3) 退職手当引当金

(単位 千円)

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。
当年度末の固定資産充当資本は3,064億1,297万8千円であり、その内容は次のとおりである。

区分	平成9年度末	増加額	減少額	平成10年度末	
				目的使用	その他
退職手当引当金	27,190,431	0	6,216,553	0	20,973,878

平成10年度末残高20,973,878千円は、期末要支給額に対して16.4%である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減	平成10年度末	
				建設積立金	繰越剩余额
その他の固定負債	4,400,000	9,237,000	4,837,000	8,211,952	36,338,902

その他の固定負債の内訳は、放送衛星B SAT-1a、BSAT-1bの未払分である。

資本の部 当年度末の資本の部の総額は、前年度末の3,604億7,914万1千円に比べ167億5,368万円増加し、3,772億3,282万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(2) 積立金

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減	
			資本金	当期事業収支差金
合計	360,479,141	377,232,822	306,576,353	9,351,934
合	360,479,141	377,232,822	306,576,353	9,351,934

当年度末の固定資産充当資本は3,064億1,297万8千円であり、その内容は次のとおりである。
固定資産再評価益の資本組み入れ額 30億8,857万7千円
資本支出に充当し固定資産化されたものの累積額 3,033億2,440万円

(2) 積立金

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減	
			建設積立金	繰越剩余额
合	44,550,854	53,902,788	8,211,952	36,338,902

当年度末の繰越剩余额456億9,083万6千円は、前年度末の繰越剩余额に、前年度の当期事業収支差金93億5,193万4千円を繰り入たものである。

(

(3) 当期事業収支差金

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
当期事業収支差金	9,351,934	16,753,680	7,401,746

当年度末の当期事業収支差金は、167億5,383万円であり、このうち、90億5,400万円は資本支出に充当し、76億9,968万円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
未収益	1,071	86	△ 985

負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の973万7千円に比べ178万9千円減少し、794万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
未 払 金	9,737	7,947	△ 1,789	1,789

(1) 未 払 金

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
納付消費税	8,895	7,947	△ 947	842
その他の未払金	842	0	△ 842	

2.3 損益計算書

(比較損益計算書)
(一般勘定)

(単位 千円)

区分	平成9年度末	平成10年度末	増減
現金及び預金	8,665	7,861	△ 804
未収益	1,071	86	△ 985

資産の部
当年度末の資産総額は、前年度末の973万7千円に比べ178万9千円減少し、794万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

(外取引報告)

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
普通預金	8,665	7,861	△ 804	

(2) 未 収 金

(単位 千円)

区分	分	平成9年度末	平成10年度末	増減
未 収 益	1,071	86	△ 985	

(文) 収支(外)
恒

副 次 収 入	8,146,289	7,235,177 △	911,111	経 常 収 支 差 金	9,515,648 (1.6)	15,074,279 (2.4)	5,558,630
常 経 常 事 業 支 出	602, (96.8) 110,532	607, (95.9) 975,133	5,864,601	資 本 支 出 充 当	0	9,054,000	9,054,000
事 国 内 放 送 費	243,208,588	242,014,314 △	1,194,273	当 期 乗 余 金	9,515,648 (0.3) 1,980,673	3,557,848 (0.6)	1,577,175
業 契 約 収 納 費	6,756,850	6,969,600	212,750	特 别 別	固定資産売却益 1,475,002	3,032,829	1,557,827
業 受 信 対 策 費	56,916,535	57,935,884	1,019,349	別	固定資産受贈益 94,015	100,941	6,925
業 調 査 研 究 費	2,012,508	3,011,198	126,982	過 年 度 損 益 修 正 益	411,655	424,076	12,421
給 退職手当・厚生費	8,002,063	8,076,574	74,511	收 特 別 支 出	2,144,388 (0.4)	1,878,447 (0.3)	265,940
一 般 管 理 費	147,113,168	146,599,325	△ 513,843	支 固定資産売却損 76,771	58,905 △	17,865	
減 価 債 却 費	49,475,578	55,465,258	△ 861,970	支 固定資産除却損 2,067,616	1,819,541 △	248,074	
支 未収受信料欠損償却費	14,270,215	13,408,245	927,620	当 期 事 業 収 支 差 金	9,351,934 (1.5)	16,753,680 (2.7)	7,401,746
支 経 常 事 業 収 支 差 金	54,404,807	55,332,427	103,000	資 本 支 出 充 当	0	9,054,000	9,054,000
支 経 常 事 業 外 収 入	17,066,000	17,169,000		事 業 収 支 乗 余 金	9,351,934	7,699,680 △	1,652,253
常 財 務 収 入	19,686,031 (3.2)	25,736,460 (4.1)	6,050,428	(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。			
業 離 収 入	6,245,832 (1.0)	5,851,106 (0.9)	△ 394,726	経 常 事 業 収 支			
業 経 常 事 業 外 支 出	5,358,819	4,973,831	△ 384,987	経 常 事 業 収 支			
業 外 財 務 費	887,013	877,274	△ 9,739	経 常 事 業 収 支			
支 経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 10,170,382 (△1.6)	△ 10,662,180 (△1.7)	△ 491,797	経 常 事 業 収 支			

経常事業収支差額は、主として受信契約件数の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであります。その内容は次表のとおりである。

(外局)報山

		(単位 千円)		
区	分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
受付料	信料	611,672,061	624,328,210	12,656,149
交付料	金収入	1,978,213	2,148,205	169,992
副次料	収入	8,146,289	7,235,177	△ 911,111
合計		621,796,563	633,711,593	11,915,029

(1) 受信料

(単位 千円)

区	分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
基本受信料		522,240,599	528,044,325	5,803,725
衛星附加受信料		89,431,462	96,283,885	6,852,423
合計	計	611,672,061	624,328,210	12,656,149

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区	分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
カラーコード	年度初頭	25,928	25,821	-67
カラーコード	増加△	107	316	211
カラーコード	年 度 末	25,821	25,505	-316

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区	分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
国際放送関係交付金		1,959,177	1,966,000	6,823
選挙放送関係交付金		19,036	182,205	163,169
合計	計	1,978,213	2,148,205	169,992

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を郵政省所管一般会計から受け入れたものである。
 また、選挙放送関係交付金は、公職選舉法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を自治省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副次収入

(単位 千円)

区	分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
普通契約	年度初頭	716	653	-63
普通契約	増加△	63	60	-3
普通契約	年 度 末	653	593	-60
衛星カラーコード	年度初頭	8,080	8,701	621
衛星カラーコード	増加△	668	9,369	668
衛星カラーコード	年 度 末	8,701		8,701

受託業務等収入439,525千円は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額368,285千円と当期事業取支差金71,240千円を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出

平成10年度事業計画に基づき、業務全般にわたる改革とその実行に取り組み、一層効率的な業務運営を徹底しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減
(単位 千円)			
国 内 放 送 費	243,208,588	242,014,314	△ 1,194,273
国 際 放 送 費	6,756,850	6,969,600	212,750
契 約 収 納 費	56,916,535	57,935,884	1,019,349
受 信 対 策 費	2,012,508	1,993,302	△ 19,205
広 調 査 研 究 費	2,884,215	3,011,198	126,982
給 退 職 手 当・厚 生 費	8,002,063	8,076,574	74,511
一 般 管 理 費	147,113,168	146,599,325	△ 513,843
減 値 償 却 費	49,475,578	55,465,258	5,989,680
未 受 受 信 料 欠 損 償 却 費	14,270,215	13,408,245	△ 861,970
合 計	602,110,532	607,975,133	5,864,601

(1) 国内放送費

(単位 千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 渏
(単位 千円)			
番 组 費	186,710,556	184,792,368	△ 1,918,188
技 術 運 用 費	56,498,031	57,221,946	723,915
合 計	243,208,588	242,014,314	△ 1,194,273

(2) 国際放送費

(単位 千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減
(単位 千円)			
ラ ジ オ 国 際 放 送 費 テ レ ビ ジ ョ ン 国 際 放 送 費	4,678,318	4,597,196	△ 81,122
合 計	2,078,532	2,372,404	293,872

(3) 契約収納費

(単位 千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減
(単位 千円)			
契 約 収 納 業 務 費	39,290,791	40,004,680	713,889
契 約 収 納 推 進 費	17,625,743	17,931,204	305,460
合 計	56,916,535	57,935,884	1,019,349

(4) 受信対策費

(単位 千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減
(単位 千円)			
受 信 改 善 費	332,935	345,089	12,153
受 信 対 策 推 進 費	1,679,573	1,648,213	△ 31,359
合 計	2,012,508	1,993,302	△ 19,205

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成 9 年度	平成 10 年度	増 減
(単位 千円)			
視 聴 者 意 向 収 集 費	1,529,886	1,552,897	23,010
広 報 推 進 費	1,354,328	1,458,301	103,972
合 計	2,884,215	3,011,198	126,982

外 叫 (報)

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
番組調査研究費	1,242,240	1,258,591	16,351
技術研究費	6,759,823	6,817,983	58,159
合計	8,002,063	8,076,574	74,511

(7) 給与

(単位 千円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
職員給与	146,693,505	146,191,520	△ 501,984
員報酬	419,663	407,805	△ 11,858
合計	147,113,168	146,599,325	△ 513,843

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
退職手当	24,968,544	30,543,321	5,574,777
厚生保健費	24,507,034	24,921,937	414,902
合計	49,475,578	55,465,258	5,989,680

外即(報)

(9) 一般管理費

(単位 千円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
施設管理費	7,673,298	6,906,581	△ 766,716
職員管理費その他	6,596,917	6,501,664	△ 95,253
合計	14,270,215	13,408,245	△ 861,970

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区分	取得額	平成10年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 %
有形固定資産	858,226,659	54,071,789	543,141,493	315,085,165	63.3
建物	194,436,199	6,450,289	66,732,027	127,704,171	34.3
構築物	108,746,197	3,801,786	71,118,524	37,627,673	65.4
機械及び装置	525,099,577	40,865,614	391,569,184	133,530,392	74.6
放送衛星	19,685,227	2,039,285	6,304,172	13,381,054	32.0
車両及び運搬器具	8,122,292	823,448	5,937,529	2,184,762	73.1
器具	2,137,165	91,365	1,480,055	657,109	69.3
無形固定資産	19,398,174	1,260,637	12,892,441	6,505,732	66.5
施設利用権	19,398,174	1,260,637	12,892,441	6,505,732	66.5
合計	877,624,834	55,332,427	556,033,935	321,590,898	63.4

経常事業外収支

経常事業外収入は、58億5,110万6千円であり、経常事業外支出は165億1,328万7千円であり、差し引き経常事業外収支差金は△106億6,218万円である。その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

(11) 財務収支

(単位 千円)

区分	平成 9 年度	平成 10 年度	増減
財務収入	5,358,819	4,973,831	△ 384,987
雜収入	887,013	877,274	△ 9,739
合計	6,245,832	5,851,106	△ 394,726

(1) 財務収入

(単位 千円)

区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
受取利息	5,335,909	4,949,321	△ 386,587	
受取配当金	22,910	24,510	1,600	
合計	5,358,819	4,973,831	△ 384,987	

経常事業外支出

(単位 千円)

区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
財務費	16,416,215	16,513,287	97,071	
支払利息	2,324,808	2,230,264	△ 94,544	
放送債券発行償還経費	20,138	19,671	△ 467	
建設仕入消費税	2,800,386	2,338,276	△ 462,610	
納付消費税	11,270,381	11,925,075	654,694	

特別収支
固定資産売却益等の特別収入は、35億5,784万8千円であり、固定資産売却損等の特別支出は18億7,844万7千円であり、その内容は次表のとおりである。

特別収入

(単位 千円)

区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
固定資産売却益	1,475,002	3,032,829	1,557,827	(80,2)
固定資産受贈益	94,015	100,941	6,925	377,247
過年度損益修正益	411,655	424,076	12,421	55,732
合計	1,980,673	3,557,848	1,577,175	(19,5)

(単位 千円)

区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
経常事業収入	受託業務等収入	(100,0)	(100,0)	71,293
経常事業収入	受託業務等収入	399,171	470,464	71,293
経常事業収入	受託業務等費	(80,5)	(80,2)	377,247
経常事業収入	受託業務等費	321,515	377,247	55,732
経常事業収入	経常事業収支差金	(19,5)	(19,8)	15,560
経常事業収入	経常事業外支出	(77,655)	(93,216)	3,271
経常事業収入	財務費	(18,704)	(21,976)	3,271

特別支出

(単位 千円)

区分	分	平成9年度	平成10年度	増減	
固定資産売却損	76,771	58,905	△ 17,865		
固定資産除却損	2,067,616	1,819,541	△ 248,074		
合計	計	2,144,388	1,878,447	△ 265,940	

当期事業収支差金

経常事業収支差金257億3,646万円に経常事業外収支差金△106億6,218万円を加えた経常収支差金は150億7,427万9千円である。これに、特別収入35億5,784万8千円を加え、特別支出18億7,844万7千円を差し引いた当期事業収支差金は167億5,368万円であり、これは資本支出充当90億5,400万円及び事業収支剰余金76億9,968万円である。なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。(受託業務等勘定)

過年度損益修正益424,076千円の内容は、平成9年度分受信料欠損額確定に伴う修正益である。

経常事業外収支差金	△ (△ 4,7) 18,704	△ (△ 4,7) 21,976	△ 3,271	
当期事業収支差金	(14,8) 58,951	(15,1) 71,240	12,289	
当期繰入前剰余金	58,951	71,240	12,289	
一般勘定への繰入れ	58,951	71,240	12,289	
(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。				
経常事業収支 経常事業収入4億7,046万4千円に対し、経常事業支出は3億7,724万7千円であり、差し引き経常事業収支差金は9,321万6千円である。その内容は次表のとおりである。				
経常事業収入 受託業務等収入の内訳は次表のとおりである。				
(単位 千円)				
区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
1号業務収入		365,927	427,153	61,226
2号業務収入		33,244	43,310	10,066
合計		399,171	470,464	71,293
1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入である。 また、2号業務収入は、委託により、放送番組等を制作すること等による収入である。				
経常事業支出 受託業務等費の内訳は次表のとおりである。				
(単位 千円)				
区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
1号業務費		295,131	342,874	47,743
2号業務費		26,383	34,372	7,989
合計	計	321,515	377,247	55,732
1号、2号業務費の人件費、減価償却費等の総額は668,285千円である。				
（次頁）				
経常事業外収支 経常事業外支出は2,197万6千円であり、これにより経常事業外収支差金は△2,197万6千円である。その内容は次表のとおりである。				
経常事業外支出				
区分	分	平成9年度	平成10年度	増減
財務費		18,704	21,976	3,271
納付消費税		18,704	21,976	3,271
当期事業収支差金 経常事業収支差金9,321万6千円に経常事業外収支差金△2,197万6千円を加えた当期事業収支差金は7,124万円で、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。				
2.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務				
(単位 千円)				
区分	科目	短 期 債 権		
会社名	未 収	金		
会社名	平成9年度末	平成10年度末	増減	
(株)N HKエンターナライズ	0	258,808	258,808	
(株)N HK情報ネットワーク	1,133	176,156	175,022	
(株)N HKソフトウェア	3,050	54,977	51,927	
そ の 他 社	0	44,633	44,633	
合計	1,387	24,886	23,499	
合計	5,571	559,462	553,891	
（単位 千円）				
区分	科目	短 期 債 権		
会社名	前 払 費 用			
会社名	平成9年度末	平成10年度末	増減	
(株)N HKエンターナライズ	325,253	709,443	384,190	
そ の 他 社	9,640	19,749	10,109	
合計	334,893	729,193	394,300	

債 務

(単位 千円)

区分	短 期 債 務	科 目	平成 9 年度末	平成 10 年度末	増 減
会 社 名	未 払 金				
株 N H K エンタープライズ	1,754,365	H K アイテック	1,848,195	2,412,660	658,294
株放送衛星システム	1,466,729	H K アート	655,259	1,404,180	62,549
株 N H K コンピューターサービス	1,106,558	星システム	655,901	△ 450,656	585,733
株 N H K 情報ネットワーク	556,090	テクニカルサービス	501,833	△ 241,484	84,804
株 N H K エデュケーション	743,318	データセンター	350,590	217,026	130,859
そ の 他	133,564	703,503	834,363		
合 計	8,967,584		10,011,434		1,043,849

外 司(社) 報

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

区分	土 地		建 物		機械及び装置	放 送 衛 星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面 積	金 額	面 積	金 額				
放送会館	372,313	千円 16,759,882	584,685	千円 89,584,328	千円 101,107,220	千円 —	千円 8,389,630	千円 215,841,062
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(32,388,989)	(51,499,903)	(2,839,185)	(91,807,615)	
テレビジョン放送所	481,071	525,925	44,265	5,203,710	—	13,850,599	38,716,884	
ラジオ放送所	2,177,961	8,849,346	35,635	6,886,528	5,806,630	—	4,301,713	25,844,219
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	12,433,830	12,433,830
放送衛星設	—	—	—	—	—	—	—	13,381,054
そ の 他 の 施 設	2,208,038	4,248,062	247,089	26,029,604	7,479,893	—	1,493,770	39,251,331
合 計	5,239,383	30,383,216	911,675	127,704,171	133,530,392	13,381,054	40,469,545	345,468,382

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所、通信部等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

区分	短 期 債 務	科 目	平成 9 年度末	平成 10 年度末	増 減
会 社 名	前 受 収 益				
株日本放送出版協会	146		146		0
会 社 名	その他の固定負債(未払金)				
株放送衛星システム	4,400,000		9,237,000		4,837,000
2.5 関連公益法人等の基本財産に対する出元金及び寄付金	該当なし				

（

注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち共有資産は協会持分を示す。
 注4 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引の支払リース料は5,616,931千円であり、未経過リース料期末残高相当額は11,808,178千円(うち、1年内4,710,274千円、1年超7,097,903千円)、リース物件の取得価額相当額は27,595,144千円、減価償却累計額相当額は15,786,966千円である。なお、これは利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっており、減価償却費相当額の算定方法は定額法による。

4 収入支出の決算の状況

4.1 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2 予算総則の適用

(一般勘定)

- (1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用.....
 ア 予算が不足する項目及び金額(退職手当・厚生費)
 イ 他の項目へ流用する項目及び金額
- (2) 予算総則第5条第1項に基づく翌年度への建設費予算の繰越し.....
 ア 大阪放送会館の整備費
 イ 放送技術研究所の整備費等
- (3) 予算総則第5条第2項に基づく前年度からの建設費予算の繰越し.....
 ア 大阪放送会館の整備費
 イ 佐世保ラジオ放送所自営無線回線整備費等

収 入 支 出 決 算 表

（）

(事業収支)

款	項	予 算 領			決 算 領	予 算 残 額
		当 初 領 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)		
事 業 収 入	受 交 費	千円 624,687,996	千円 0	千円 624,687,996	千円 625,951,548	千円 1,263,552
	付 金 収	千円 607,535,455	千円 0	千円 607,535,455	千円 607,159,210	千円 376,244
	次 収	千円 2,190,384	千円 0	千円 2,190,384	千円 2,148,205	千円 42,178
	副 財 特	千円 5,990,000	千円 0	千円 5,990,000	千円 7,235,177	千円 1,245,177
	務 収	千円 5,050,157	千円 0	千円 5,050,157	千円 4,973,831	千円 76,325
	別 収	千円 500,000	千円 0	千円 500,000	千円 877,274	千円 377,274
事 業 支 出	別 収	千円 3,422,000	千円 0	千円 3,422,000	千円 3,557,848	千円 135,848
		千円 615,633,996	千円 0	千円 615,633,996	千円 609,197,868	千円 6,436,127

(外) 叫(肆)

印

内 放 送 費	245,643,053	△	3,550,000	△	3,550,000	242,093,053	242,014,314	78,738
国際放送費	7,031,152	△	0	0	0	7,031,152	6,969,600	64,551
国際収納費	59,333,456	△	1,380,000	△	1,380,000	57,953,456	57,935,884	17,571
国際収納費	2,042,537	0	0	0	0	2,042,537	1,993,302	49,234
契約対策費	3,077,948	0	0	0	0	3,077,948	3,011,198	66,749
受信報費	8,110,330	0	0	0	0	8,110,330	8,076,574	33,755
広報研究費	149,663,405	0	0	0	0	149,663,405	146,599,325	3,064,079
給与費	49,485,074	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	55,485,074	55,465,258	19,815
一般手当費	14,410,406	△	970,000	△	970,000	13,440,406	13,408,245	32,160
職員手当費	55,339,000	0	0	0	0	55,339,000	55,332,427	6,572
一減財務費	16,617,635	△	100,000	△	100,000	16,517,635	16,513,287	4,347
別別支備費	1,880,000	0	0	0	0	1,880,000	1,878,447	1,552
事業收支差金	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000	3,000,000	
資本支出當	9,054,000	0	0	0	0	9,054,000	9,054,000	0
債務償還當	9,054,000	0	0	0	0	9,054,000	9,054,000	0
翌年度以降の財政安定のための繰越金	0	0	0	0	0	0	7,699,680	△
(注) 受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。							7,699,680	
(資本收支)								
款項			算額					
	当初額	予算総則に基づく増減額(2)	合計					
	(1)	第5条第2項繰越額	増減額	(1)+(2)	(3)	(4)	繰越額	予算残額
資本収入	71,194,000	千円	460,566	千円	71,654,566	千円	66,709,895	千円
事業收支差金受入れ	9,054,000	0	0	9,054,000	9,054,000	千円	3,194,000	千円
減価償却資金受入れ	55,339,000	0	0	55,339,000	54,197,045	千円	1,750,670	千円
						1,135,382	0	6,572

外 取 報

資 本 支 出	資 産 受 入 れ	2,136,000	0	2,136,000	2,178,850	0	△ 42,850
長 期 借 入 金	放送債券償還積立資産戻入れ	2,136,000	0	1,280,000	1,280,000	0	0
建 立 費 資	長 期 借 入 金	3,385,000	460,566	3,845,566	2,058,618	1,786,948	
設 設 費 資	放送債券償還積立資産戻入れ	71,194,000	460,566	71,654,566	66,709,894	3,194,000	1,750,671
資 本 収 支 差 金	放 送 債 券 債 還 金	60,700,000	460,566	61,160,566	56,272,944	3,194,000	1,693,621
	放 送 債 券 債 還 金	160,000	0	160,000	102,950	0	57,050
	放 送 債 券 債 還 金	3,360,000	0	3,360,000	3,360,000	0	0
	長 期 借 入 金 返 還 金	1,280,000	0	1,280,000	1,280,000	0	0
	長 期 借 入 金 返 還 金	5,694,000	0	5,694,000	5,694,000	0	0
		0	0	0	0	0	0

(注) 当年度の減価償却費は、減価償却費55,332,427千円のうち54,197,045千円であり、残りの1,135,382千円は翌年度に繰り越す建設費に充てる。

前 期 緑 越 金	45,695,395千円
当 年 度 産 生 額	7,699,681千円(事業収支差金16,753,680千円から事業収支差金受入額9,054,000千円を差し引いた7,699,680千円と資本収支差金896円との合計額)
後 期 緑 越 金	53,395,076千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための緑越金は53,390,517千円)

(受託業務等勘定)

(事 業 収 支)

款	項	予 算 種			決 算 額	予 算 残 額	
		当 初 (1)	額 千円	予算総則に基づく増減 (2)	合 (1)+(2) (3)	計 千円	(3)-(4)
事 業 収 入	受 託 業 務 等 収 入	485,000	0	485,000	485,000	470,464	14,535
事 業 支 出	受 託 業 務 等 支 出	407,000	0	407,000	407,000	399,224	7,775
事 業 収 支 差 金	受 費 費	385,000	0	385,000	385,000	377,247	7,752
	財務費	22,000	0	22,000	21,976	23	
		78,000	0	78,000	71,240	6,759	

事業収支差金 71,240千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

審査報告書

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案

別措置法案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日

経済・産業委員長 加藤 紀文

参議院議長 井上 裕殿

平成十二年十一月二十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

第一条中、「原子力による発電の推進等に資するため」を削り、「地域について」の下に、「地域の防災に配慮しつつ」を加える。

第五条第一項第三号中「及び観光の開発」を削り、同項第七号中「科学技術及び文化」を「及び科学技術」に改め、同条第二項中「振興計画は」の下に「、地域の防災に配慮するとともに」を加える。

(目的)

第一条 この法律は、原子力による発電が我が国

の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺の地域

について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって國民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設で政令で定める者が設置するもの及び原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、原子力立地会議の審議を経て、一又は二以上の原子力発電施設等(設置されることが

一、費用

本法施行に伴い必要となる経費は、平成十三

年度において約三十三億円の見込みである。

右の本院提出案をここに送付する。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月三十日

経済・産業委員長 加藤 紀文

参議院議長 井上 裕殿

平成十二年十一月二十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

第一条 中、「原子力による発電の推進等に資するため」を削り、「地域について」の下に、「地域の防災に配慮しつつ」を加える。

第五条第一項第三号中「及び観光の開発」を削り、同項第七号中「科学技術及び文化」を「及び科学技術」に改め、同条第二項中「振興計画は」の下に「、地域の防災に配慮するとともに」を加える。

(目的)

第一条 この法律は、原子力による発電が我が国

の電気の安定供給に欠くことのできないものであることにかんがみ、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺の地域

について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図り、もって國民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設で政令で定める者が設置するもの及び原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

第三条 内閣総理大臣は、第一項の規定により原子力発電施設等立地地域を指定したときは、その旨並びに当該原子力発電施設等及び当該原子力発電施設等立地地域の区域を官報で公示しなければならない。

一 原子力発電施設等立地地域の振興の基本の方針に関する事項

二 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

六 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育、科学技術及び文化の振興に関する事項

確実であるものを含む。)の周辺の地域であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものを原

子力発電施設等立地地域として指定することができる。

一 市町村の区域が隣接すること等により自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められること。

二 政令で定めるところにより計算された当該

施設以外の施設にあっては、政令で定めるところにより発生電力量として算定されたもの

をいう。)の合計が、政令で定める規模以上で

あること。

三 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七

十三号)第二条第一項に規定する移転促進地

域又は移転促進地域以外の地域で工業の集積

の程度について政令で定める要件に該当する

ものに属さないこと。

四 都道府県知事は、前項の申出をしようとする

ときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

五 前各項の規定は、振興計画を変更する場合に準用する。

(振興計画の内容)

第五条 振興計画は、当該原子力発電施設等立地地域の生活環境、産業基盤等の総合的な整備等に關し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 原子力発電施設等立地地域の振興の基本の方針に関する事項

二 基幹的な道路、鉄道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

六 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育、科学技術及び文化の振興に関する事項

る計画(以下「振興計画」という。)の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

二 都道府県知事は、前項の振興計画の案を作成しようとするとときは、関係市町村長及び振興計画に基づく事業を行うこととなる者(国を除く。)の意見を聽かなければならない。

三 内閣総理大臣は、第一項の振興計画の案に基づき、原子力立地会議の審議を経て、振興計画を決定する。

八 前各号に掲げるもののほか、原子力発電施設等立地地域の振興に関する事項
2 振興計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

(事業の実施)
第六条 振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例)
第七条 振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので原子力発電施設等立地地域の住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に定める割合とする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

(原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債)
第八条 振興計画に基づく事業で前条の規定の適用を受けるものにつき当該地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものをお除く)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(財政上、金融上及び税制上の措置)
第九条 国は、前二条に定めるもののほか、振興計画を達成するため必要があると認めるときは、振興計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、地方公共団体が、原子力発電施設等立地地域の区域内において製造の事業その他政令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不均一課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による

第一項に規定する事項を処理すること。
二 振興計画に関し、第四条第三項に規定する事項を処理すること。
三 前二号に掲げるもののほか、原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。
(会議の組織等)
第十二条 会議は、議長及び議員八人をもつて組織する。
一 総務大臣
二 財務大臣
三 文部科学大臣
四 厚生労働大臣
五 農林水産大臣
六 経済産業大臣
七 國土交通大臣

八 環境大臣
4 第二条 第七条(別表を含む。以下同じ。)の規定は、平成十三年度の予算に係る国の負担又は補助(平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)から適用する。
(この法律の失効)
第三条 この法律は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十三年度以後に繰り越されるものについては、第七条及び第十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
(地方交付税法の一部改正等)
第四条 地方交付税法の一部を次のように改正す
る。
第一項の表に次の二号を加える。
八 立地地域の振興のための地方債償還費等
原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同一意又は許可を得た地方債に係る元利償還金
千円につき 七〇〇

附則第五条第一項の表に次の一号を加える。

八 原子力発電施設等立地地域の振興のため事業費の財源に充てるため発行につて同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第二百三十七号)第三条第一号第八条の規定により総務大臣が指定したものに係る元利償還金

償還金

2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

(内閣府設置法の一一部改正)

第五条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項の表平成十四年六月十九日の項の次に次のように加える。

平成二十三年三月三十一日

一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十一年法律第二百三十七号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。

二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十一年法律第二百三十七号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の作成にすること。

三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十一年法律第二百三十七号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(特別の機関の設置の特例)

第四条の二 平成二十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。

別表(第七条関係)

事業の区分	道路	港湾
規定期間の新設又は改築	道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第二条第一項に規定する道路の新設又は改築	港湾法(昭和二十五年法律第二百四十八号)第二条第一項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾の工事

国の負担割合

十分の五・五

投票者氏名
日程第一 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名
二〇四名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
石井 道子君	石渡 清元君
泉 信也君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	石渡 清元君
上杉 光弘君	岩永 浩美君
海老原義彦君	鶴池 駿君
大島 慶久君	佐藤 昭郎君
太田 豊秋君	斎藤 寛之君
岡野 裕君	倉田 寛之君
加納 時男君	鷲木 邦茂君
鹿熊 安正君	金田 勝年君
景山俊太郎君	鎌田 要人君
武見 敬三君	亀谷 博昭君
谷川 秀善君	木村 仁君
	北岡 秀二君
	久野 恒一君
	国井 正幸君
	小山 孝雄君
	佐々木知子君
	佐藤 泰三君
	清水嘉与子君
	佐藤 達雄君
	須藤良太郎君
	鈴木 政君
	世耕 弘成君
	田浦 直君
	田村 公平君
	鶴谷 勝嗣君
	田中 直紀君
	竹山 裕君

漁港	消防用施設	義務教育施設	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設又は改良の工事
漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設の修築事業	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第十三条に規定する消防施設の用に供する施設及び設備の整備	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第一条第一項に規定する義務教育諸学校の課程(以下「公立の小学校・中学校又は中等教育学校の前期課程」という。)の同条第二項に規定する建物の新築・増築又は改築	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第十三条に規定する消防施設の用に供する施設及び設備の整備

十分の四・五
十分の五・五
十分の五・五
十分の五・五

二分の一
二分の一

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五號

投票者氏名

月原	茂皓君	鶴保	啓雄君
中島	中曾根弘文君	成瀬	守重君
野沢	太三君	仲道	俊哉君
南野知恵子君		橋本	聖子君
星野	朋市君	服部	三男雄君
日出	英輔君	松谷	蒼一郎君
松村	龍二君	水島	裕君
村上	正邦君	森田	次夫君
山崎	哲朗君	矢野	英利君
山下	力君	山本	一大君
山下	英利君	吉川	芳男君
山下	力君	若林	正俊君
足立	良平君	朝日	俊弘君
江田	五月君	今泉	昭君
小川	勝也君	石田	美栄君
岡崎トミ子君		木俣	佳丈君
久保	亘君		

常田 中川 中島 畑 煙 恵君 享詳君
 長峯 西田 中原 畠 煙 恵君 真人君
 長谷川道郎君 吉宏君 基君 爽君
 野間 赴君
 保坂 林 真鍋 三蔵君 芳正君
 松田 溝手 森下 岩夫君 賢二君
 三浦 真鍋 三蔵君 芳正君
 森山 森下 岩夫君 賢二君
 森下 裕君 博之君 顯正君
 山崎 山内 俊夫君 一水君 賢二君
 山下 山内 俊夫君 一水君 賢二君
 依田 依田 智治君 善彦君 顯正君
 吉村剛太郎君 正昭君 善彦君 顯正君
 脇 今井 浅尾慶一郎君 善彦君 顯正君
 小川 伊藤 基隆君 雅史君 善彦君
 川橋 海野 澄君 徹君 雅史君
 北澤 江本 孟紀君 敏夫君 雅史君
 郡司 幸子君 敏夫君 雅史君
 駿 俊美君 幸子君 雅史君

小林	峰男君	佐藤	泰介君
元君		健二君	
		充君	
櫻井			
管川			
高橋			
谷林			
内藤	正光君		
角田	義一君		
羽田雄一郎君			
千秋君			
平田	健二君		
福山	哲郎君		
堀			
平田	健二君		
福山			
羽田雄一郎君			
千秋君			
角田	義一君		
谷林			
内藤	正光君		
高橋			
谷林			
佐藤			
小林			

小宮山洋子君 輿右
佐藤 東君 笹野 雄平君
高嶋 貞子君 竹村 泰子君
千葉 景子君 寺崎 昭久君
寺崎 直嶋 正行君
長谷川 清君 広中和歌子君
高橋紀世子君 松岡満壽男君

反対者氏名	ヒトに関するクローラン技術等の規制に関する法律 案(内閣提出、衆議院送付)
水野 誠一君	高橋 令則君
平野 貞夫君	石井 一二君
西川 きよし君	菅野 久光君
阿部 幸代君	池田 幹幸君
岩佐 恵美君	笠井 亮君
小泉 親司君	立木 洋君
煙野 君枝君	西山登紀子君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
大渕 絹子君	梶原 敬義君
福島 瑞穂君	清水 澄子君
島袋 三重野栄子君	照屋 寛徳君
阿南 一成君	宗康君
賛成者氏名	青木 幹雄君
中村 戸田	渡辺 邦司君
斎藤 佐藤	秀央君
中村 敦夫君	道夫君
十郎君	十郎君
井上 美代君	市田 忠義君
小池 晃君	緒方 靖夫君
橋本 敦君	須藤美也子君
富樫 練三君	八田ひろ子君
山下 芳生君	吉川 春子君
筆坂 秀世君	大脇 雅子君
日下部百合子君	英夫君
谷本 魏君	潤上 貞雄君
山本 正和君	正和君
三五名	(二三九名)

市川	石井	道子君
岩崎	岩井	國臣君
岩永	岩崎	純三君
浩美君	岩永	公成君
秀久君	浩美君	上野
大野つや子君	秀久君	尾辻
扇	大野つや子君	大野つや子君
千景君	扇	尾辻
紀文君	千景君	秀久君
安君	紀文君	大野つや子君
景山俊太郎君	安君	上野
狩野	景山俊太郎君	尾辻
加藤	狩野	大野つや子君
金田	景山俊太郎君	岩崎
勝年君	金田	岩崎
鰐谷	勝年君	岩崎
木村	鰐谷	岩崎
北岡	木村	岩崎
久野	北岡	岩崎
恒一君	久野	岩崎
正幸君	恒一君	岩崎
佐々木知子君	正幸君	岩崎
佐藤	佐々木知子君	岩崎
泰三君	佐藤	岩崎
清水嘉与子君	泰三君	岩崎
陣内	清水嘉与子君	岩崎
孝雄君	陣内	岩崎
小山	孝雄君	岩崎
孝雄君	小山	岩崎
佐々木知子君	孝雄君	岩崎
佐藤	佐々木知子君	岩崎
泰三君	佐藤	岩崎
嘉与子君	泰三君	岩崎
田中	田中	田中
関谷	谷川	谷川
竹山	竹山	竹山
鈴木	鈴木	鈴木
正孝君	正孝君	正孝君
勝嗣君	勝嗣君	勝嗣君
直紀君	直紀君	直紀君
秀善君	秀善君	秀善君
裕君	裕君	裕君
享詳君	享詳君	享詳君
義雄君	義雄君	義雄君

入澤	泉	岩城	海老原義彦
肇君	信也君	岩瀬	光英君
上杉	良三君	岡野	松君
大島	慶久君	太田	豊秋君
鶴保	良三君	加納	時男君
中島	慶久君	鹿熊	安正君
啓雄君	良三君	片山虎之助君	邦茂君
月原	茂皓君	金井	郁夫君
武見	敬三君	河本	英典君
田村	公平君	岸	宏一君
田浦	直君	久世	公堯君
須藤良太郎君	政二君	沓掛	哲男君
齊藤	滋宣君	倉田	寛之君
清水	達雄君	佐藤	昭郎君
鈴木	弘成君	鴻池	祥肇君
世耕	弘成君	倉田	寛之君
田浦	直君	佐藤	昭郎君
上杉	時男君	鴻池	祥肇君
大島	慶久君	倉田	寛之君
鶴保	良三君	佐藤	昭郎君
中島	慶久君	鴻池	祥肇君

ヒトに関するクローラン技術等の規制に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

中島	中原	長峯	西田	吉宏君	真人君
長谷川道郎君	基君	赴君	惠君	芳正君	爽君
保坂	林	畠	煙	三藏君	真人君
真鍋	松田	三浦	岩夫君	賢二君	賢二君
三浦	溝手	一水君	裕君	顯正君	顯正君
松田	森下	山内	俊夫君	博之君	博之君
溝手	森下	山崎	依田	裕君	裕君
岩夫君	山下	山下	吉村剛太郎君	雅史君	雅史君
一水君	山崎	依田	智治君	善彦君	善彦君
裕君	山下	吉村剛太郎君	正昭君	一郎君	一郎君
博之君	山内	智治君	俊夫君	基隆君	基隆君
裕君	俊夫君	正昭君	裕君	澄君	澄君
裕君	裕君	俊夫君	幸子君	孟紀君	敏夫君
裕君	幸子君	幸子君	俊美君	小川	川橋
真人君	真人君	真人君	真人君	北澤	郡司
爽君	爽君	爽君	爽君	北澤	輿石

中曾根弘文	仲道	成瀨俊哉	君
野沢太三	橋本聖子	守重君	君
南野知恵子	服部三男	雄君	君
星野明市	日出英輔	君	君
松谷蒼一郎	橋本聖子	君	君
水島裕	星野明市	君	君
村上正邦	日出英輔	君	君
森田次夫	橋本聖子	君	君
矢野哲朗	星野明市	君	君
山崎力	日出英輔	君	君
山下英利	橋本聖子	君	君
山本一大	星野明市	君	君
吉川芳男	日出英輔	君	君
若林正俊	橋本聖子	君	君
朝日良平	星野明市	君	君
石田一太	日出英輔	君	君
足立太平	橋本聖子	君	君
今泉昭君	星野明市	君	君
小川勝也	日出英輔	君	君
岡崎トミ子	橋本聖子	君	君
木俣佳丈	星野明市	君	君
久保亘	日出英輔	君	君
小林元君	橋本聖子	君	君
佐藤泰介	星野明市	君	君
小山峰男	日出英輔	君	君

櫻井	管川	高橋	内藤	角田	谷林	義一君	健三君	充君
羽田雄一郎君	正昭君	千秋君	正光君	千秋君	正昭君	千秋君	正昭君	千秋君
堀哲郎君	俊久君	利和君	直樹君	峰崎	築瀬	進君	平田	福山
坂郎君	俊久君	和君	君	和田	洋子君	和田	峰崎	松崎
和田	洋子君	荒木	山下八洲夫君	山下八洲夫君	清寛君	高野	浜田卓二郎君	福本
海野	和田	和田	和田	和田	義孝君	風間	日笠	潤一君
高野	高野	高野	高野	高野	大吉君	沢	勝之君	勝之君
市田	井上	井上	井上	井上	博師君	靖夫君	小池	須藤美也子君
緒方	忠義君	忠義君	靖夫君	靖夫君	孝男君	晃君	小池	須藤美也子君

賛成者氏名	西山登紀子君 立木洋君
阿南一成君	畠野君枝君 林紀子君
青木幹雄君	宮本岳志君 吉岡吉典君
石井道子君	梶原敬義君 岩本莊太君
法律案(内閣提出、衆議院送付)	田名部匡省君 堂本暎子君
周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する 法律案(内閣提出、衆議院送付)	水野誠一君 高橋令則君
反対者氏名	高橋平野君 島袋高橋君
大渕組子君 日下部禎代子君	水野誠一君 高橋令則君
谷本巍君	高橋平野君 島袋高橋君
田英夫君 渕上潤上君	高橋平野君 島袋高橋君
中村敦夫君 久光君	高橋平野君 島袋高橋君
一一名	佐藤道夫君 西川きよし君
大脇雅子君 清水澄子君	戸田邦司君 渡辺秀央君
照屋寛徳君 福島瑞穂君	田村秀昭君 佐藤道夫君
三重野栄子君	斎藤十朗君 西川きよし君
一九二名	橋本富櫻 筆坂秀世君
有馬阿部正俊君 清元君	山下芳生君 吉川春子君

市川	岩井	一朗君
中島	岩崎	國臣君
谷川	金田	純三君
竹山	木村	浩美君
田中	鎌田	公成君
中川	龜谷	秀久君
大野	狩野	大野つや子君
上野	景山俊太郎君	千景君
尾辻	安君	紀文君
岩永	勝年君	
岩崎	要人君	
岩崎	仁君	
岩崎	博昭君	
岩崎	久野	
岩崎	國井	
岩崎	小山	
岩崎	佐々木	
岩崎	佐藤	
岩崎	清水	
岩崎	鈴木	
岩崎	田内	
岩崎	関谷	
岩崎	正孝君	
岩崎	義雄君	
岩崎	直紀君	
岩崎	裕君	
岩崎	秀善君	
岩崎	真入君	
岩崎	享詳君	
岩崎	常田	
岩崎	田中	
岩崎	竹山	
岩崎	中島	

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五号

投票者氏名

官報(号外)

平成十二年十一月三十日 参議院会議録第十五号

投票者氏名

中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 起君	長谷川道郎君	畠 真鍋	林 芳正君	保坂 三蔵君	三浦 岩夫君	溝手 博之君	松田 岩夫君	星野 明市君	南野知恵子君	橋本 聖子君	仲道 俊哉君
高橋紀世子君	山本 保君	益田 洋介君	森本 晃司君	浜田卓二郎君	風間 裕君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	山下 善彦君	依田 俊夫君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君	森山 裕君	日出 英輔君
堂本 曙子君	渡辺 孝男君	松 下栄一君	福本 潤一君	浜四津敏子君	澤 たまき君	高野 博師君	木庭健太郎君	大庭 久美君	荒木 清寛君	吉川 芳男君	加藤 修一君	山本 一太君	森山 満君	日出 英輔君
藁科 満治君	山本 保君	森本 弘友	山本 保君	浜田卓二郎君	風間 裕君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	山下 善彦君	依田 俊夫君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君	森山 裕君	日出 英輔君
反対者氏名	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	木俣 佳丈君	久保 亘君	泰介君	峰男君	木山 元君	木俣 佳丈君	水野 誠一君
九九名	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	今井 澄君	木山 元君	石井 一二君								
魚住 汎英君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	小池 晃君	岩佐 洋君	岩佐 惠美君	井上 光弘君	上杉 浩美君	岩瀬 良三君					
支持者氏名	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	小池 晃君	岩佐 洋君	岩佐 惠美君	井上 光弘君	上杉 浩美君	岩瀬 良三君					
賛成者氏名	入澤 肇君	泉 泉君	阿南 一成君	中村 敦夫君	高橋 令則君	平野 貞夫君	島袋 宗康君	高橋 令則君	佐藤 泰三君	井城 光英君				
二二〇名	岩井 市川	市川 清元君	阿部 正俊君	佐藤 久光君	岩崎 純三君									
（衆議院提出）「委員長報告のとおり修正議決」	仲道 俊哉君	長峯 基君	中原 爽君	中島 中島	中島 中島	中島 中島	中曾根弘文君	鶴保 康介君	月原 茂皓君	武見 敬三君	田村 公平君	田浦 直君	鈴木 政二君	鈴木 政二君
大野つや子君	大島 慶久君	太田 豊秋君	海老原義彦君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	金田 勝年君	岩崎 純三君						
岡野 裕君	狩野 安君	景山俊太郎君	加藤 紀文君	加藤 紀文君	加藤 紀文君	加藤 紀文君	黒谷 博昭君	岩崎 純三君						
尾辻 秀久君	大島 慶久君	太田 豊秋君	海老原義彦君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	金田 勝年君	岩崎 純三君						
池田 幹幸君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	小泉 亮君	笠井 亮君	岩崎 純三君								
幹幸君	井上 美代君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	親司君	岩佐 惠美君	岩崎 純三君								

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五號 投票者氏名

投票者氏名

成瀬	守重君	日出	英輔君	野沢	太三君
橋本	聖子君	星野	朋市君	南野知恵子君	
服部	三男雄君	松谷蒼一郎君	水島	松村	龍二君
		裕君	村上	正邦君	大河内
菅川	佐藤	次夫君	山崎	矢野	朝日
櫻井	小山	英利君	山下	哲朗君	俊弘君
	小林	若林	吉川	力君	正俊君
	久保	山本	山崎		良平君
	木俣	森田	次夫君		一大君
	岡崎トミ子君	石田	正邦君		芳男君
	小川	今泉	英利君		大河内
	勝也君	江田	若林		朝日
	元君	昭君	山本		俊弘君
	峰男君	五月君	吉川		正俊君
	充君		山崎		良平君
	泰介君		次夫君		一大君
	健二君		正邦君		英利君

高橋 千秋君
谷林 正昭君
内藤 義一君
羽田雄一郎君
平田 健二君
堀 哲郎君
福山 利和君
松崎 俊久君
円 より子君
本岡 昭次君
柳田 稔君
吉田 之久君
藁科 満治治君
魚住裕一郎君
大森 亂子君
風間 視君
沢 たまき君
浜田卓二郎君
高野 博師君
統 訓弘君
益田 洋介君
森本 晃司君
山本 保君
阿部 幸代君
岩佐 幸美君
池田 亮君
笠井 親司君
立木 洋君
小泉 西山登紀子君

橋本	泰子君	竹村
直嶋	昭久君	千葉
長谷川	清君	寺崎
藤井	俊男君	広中和歌子君
本田	良一君	峰崎
松前	達郎君	峰崎
笠瀬	進君	直樹君
山下	八洲夫君	松前
和田	洋子君	笠瀬
荒木	清寛君	峰崎
海野	義孝君	山下
加藤	修一君	和田
但馬	久美君	荒木
木庭健太郎君	白浜	海野
鶴岡	一良君	加藤
浜四津敏子君	潤一君	但馬
福本	潤一君	木庭健太郎君
渡辺	孝男君	鶴岡
井上	美代君	浜四津敏子君
市田	忠義君	福本
緒方	靖夫君	渡辺
小池	晃君	井上
須藤美也子君		市田
富樫		緒方
練三君		小池
敦君		須藤美也子君

日本放送協会平成十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
賛成者氏名 一四〇名

反対者氏名

一〇六

名	林	烟野	君枝君
宮本	吉岡	吉岡	紀子君
岳志君	吉典君	道夫君	吉典君
佐藤	高橋	高橋	紀世子君
西川	西川	西川	きよし君
斎藤	斎藤	斎藤	十朗君
名	大渕	絹子君	
梶原	清水	敬義君	
照屋	福島	澄子君	
福島	瑞穂君	寛徳君	
三重野	三重野	三重野	栄子君
岩本	岩本	岩本	莊太君
堂本	堂本	堂本	暁子君
高橋	高橋	高橋	令則君
平野	平野	平野	貞夫君
名	阿南	一成君	
青木	石井	青木	幹雄君
入澤	泉	入澤	道子君
岩城	肇君	岩城	信也君
岩瀬	光英君	岩瀬	良三君

八田ひろ子君	筆坂秀世君
山下芳生君	吉川春子君
松岡満壽男君	石井一二君
島袋宗康君	魚住汎英君
菅野久光君	

上杉	光弘君	海老原義彦君
大島	慶久君	太田
加藤	紀文君	景山俊太郎君
狩野	安君	金田
		勝年君
木村	仁君	鎌田
龜谷	博昭君	要人君
北岡	秀二君	佐藤
久野	恒一君	小山
国井	正幸君	佐々木知子君
坂野	重信君	佐藤
清水	達雄君	坂野
須藤良太郎君	鈴木政二君	佐々木泰三君
世耕	弘成君	田村直君
田浦		武見敬三君
田村	公平君	茂皓君
鶴保		中曾根弘文君
中島	啓雄君	仲道俊哉君
成瀬		守重君
野沢		太三君

上野	尾辻	大野	つや子君	公成君
岡野	裕君	片山虎之助君	秀久君	
加納	時男君	邦茂君	安正君	
鹿熊	郁夫君	亀井	英典君	
釜本	河本	河本	哲男君	
岸	久世	沓掛	寛之君	
久世	倉田	鴻池	祥肇君	
岸	久世	佐藤	滋宣君	
久世	久世	斎藤	昭郎君	
岸	久世	清水嘉与子君		
久世	久世	陣内	孝雄君	
岸	久世	末広	まさきこ君	
久世	久世	木	正孝君	
岸	久世	関谷	勝嗣君	
久世	久世	田中	直紀君	
岸	久世	竹山	裕君	
久世	久世	谷川	秀善君	
岸	久世	中川	義雄君	
久世	久世	中島	眞人君	
岸	久世	中原	吉宏君	
岸	久世	長峯	基君	
岸	久世	西田	爽君	
岸	久世	野間	赴尹	

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五號
投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日 参議院会議録第十五号

投票者氏名

日出	英輔君	服部三男雄君
星野	朋市君	松谷倉一郎君
水島	龍二君	松村
村上	正邦君	水島 裕君
村上	次夫君	森田
山崎	哲朗君	森田 矢野
山下	力君	矢野 哲朗君
山本	英利君	山崎 力君
吉川	一太君	山本 山下
吉林	芳男君	吉川 吉川
佐藤	雄平君	吉林 吉川
佐藤	一郎君	佐藤 吉川
大森	礼子君	大森 吉川
若林	正俊君	若林 正俊君
高野	博師君	高野 大森
風間	昶君	風間 昭和君
沢	たまき君	沢 佐藤
統	訓弘君	統 沢
浜田卓二郎君		浜田卓二郎君
弘友	和夫君	弘友 沢
益田	洋介君	益田 高橋
森本	晃司君	森本 益田
山本	保君	山本 森本
田村	秀昭君	田村 高橋
石井	邦司君	石井 松岡
斎藤	滿壽男君	斎藤 松岡
十朗君	一二君	十朗君 斎藤

反对者氏名

西山登紀子君	伊藤基隆君	浅尾慶一郎君
立木洋君	小泉親司君	今井澄君
笠井亮君	岩佐幸夫君	川橋幸子君
池田幹君	吉田之久君	北澤俊美君
阿部幸代君	峰崎達郎君	郡司彰君
谷林哲郎君	堀利和君	小宮山洋子君
福山健二君	平田健君	高橋千秋君
角田義一君	直嶋正行君	櫻井充君
谷林正昭君	千秋君	菅川健三君
福山哲郎君	堀達郎君	東君
峰崎直樹君	平田健君	輿石
篠瀬進君	谷林正昭君	東君
吉田之久君	峰崎直樹君	東君
岩佐幸夫君	堀利和君	東君
小泉親司君	谷林正昭君	東君

八七名

朝日	石田俊弘君
今泉	美栄君
江田	岡崎トミ子君
小川	勝也君
五月君	昭君
久保	木俣佳丈君
亘君	亘君
小林	木俣佳丈君
元君	元君
小山	峰男君
峰男君	峰男君
佐藤	泰介君
泰介君	泰介君
高嶋	笛野貞子君
笛野貞子君	笛野貞子君
竹村	良充君
良充君	良充君
千葉	泰子君
泰子君	泰子君
内藤	正光君
正光君	正光君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
広中和歌子君	広中和歌子君
井上	藤井俊男君
俊男君	俊男君
本岡	本田良一君
昭次君	昭次君
円より子君	円より子君
山下八洲夫君	山下八洲夫君
糸科満治君	糸科満治君
市田忠義君	市田忠義君
井上美代君	井上美代君
緒方靖夫君	緒方靖夫君
小池晃君	小池晃君
須藤美也子君	須藤美也子君
富樫練三君	富樫練三君
橋本敦君	橋本敦君

中村	林	畠野	君枝君
敦夫君	宮本	紀子君	
佐藤	吉岡	岳志君	
西川	吉典君		
きよし君	大渕	絹子君	
	梶原	敬義君	
	清水	澄子君	
	照屋	寛徳君	
	福島	瑞穂君	
	三重野	栄子君	
	栄子君		

八田ひろ子君	筆坂秀世君	山下芳生君
吉川春子君	大脇雅子君	旦下部禮代子君
谷本	田	日下部禮代子君
菅野	渕上	大脇雅子君
島袋	山本	吉川春子君
久光君	正和君	谷本
宗康君	英夫君	大脇雅子君

官 報 (号 外)

平成十二年十一月三十日

參議院會議錄第十五号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

發行所
二 東京一 番 都一〇五 大 号五 藏 港五 省 区八四 印 虎ノ門四 刷 丁 局 目
電話
03 (3587) 4294
定 價
本号一部 (本体 三四五円)